

第三期由利本荘市 子ども・子育て支援事業計画



令和7(2025)年3月

秋田県由利本荘市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3

第2章 由利本荘市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口等の状況	5
2. ニーズ調査の結果概要	11
3. 本市を取り巻く課題	54

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	55
2. 基本目標	56
3. 施策の体系	57

第4章 施策の展開

1. 「保護者の主体的な子育て」を支援します	58
2. 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実に取り組みます	64
3. 子どもと子育てにやさしい環境づくりに努めます	68
4. 安心して産み育てられる環境づくりに取り組みます	72
5. 多様性に配慮し、きめ細やかに取り組みます	79
6. 仕事と子育ての調和の実現を目指します	85

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1. 教育・保育提供区域の設定	87
2. 教育・保育の一体的な提供と推進体制	87
3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	88
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	99

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制	108
2. 計画の進捗状況の管理	109

資料編

施設一覧	110
第三期計画期間中の由利本荘市児童福祉施設等整備計画一覧	112
由利本荘市第二期子ども・子育て支援事業計画の事業実績	113
由利本荘市第一期子ども・子育て支援事業計画の事業実績	117
用語解説	121
由利本荘市子ども・子育て会議委員名簿	128

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

この計画は、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、保育や幼児教育の場、学校、事業者、各機関が相互に協力し、市民の理解と認識を深め、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するために策定するものです。

令和6年6月厚生労働省より、令和5年の出生数（日本人）は72.7万人（概数）、合計特殊出生率は過去最低を更新する1.20であったことが公表されましたが、令和7年1月に公表された人口動態統計速報（令和6年11月分）によれば、令和6年の出生数はさらに減少して、国の統計開始以来初の出生数70万人を割る可能性が強まった状況下にあります。

要因として、価値観の多様化で未婚・晩婚傾向が進んだこと、平均出産時年齢の高齢化、非正規雇用の増加など雇用形態を含めた経済状況の変化に加えて、新型コロナウイルス禍で結婚や出産を控える人が増えたこと、これらが複合的に作用していることが考えられます。

国立社会保障・人口問題研究所が2023年に公表した将来推計（中位推計）では2024年の出生数は75万5千人で、70万人を割るのは2038年と見込んでいました。

国の想定よりも早い少子化が加速して進行することで、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など将来的に社会・経済にも大きな影響を与えるものとなっています。

国はこれまで、少子化対策として平成15年に「少子化対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」を制定し、子ども・子育て支援について、総合的な施策を講じてきました。本市においても、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「由利本荘市次世代育成支援行動計画」を、平成22年に「由利本荘市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子育て支援施策の充実に取り組んでまいりました。

また、平成23年に制定した「由利本荘市子ども条例」に基づき、基本理念である子どもが健やかに育つ環境づくりの実現に向け、子どもと子育てを支援するまちづくりを目指してきました。

しかし、出生数の減少傾向は続き、子育てをめぐる地域や家庭、雇用環境の変化により、子育てに不安や負担を感じる家庭も少なくないことから、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められました。

こうした社会的背景のもと、平成24年に「子ども・子育て関連3法（※）」が制定され、平成27年4月に新たな子ども・子育て支援制度が創設されました。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、平成27年3月に「由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭と地域における子育て支援を総合的に推進してまいりました。

第一期計画の基本理念等を踏襲し、効果的かつ総合的に子ども・子育て支援に向けた取り組みを推進するために策定した「第二期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、近年の法改正や社会潮流、子どもを取り巻く現状を踏まえて、「第三期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(※) 子ども・子育て関連3法…「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（改正認定こども園法）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律整備法）

2. 計画の位置づけ

(1) 「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられ、有効期限が令和17年3月31日までに再延長された次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定します。

◆子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

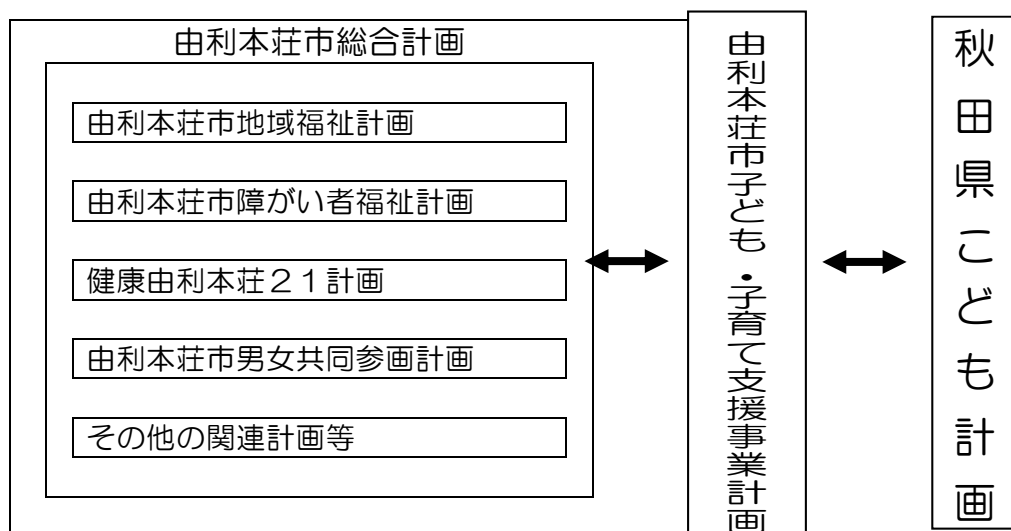
◆次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な住居環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 他の計画との関係

本市の上位計画である「由利本荘市総合計画」や各個別計画との調和を図りながら、秋田県こども計画との連携を確保し、一体的な推進を目指します。

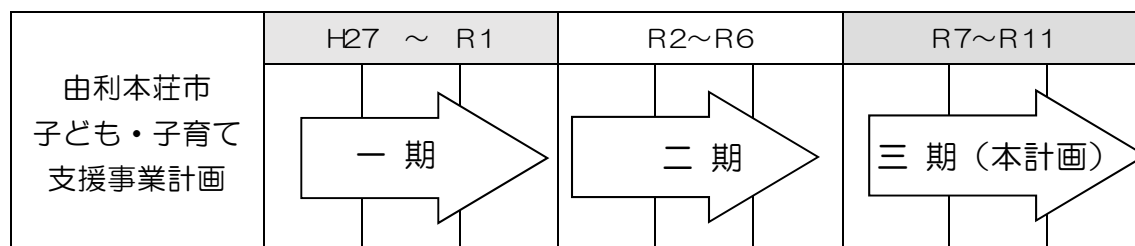


3. 計画の期間

この計画の期間は、5年を1期として策定することとされています。

平成27年度から令和元年度までの一期計画を経て、令和2年度から令和6年度までの5年を第二期、本計画は令和7年度から令和11年度までの5年を第三期として取り組みます。

計画期間中は、毎年度計画の進捗状況や成果を検証し、社会経済情勢の変化等により見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行います。



4. 計画の策定体制

（1）子ども・子育て支援に関するニーズ調査

就学前児童の保護者の方を対象に、教育・保育事業および子育て支援事業の利用状況や今後の利用希望などを把握し、本計画に反映することを目的として実施しました。

・調査期間	令和6年2月15日～令和6年5月16日		
・調査対象	市内に居住する就学前の児童の保護者 1,220人（無作為抽出）		
・回答回収状況	調査票による回答	457件	
	インターネット回答	220件	
	回収計	677件	（回収率 55.5%）
	うち、全問無回答による無効	0件	
	有効回答	677件	（回答率 55.5%）

※調査結果の概要は、第2章に掲載しています。

（2）パブリックコメント

市民の意見を本計画に反映させるため、計画案をホームページ等で公開し、意見の収集を行いました。頂いたご意見は、計画に反映できるものは反映しました。

・募集期間	令和7年1月30日～令和7年2月28日
・閲覧場所	市HP、こども未来課と各総合支所市民サービス課
・意見提出方法	FAX・Eメール・郵便・持参いずれも可
・提出者	2名
・提出件数	2件

（３）由利本荘市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者、子育て支援に関する関係機関・団体、教育・保育事業従事者及び学識経験者からなる「由利本荘市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援のための施策や事業について協議しました。

（４）関係各課との協議

取り組む施策を関係各課と協議し策定を進めました。

関 係 各 課	
総務部	総務課
企画振興部	総合政策課、地域づくり推進課
市民生活部	市民課、生活環境課
健康福祉部	健康づくり課、福祉支援課、こども未来課
産業振興部	農業振興課、商工振興課
観光文化スポーツ部	文化・スポーツ課
建設部	建設管理課、都市計画課、建築住宅課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央図書館

令和 7 年 3 月 1 日現在

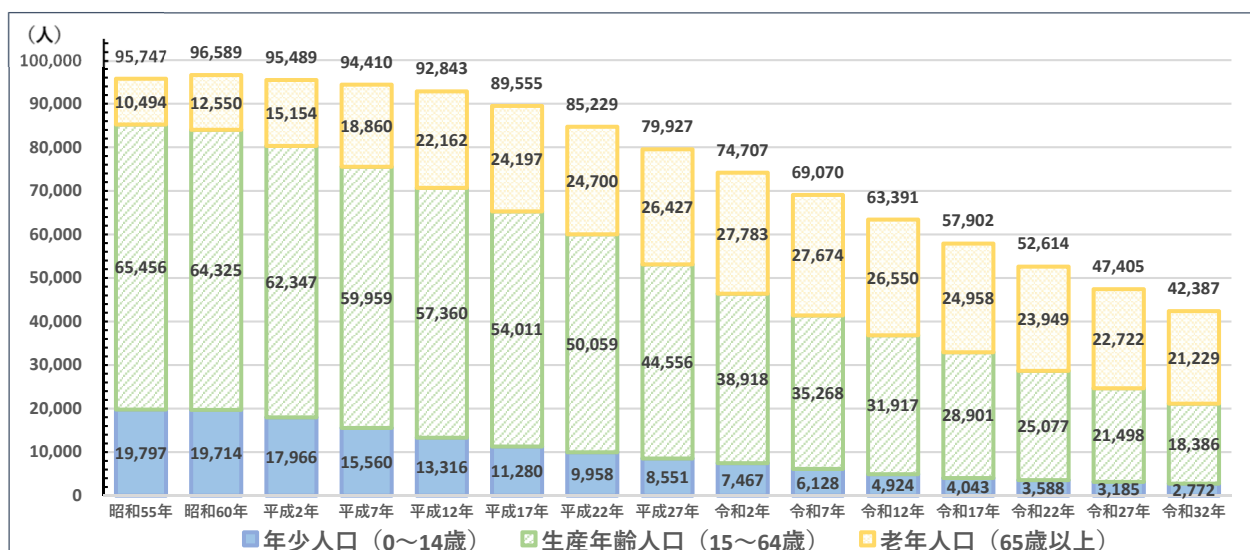
第2章 由利本荘市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口等の状況

(1) 人口の推移と将来推計

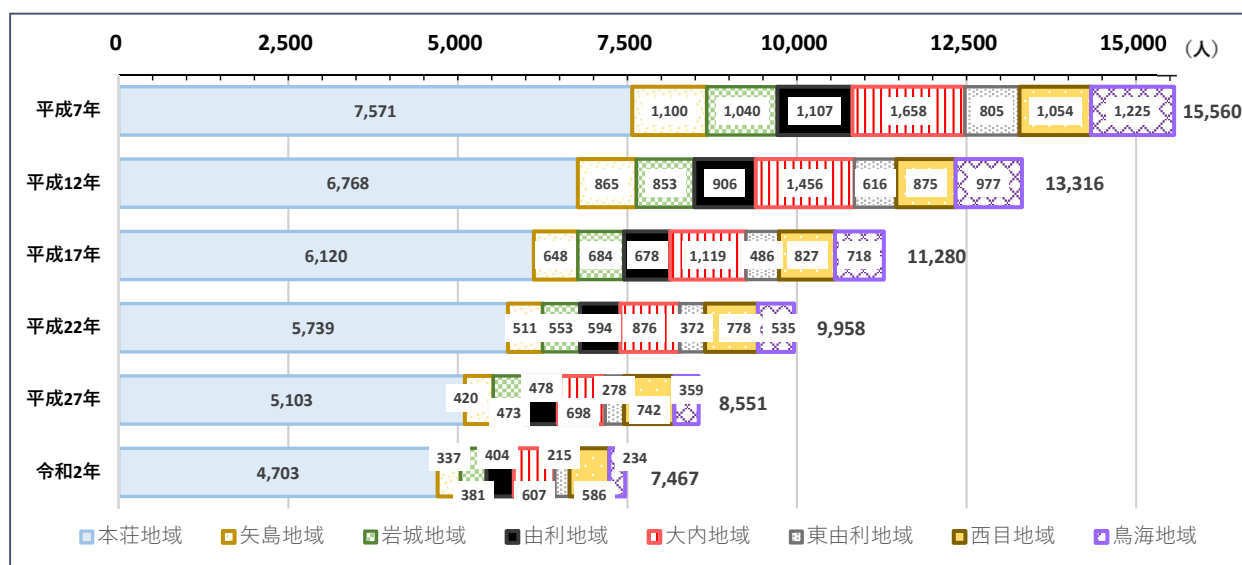
由利本荘市の人口は、平成27年に8万人を割り込み、平成17年の合併から10年間で1万人の減少となっています。また、令和7年には7万人を下回ることが予想されます。年少人口の推移をみても減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

▼年齢3区分人口の推移と将来推計



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年12月推計）

▼地域別年少人口の推移

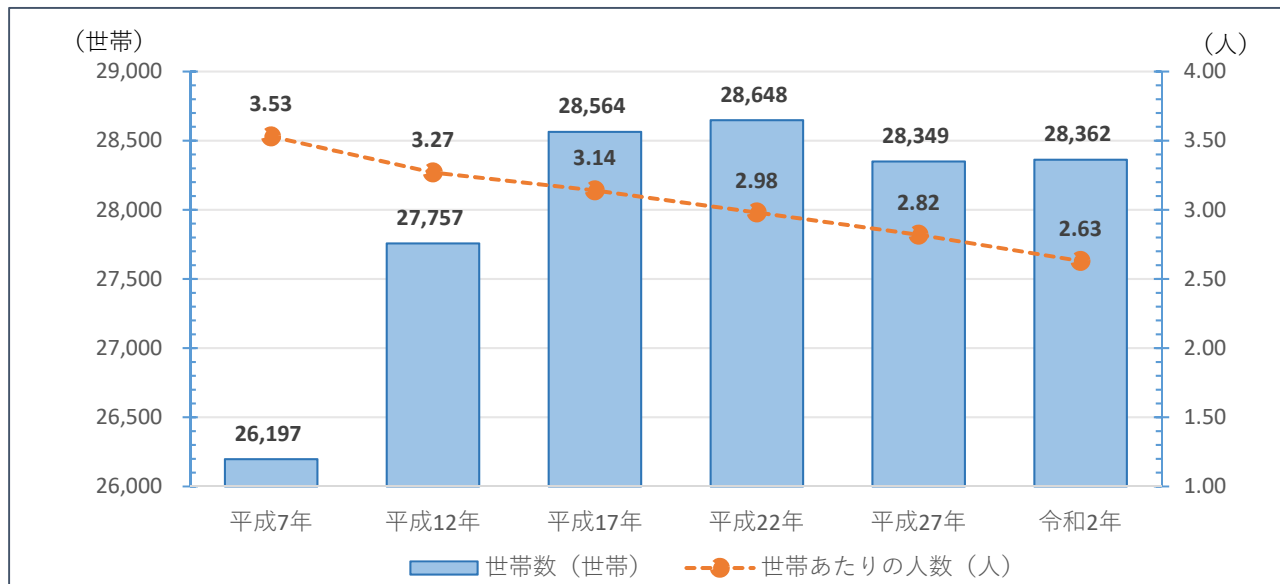


出典：国勢調査

（２）世帯の動向

世帯数は微増しているものの、世帯当たりの人数は減少傾向にあります。これは核家族化の進行と、単身世帯が増加していることが影響しています。

▼総世帯数および世帯あたりの人数の推移



出典：国勢調査

（３）子ども数の推移

0歳から11歳の将来人口をみると、0～5歳の就学前児童数、6～11歳の小学校児童数のいずれも減少傾向となっています。

▼0～11歳人口の将来推計（単位：人）

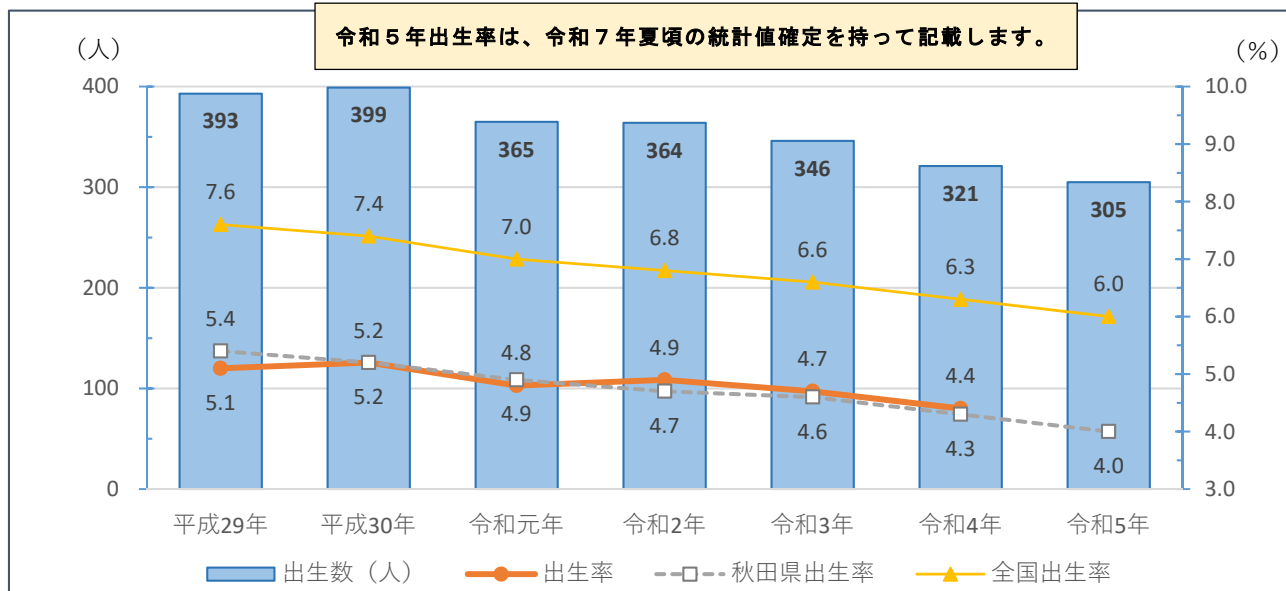
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	就学前児童数	小学生児童数
R3	347	354	409	412	423	470	443	536	494	541	545	627	2,415	3,186
R4	338	357	369	413	415	425	471	446	535	493	538	544	2,317	3,027
R5	304	348	353	372	406	417	431	471	443	537	490	541	2,200	2,913
R6	299	311	351	363	371	402	418	435	467	448	539	490	2,097	2,797
R7	289	309	319	359	363	373	406	418	433	469	449	541	2,012	2,716
R8	280	297	320	326	361	363	378	407	417	434	468	450	1,947	2,554
R9	272	288	303	327	326	361	367	379	406	419	435	470	1,877	2,476
R10	265	280	294	309	326	326	365	367	378	409	418	435	1,800	2,372
R11	263	272	286	300	308	327	328	365	367	378	408	419	1,756	2,265

資料：こども未来課（各年4月1日人口 ※R7～R11は推計）

(4) 出生の動向

平成29年は393人でしたが、令和5年には305人となっており、約90人減少しています。出生率も同様に変化し、秋田県の近似値となっています。

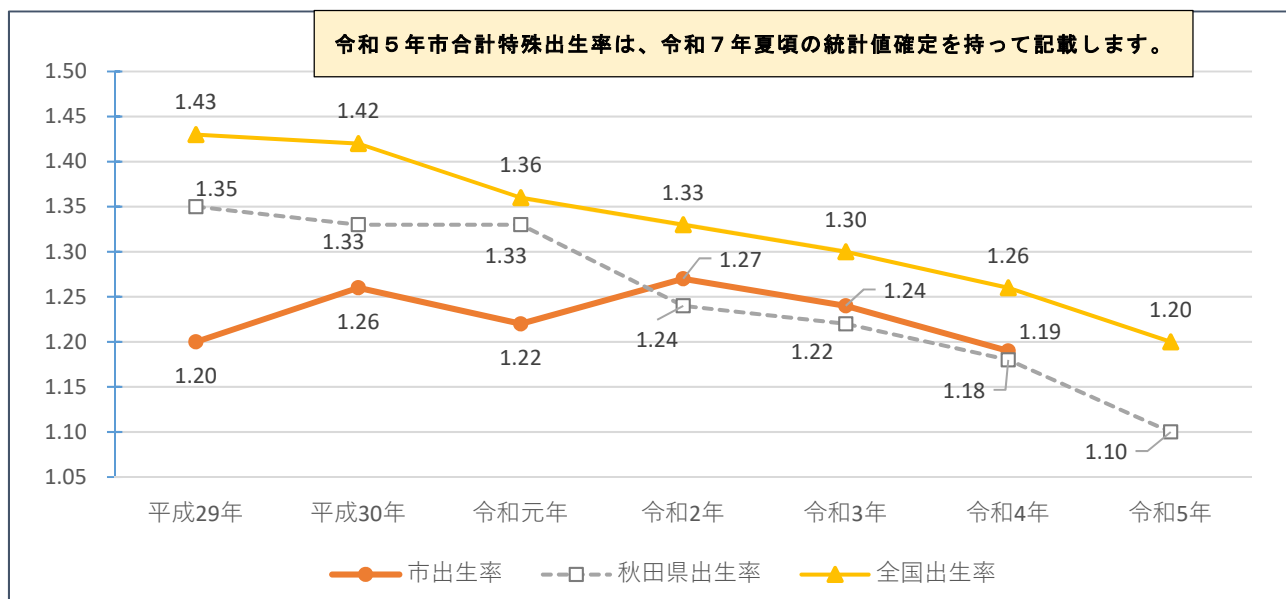
▼出生数・出生率の推移（出生率は人口千対）



出典：秋田県衛生統計年鑑

合計特殊出生率は、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数の平均を表しています。平成29年は1.20でしたが、増減を繰り返し令和4年には1.19となり、初めて1.20を下回りました。

▼合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省 人口動態統計特殊報告

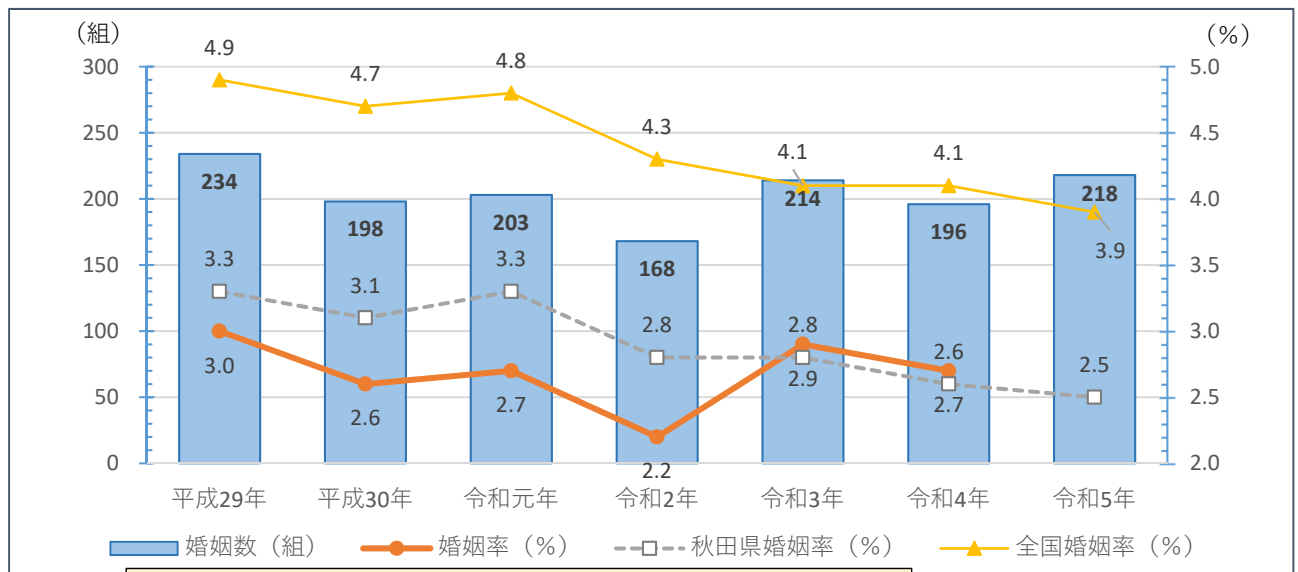
市出生率は、健康づくり課の出生資料および住民基本台帳人口を基に市独自で試算

(5) 結婚・離婚の動向

近年の婚姻件数をみると、平成29年は234組でしたが、増減を繰り返した後に令和5年は218組と減少しています。婚姻率は令和3年に秋田県よりも高い値に反転して推移しています。

離婚件数についても、平成29年の98組から令和元年の105組をピークに、以後、令和4年には71組にまで減少しています。離婚率についても令和元年には増加したものの、それ以降は県よりも低い値で推移しています。

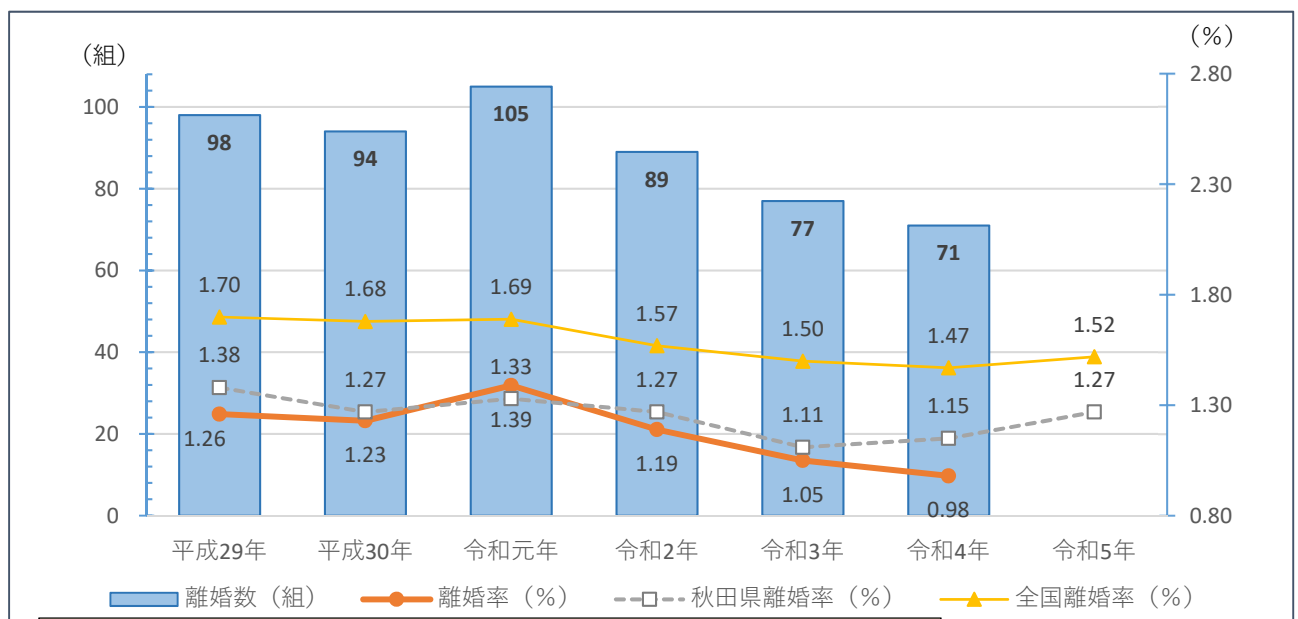
▼婚姻件数・婚姻率の推移（婚姻率は人口千対）



令和5年市婚姻数は、令和7年夏頃の統計値確定を持って記載します。

出典：秋田県衛生統計年鑑

▼離婚件数・離婚率の推移（離婚率は人口千対）



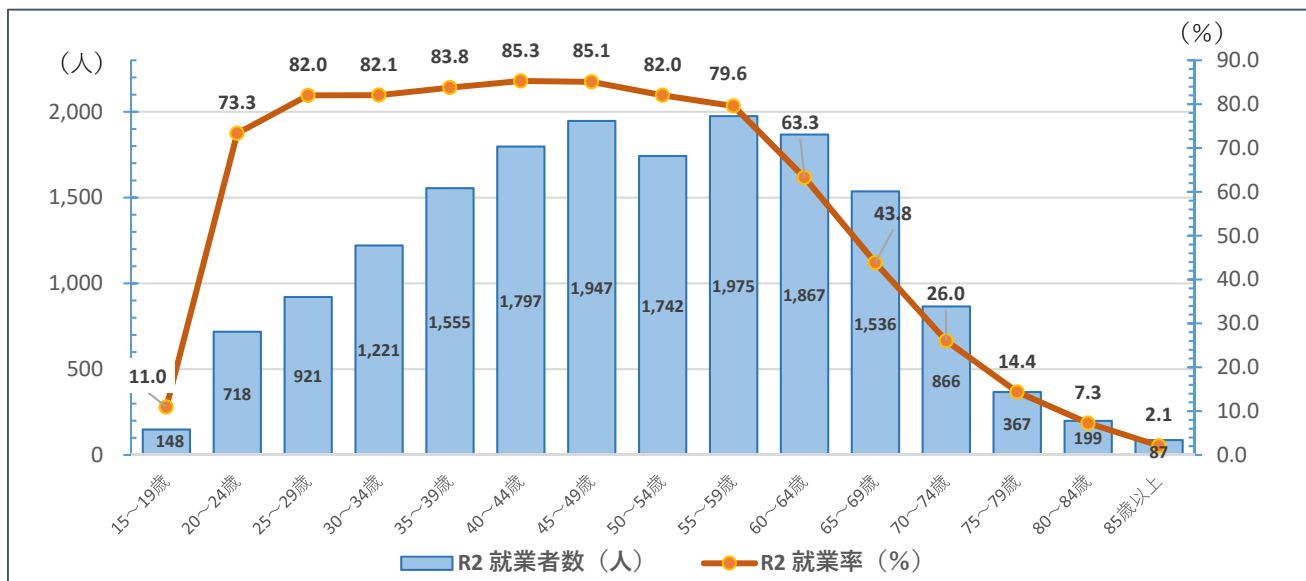
令和5年市離婚組数・離婚率は、令和7年夏頃の統計値確定を持って記載します。

出典：秋田県衛生統計年鑑

（６）女性の就労状況

令和２年に女性の就業率が８０％前後あった年齢階層は、２５歳から５９歳まででした。平成２７年では、２５歳から５４歳までが８０％以上となっていたことから、若干ではありますが就労の年齢層の幅が広まったといえます。本市においては全国統計で見られるＭ字カーブは見られません。

▼年齢階層別女性の就業者数と就業率

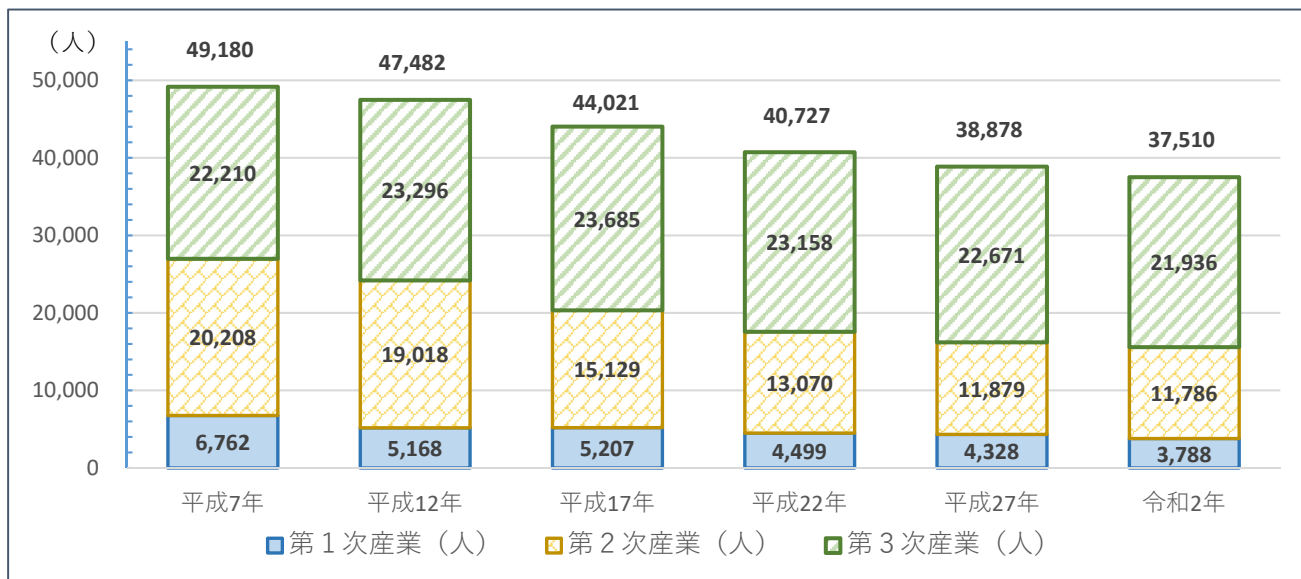


出典：令和２年国勢調査

（７）産業と雇用の状況

産業別就業者数の推移をみると、いずれも減少しています。全体の就業者数も減少しています。

▼産業別就業者数の推移

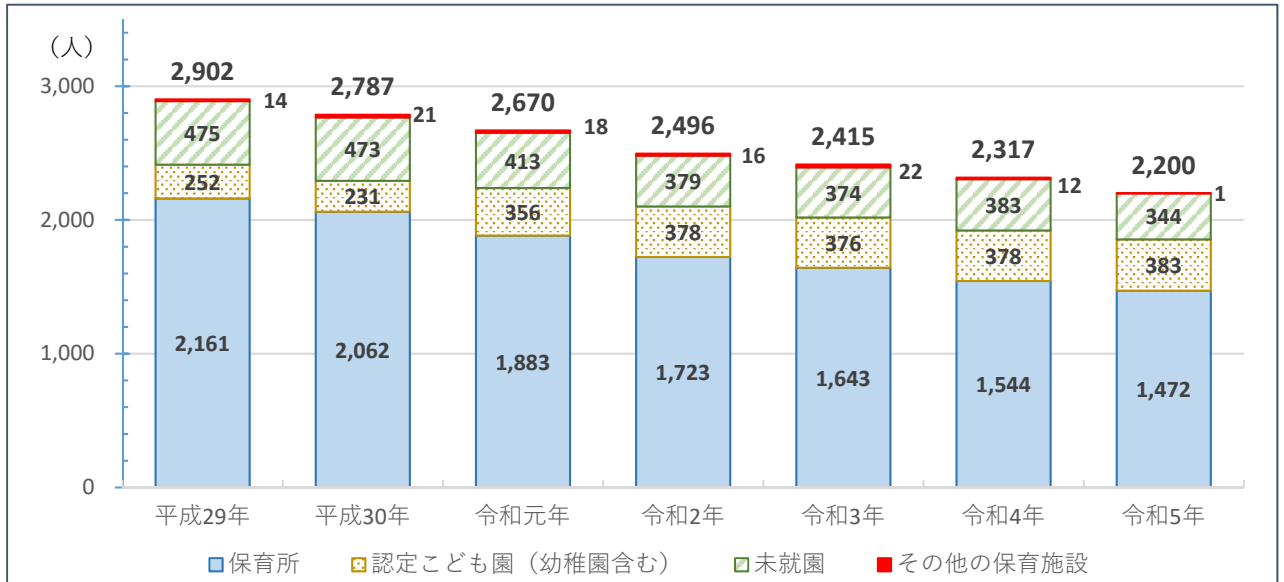


出典：国勢調査

（８）幼稚園、保育所、各保育施設の定期的な利用状況

就学前児童数の減少により各施設の利用児童数が減少しています。就園率は概ね８３％から８４％で推移しており、ほぼ横ばいの状況であることから、就学前児童数の減少に比例しています。

▼施設別利用児童数の推移



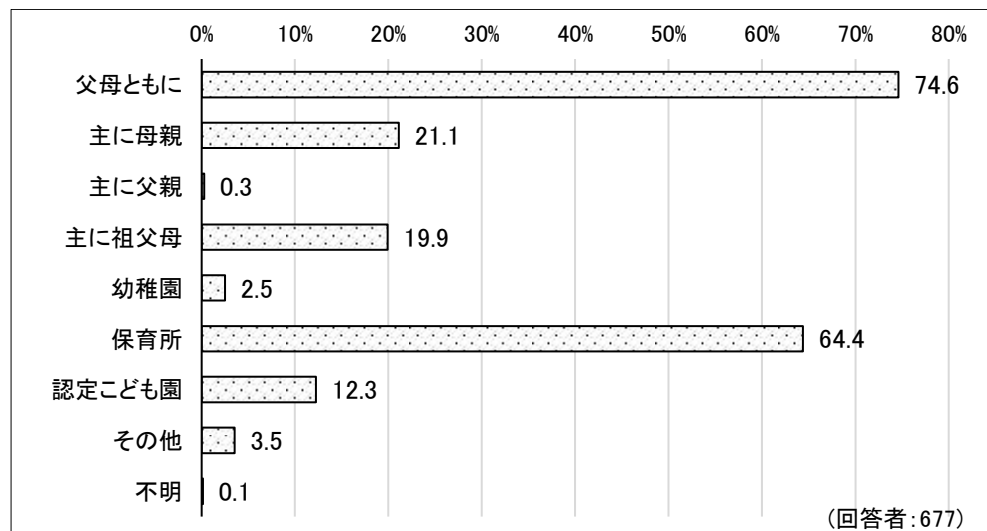
資料：こども未来課（各年４月初日在籍人数 市内特定教育保育施設入所状況
（広域入所含む、受託含まない））

2. ニーズ調査の結果概要

【子どもの育ちをめぐる環境】

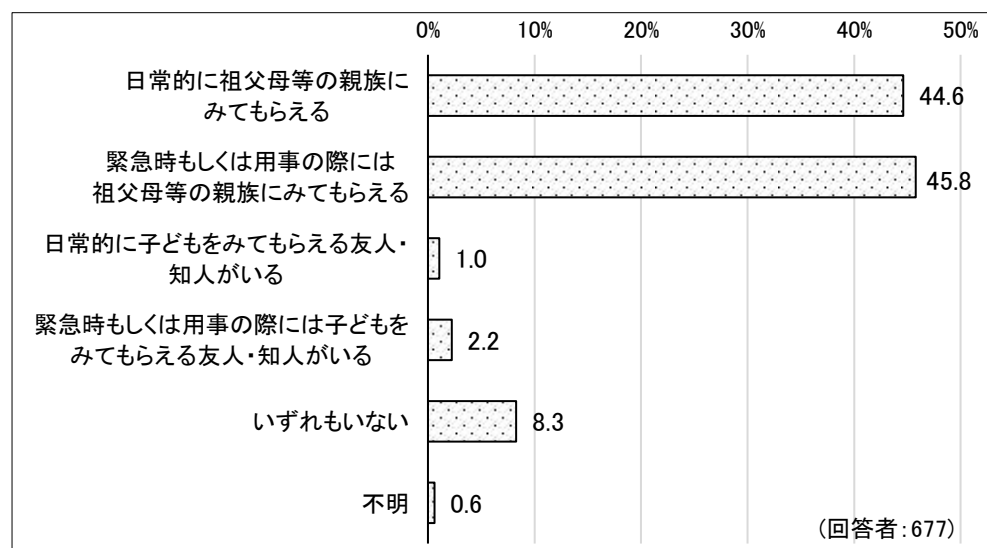
(1) 子どもの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人、施設

子どもの子育て（教育含む）に日常的に関わっている人、施設については、「父母ともに」の割合が74.6%で最も高く、次いで「保育所」が64.4%で続き、この2項目が突出して高い割合となりました。



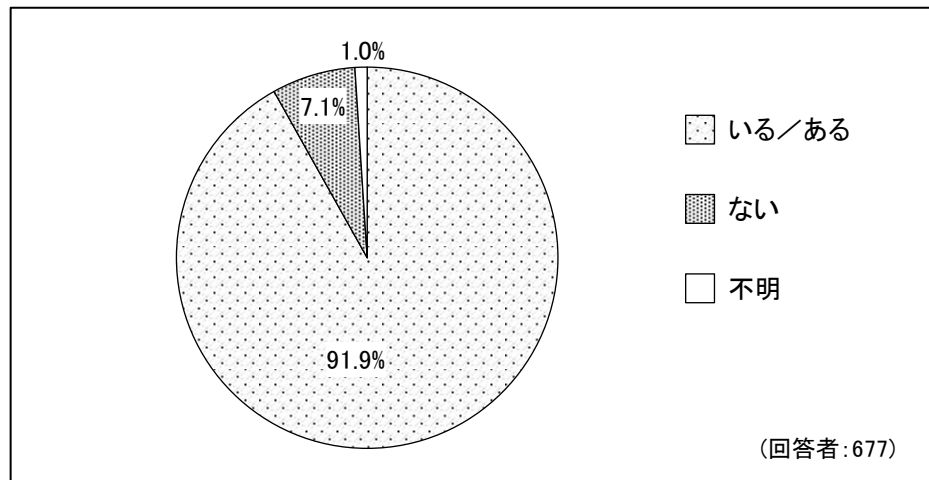
(2) 日頃、子どもをみてくれる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてくれる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が45.8%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が44.6%と僅差で続きました。「子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合は「日常的」「緊急時もしくは用事の際」のいずれにおいても1割未満と低く、また、「いずれもない」の割合は8.3%となりました。

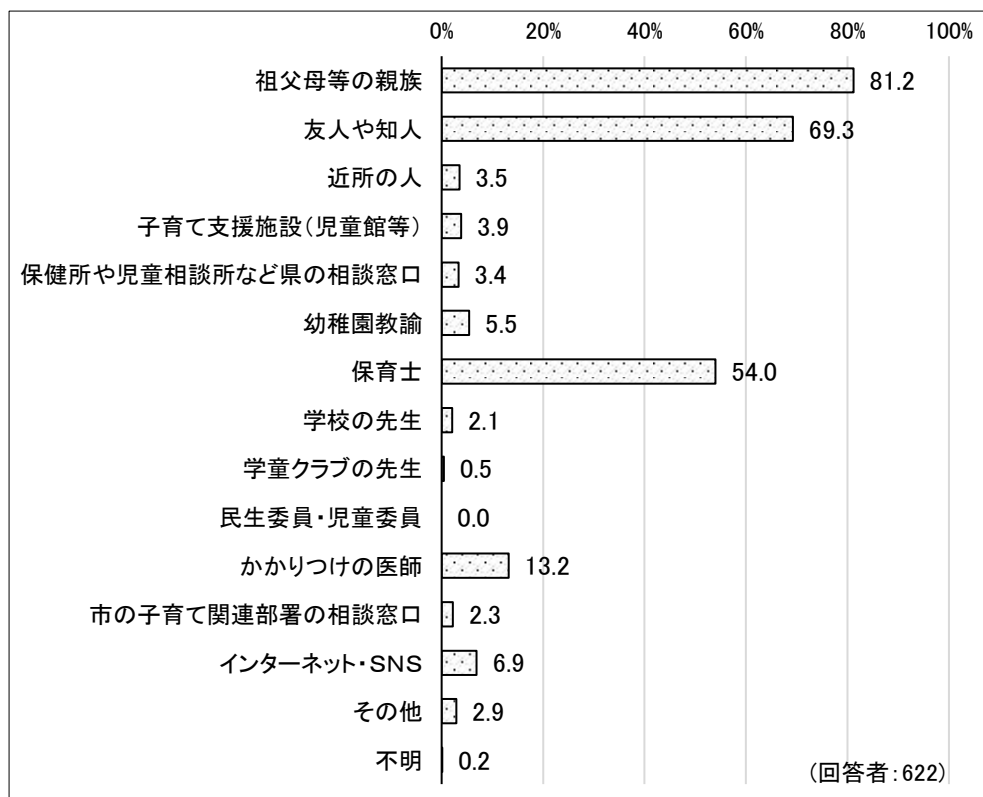


（３）お子さんの子育て（教育含む）について気軽に相談できる人等の有無

お子さんの子育て（教育含む）について気軽に相談できる人、場所については、「いる／ある」の割合が 91.9%と 9 割以上を占めた一方、「ない」の割合は 7.1%となりました。



「いる／ある」と答えた方の相談できる相手については、「祖父母等の親族」の割合が 81.2%で最も高く、次いで「友人や知人」が 69.3%、「保育士」が 54.0%で続き、これら 3 項目の割合が特に高くなりました。



【保護者の就労状況】

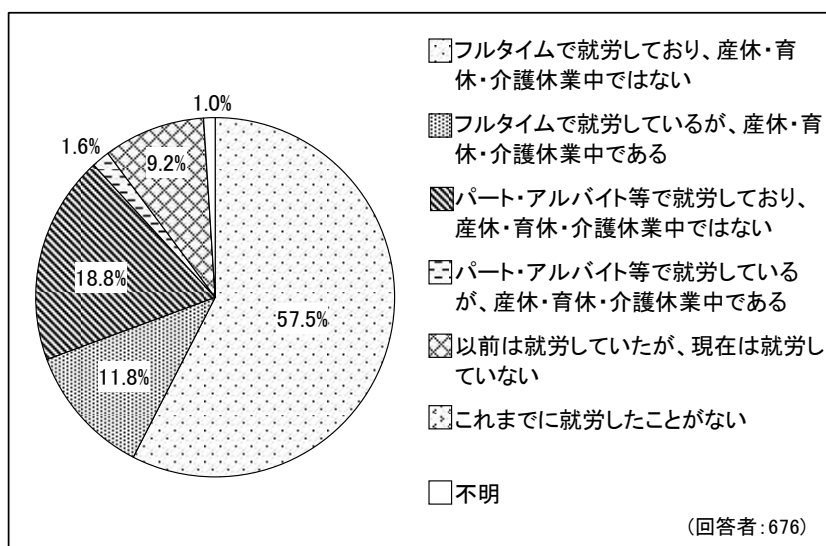
（１）母親の就労について

① 就労状況

母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休等休業中ではない」の割合が 57.5%と半数以上を占め、これに「フルタイムで就労しているが、産休等休業中である」を合わせた『フルタイムで就労している』の割合は 69.3%となりました。

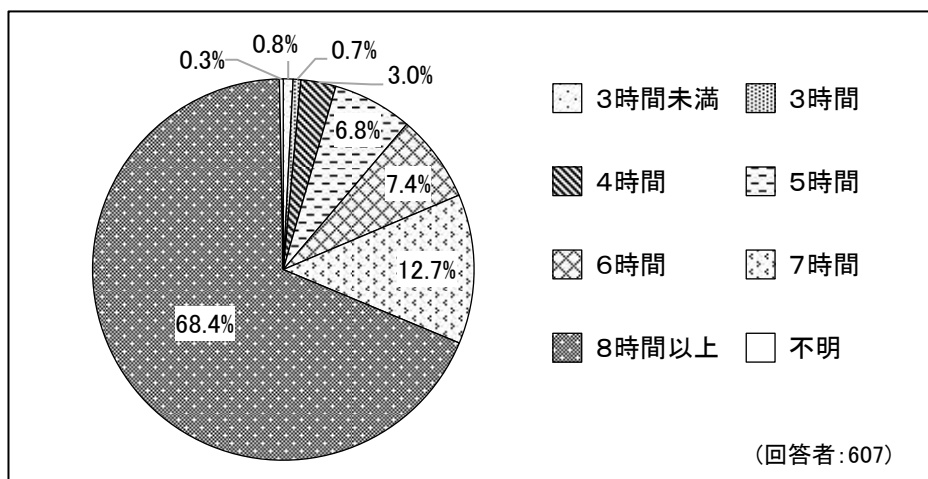
また、『パート・アルバイト等で就労している』（「パート・アルバイト等で就労しており、産休等休業中ではない」と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休等休業中である」の合計）の割合は 20.4%となり、フルタイムとパート・アルバイト等を合わせた就労している人の割合は全体の 89.7%となりました。

一方、『就労していない』（「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまでに就労したことがない」の合計）の割合は 9.2%となりました。



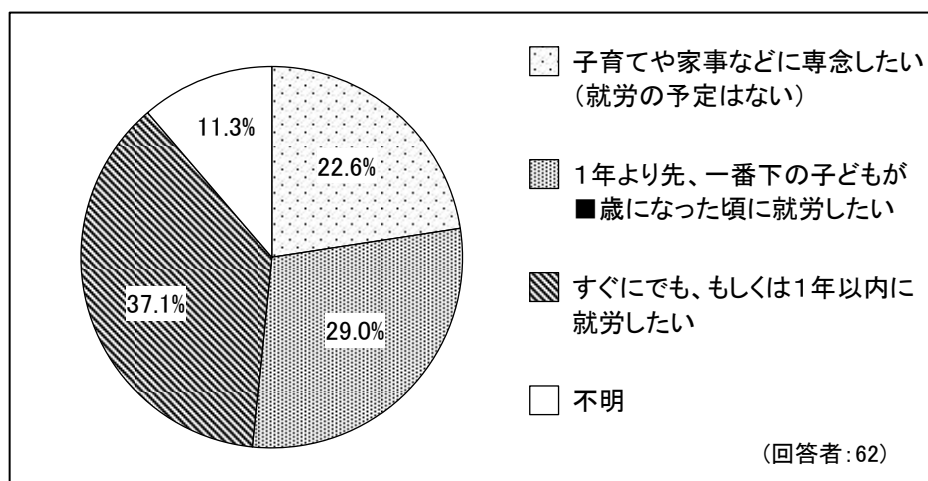
② 就労している場合の 1 日あたりの就労時間

就労している母親の就労時間については、「8 時間以上」の割合が 68.4%と 7 割近くを占めました。



③ 就労していない場合の就労希望

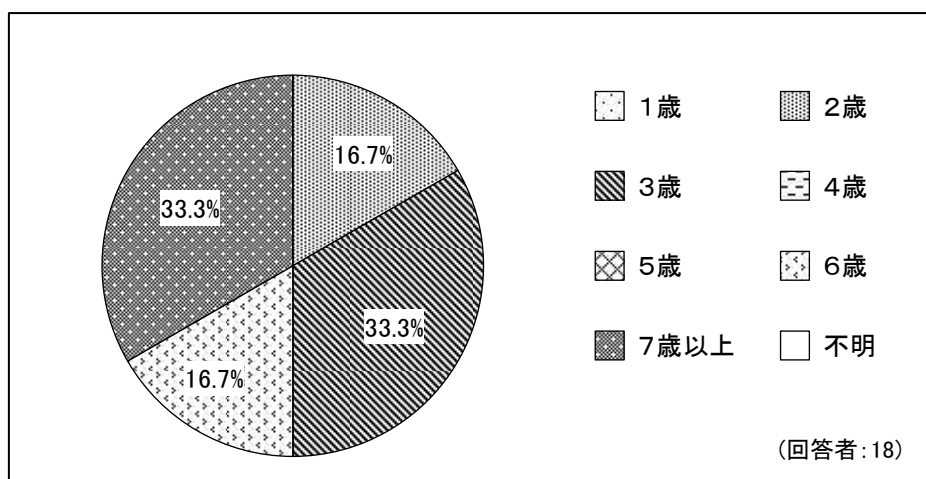
現在就労していない方の今後の就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が37.1%で最も高く、「1年より先、一番下の子どもが■歳になった頃に就労したい」は29.0%、「子育てや家事などに専念したい」は22.6%となりました。



④ ③で「1年より先、一番下の子どもが■歳になった頃に就労したい」を選択した方の、就労を希望する際の末子の年齢

③で「1年より先、一番下の子どもが■歳になった頃に就労したい」と答えた方が就労を希望する際の末っ子の年齢については、「3歳」と「7歳以上」の割合がともに33.3%で最も高く、これに「2歳」と「6歳」がともに16.7%で続きました。

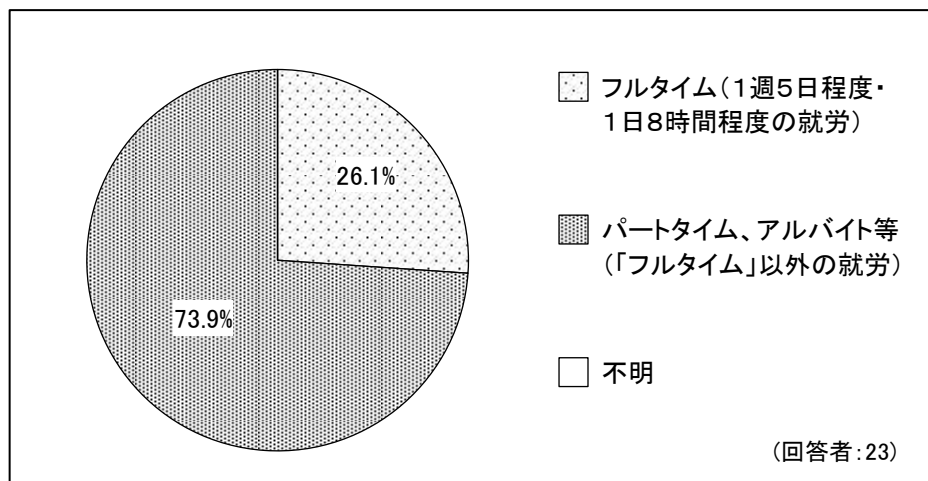
(子どもの年齢)



⑤ ③で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択した方の、就労を希望する就労形態

「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と答えた方が希望する就労形態については、「パートタイム、アルバイト等」の割合が73.9%と7割以上を占めた一方、「フルタイム」は26.1%となりました。

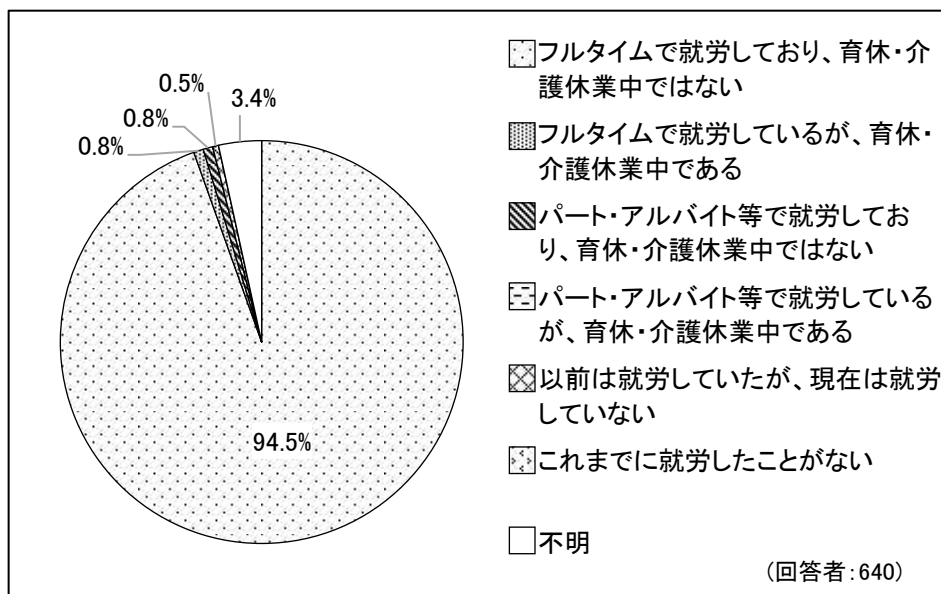
(就労形態)



(2) 父親について

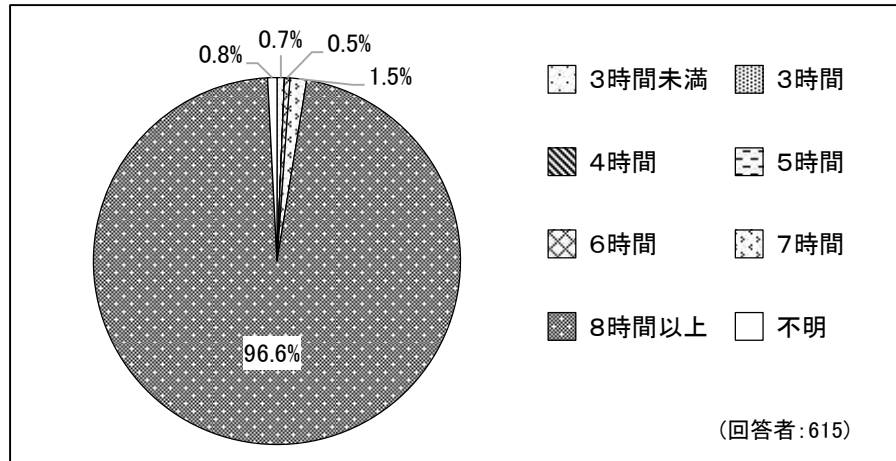
① 就労状況

父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休等休業中ではない」の割合が94.5%と9割以上を占めました。



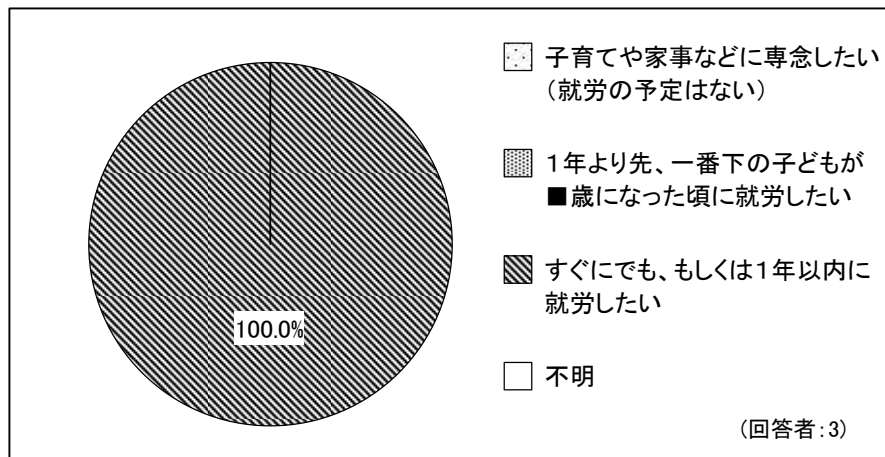
② 就労している場合の1日当たりの就労時間

就労している父親の就労時間については、「8時間以上」の割合が96.6%と9割以上を占めました。

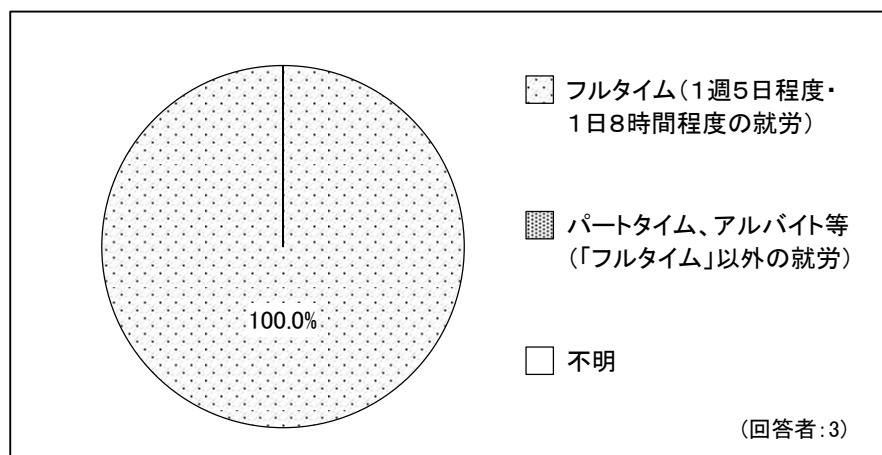


③ 就労していない場合の就労希望

現在就労していない方の今後の就労希望については、回答者全員が「フルタイム」で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しました。



(就労形態)

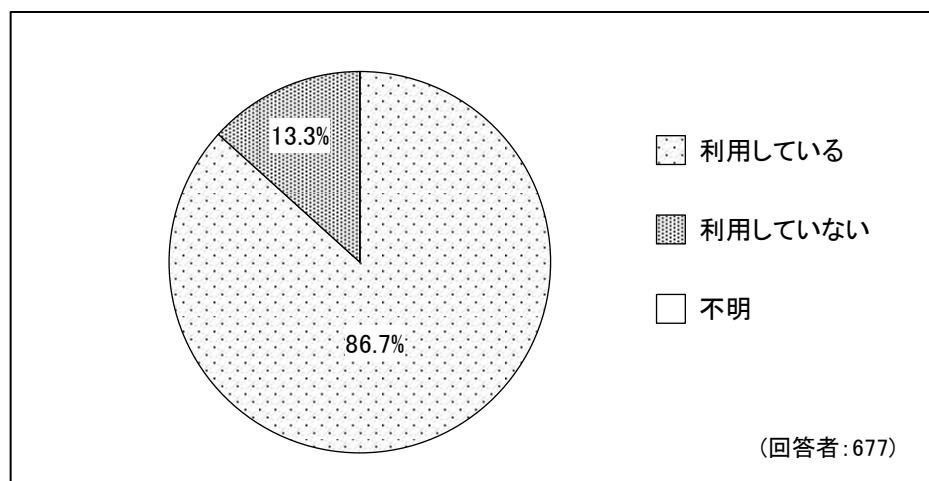


【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

（１）現在の利用状況

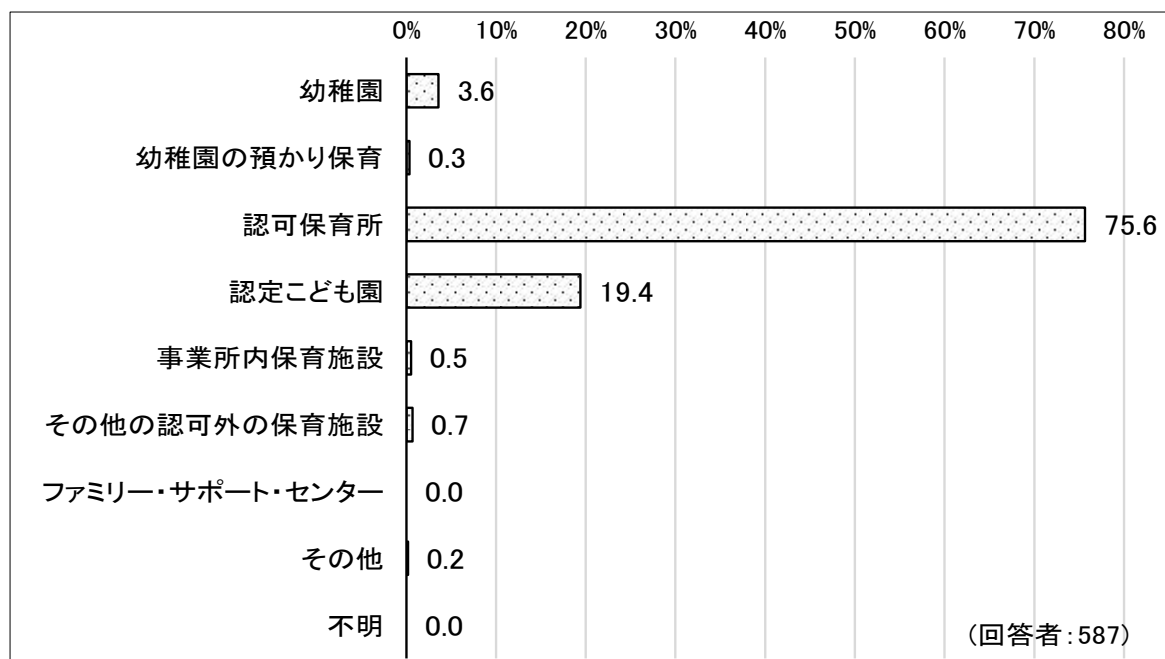
① 利用の有無

現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用しているかについては、「利用している」の割合が 86.7%と 8 割以上を占めた一方、「利用していない」は 13.3%となりました。



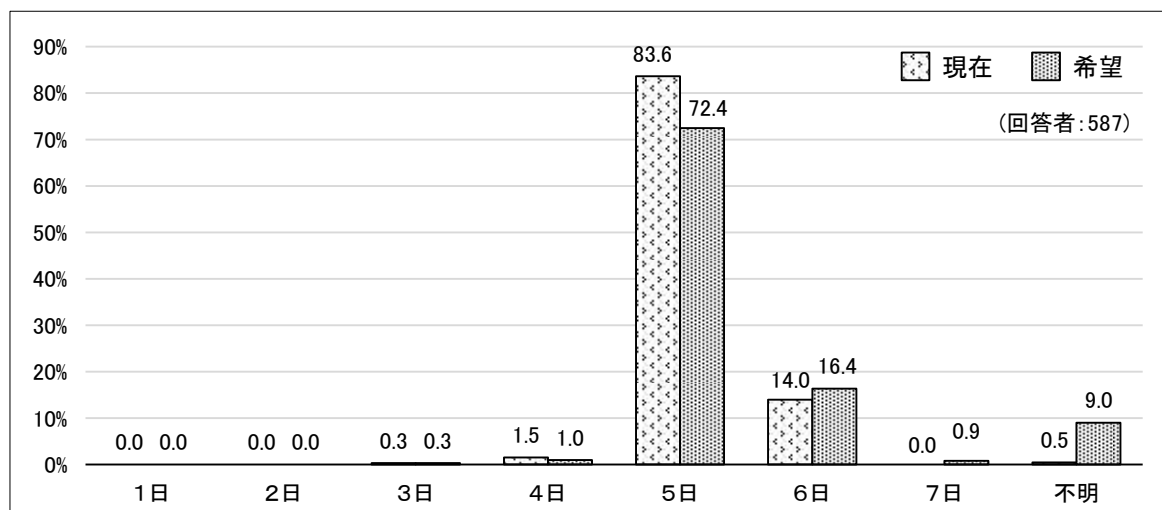
② 利用している事業

①で「利用している」と答えた方の利用している事業については、「認可保育所」の割合が 75.6%で突出して高く、次いで「認定こども園」が 19.4%と続きました。



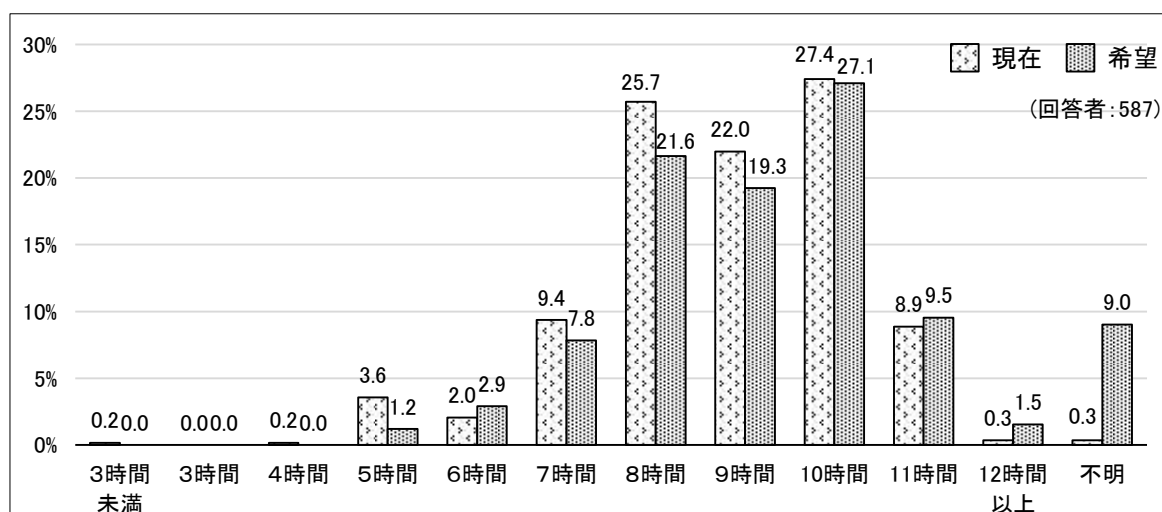
③ 1週当たりの利用日数（現在・希望）

①で「利用している」と答えた方の1週当たりの利用日数については、現在と希望いずれにおいても「5日」（現在：83.6%、希望：72.4%）の割合が7割以上を占め最も高く、次いで「6日」（現在：14.0%、希望：16.4%）が1割台で続きました。



④ 1日当たりの利用時間（現在・希望）

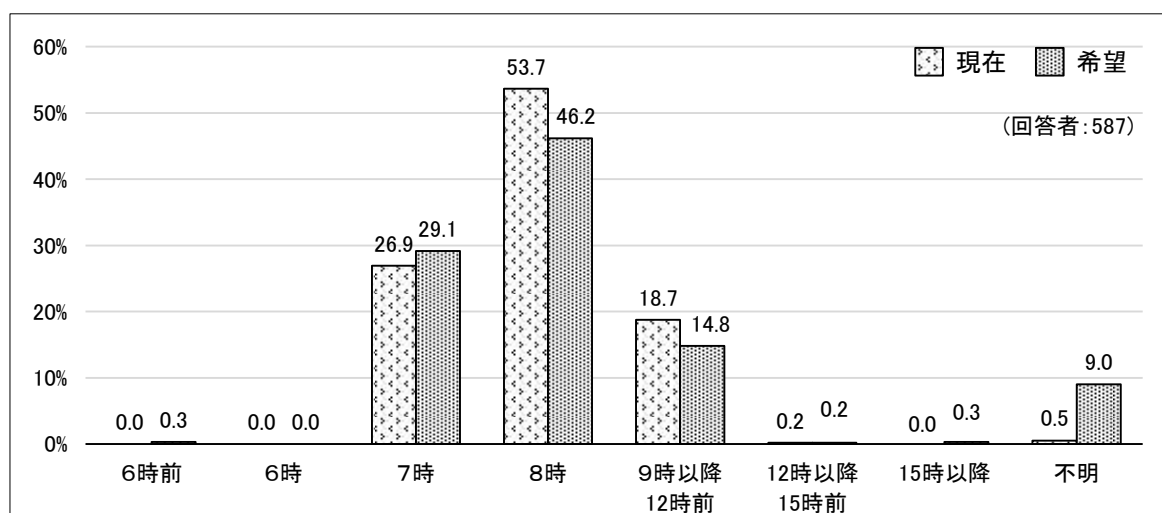
①で「利用している」と答えた方の1日当たりの利用時間については、現在と希望いずれにおいても「10 時間」（現在：27.4%、希望：27.1%）の割合が2割台後半で最も高く、次いで「8時間」（現在：25.7%、希望：21.6%）が2割台、「9 時間」（現在：22.0%、希望：19.3%）が2割前後で続きました。



⑤ 希望する利用開始時間

①で「利用している」と答えた方の利用開始時間については、現在と希望いずれにおいても「8時」（現在：53.7%、希望：46.2%）の割合が4割以上で最も高く、次いで「7時」（現在：26.9%、希望：29.1%）が2割台後半、「9時以降 12時前」（現在：18.7%、希望：14.8%）が1割台で続きました。

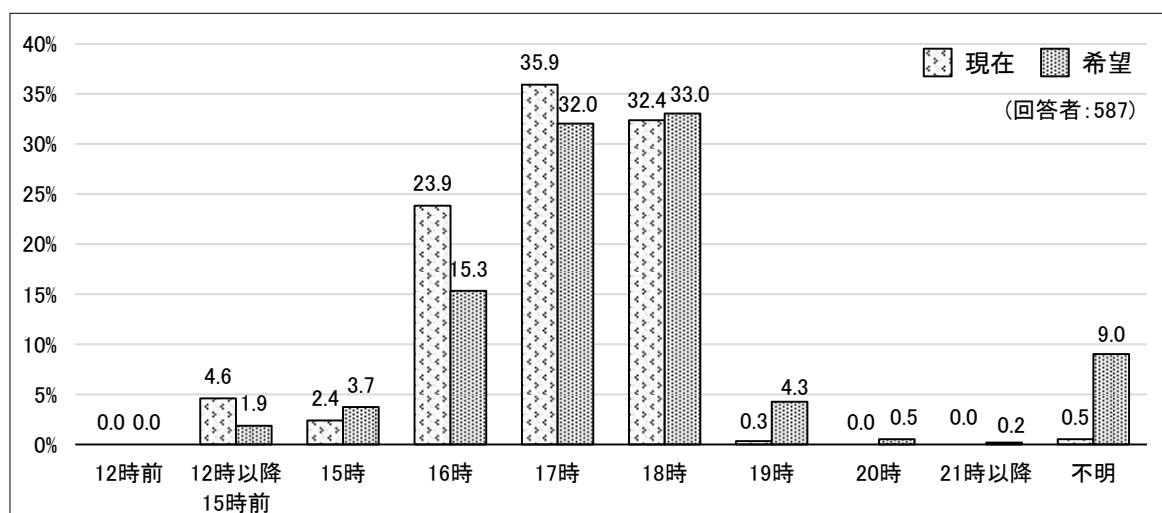
（開始時間）



⑥ 希望する利用終了時間

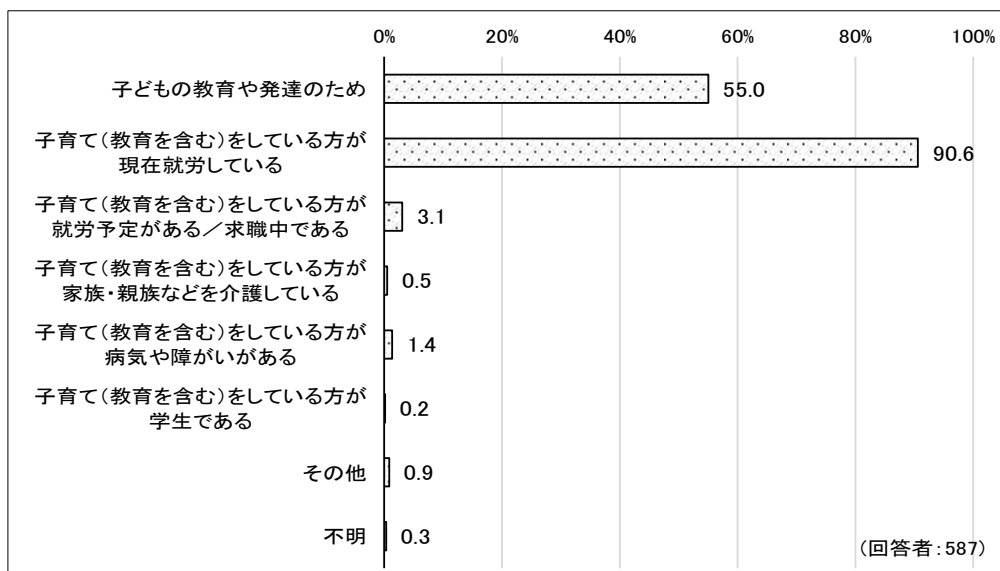
①「利用している」と答えた方の利用終了時間については、現在の場合は「17時」の割合が35.9%で最も高く、次いで「18時」が32.4%で続きました。一方、希望の場合は「18時」が33.0%で最も高く、これに「17時」が32.0%と続きました。

（終了時間）



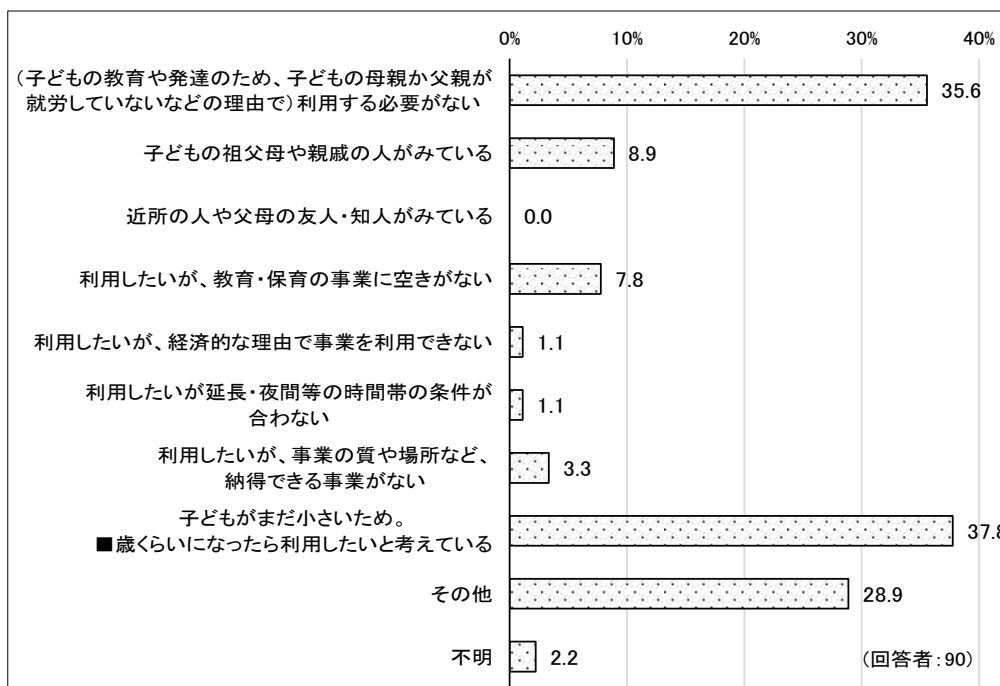
⑦ 平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由

①で「利用している」と答えた方の利用している理由については、「子育てをしている方が現在就労している」の割合が90.6%で突出して高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が55.0%で続き、この2項目の割合が特に高くなりました。



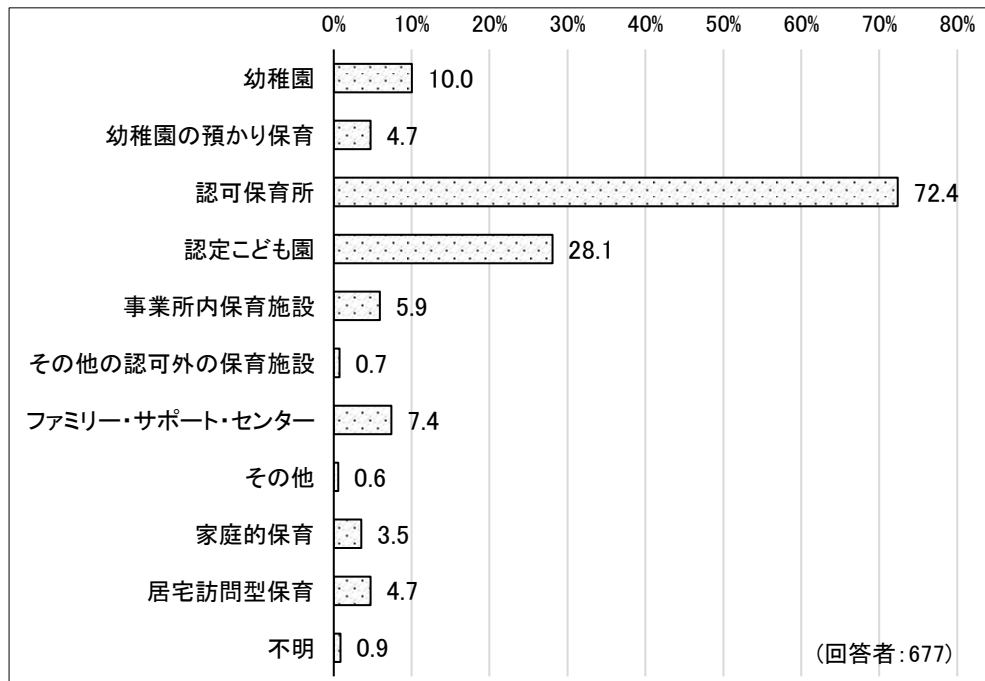
⑧ 平日に定期的に教育・保育事業を利用していない場合の理由

①で「利用していない」と答えた方の利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため。■歳くらいになったら利用したいと考えている」の割合が37.8%で最も高く、次いで「(子どもの教育や発達のため等の理由で) 利用する必要がない」が35.6%と僅差で続きました。



（２）（現在の利用の有無に関わらず）平日の日中に定期的利用を希望する事業

現在の利用の有無に関わらず、平日の日中に定期的利用を希望する事業については、「認可保育所」の割合が72.4%で突出して高く、次いで「認定こども園」と28.1%が続きました。

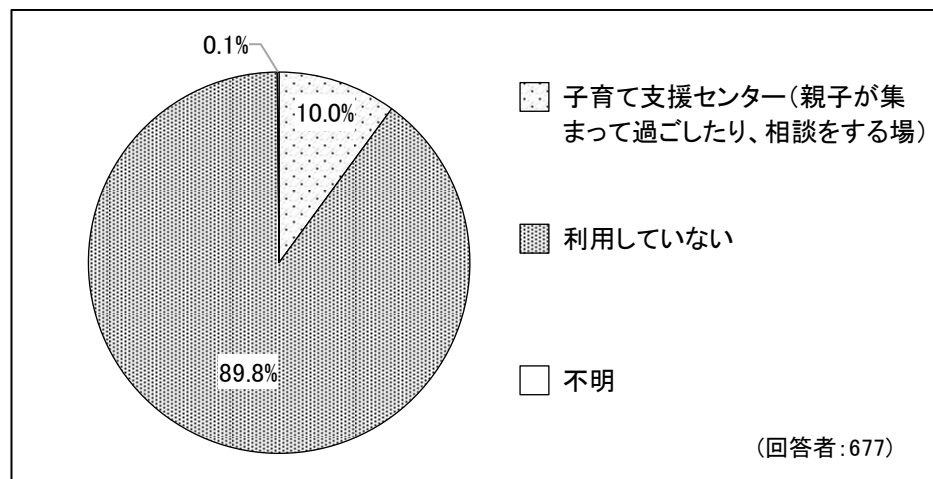


【地域の子育て支援事業の利用状況】

（１）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用について

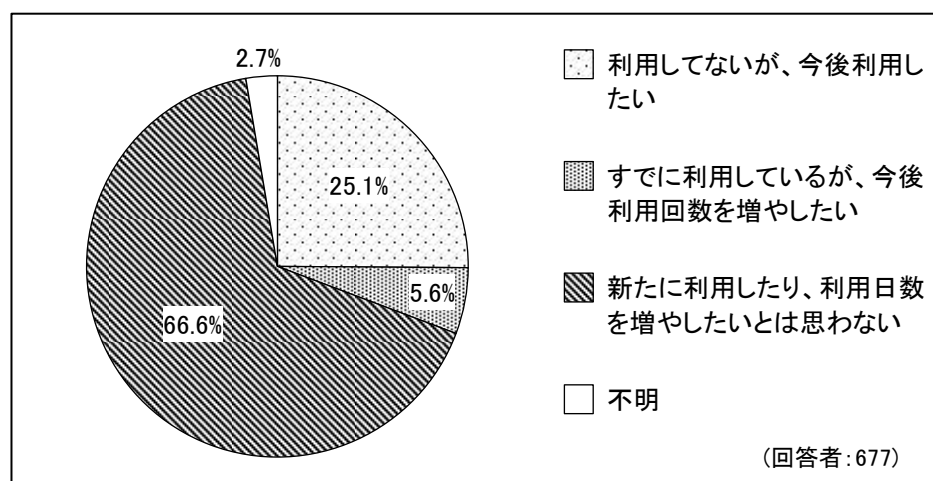
① 現在の利用状況

現在子育て支援センターを利用しているかについては、「利用していない」の割合が89.8%と9割近くを占めました。



② 今後の利用意向

今後の子育て支援センターの利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が66.6%と6割以上を占めた一方、「利用していないが、今後利用したい」は25.1%、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」は5.6%となりました。

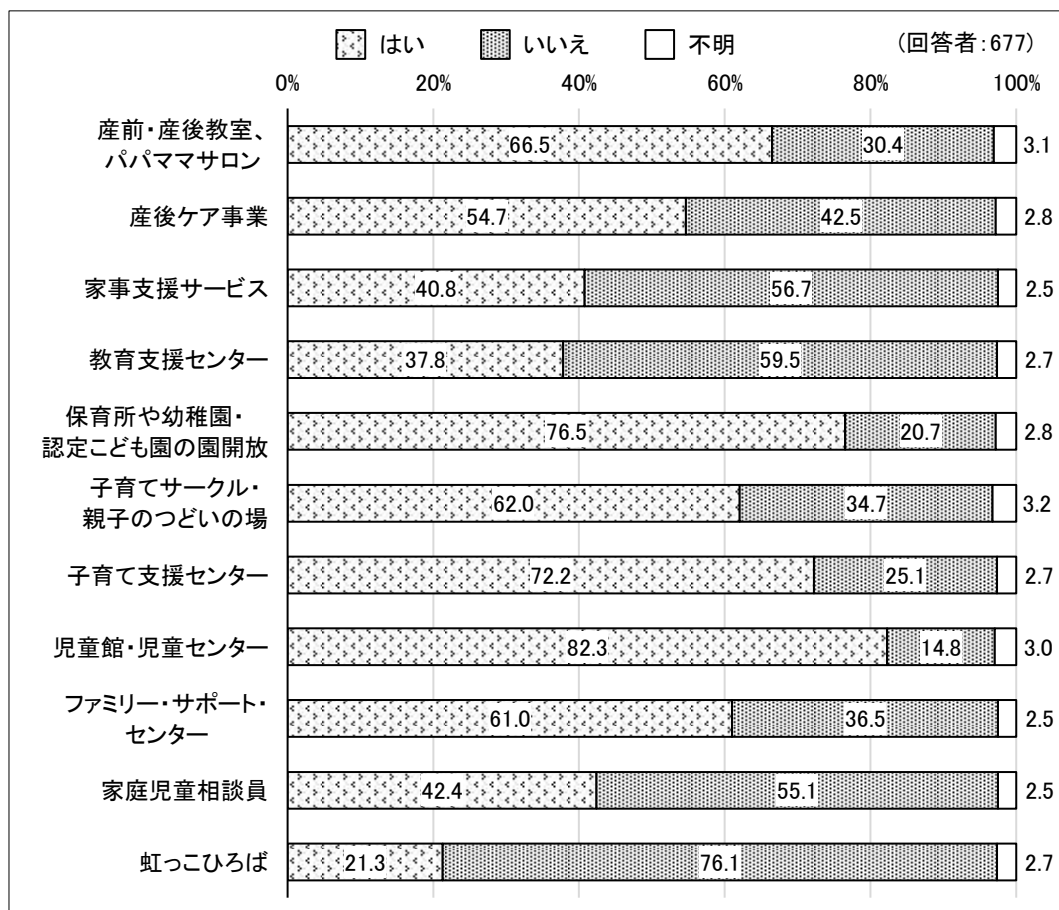


(2) 各種事業について

① 事業を知っているか

事業を知っているかについて、各種事業の「はい」の割合をみると、「児童館・児童センター」の82.3%が最も高く、「保育所や幼稚園・認定こども園の園開放」(76.5%)、「子育て支援センター」(72.2%)、「産前・産後教室、パパママサロン」(66.5%)、「子育てサークル・親子のつどいの場」(62.0%)、「ファミリー・サポート・センター」(61.0%)では6割台から7割台となりました。

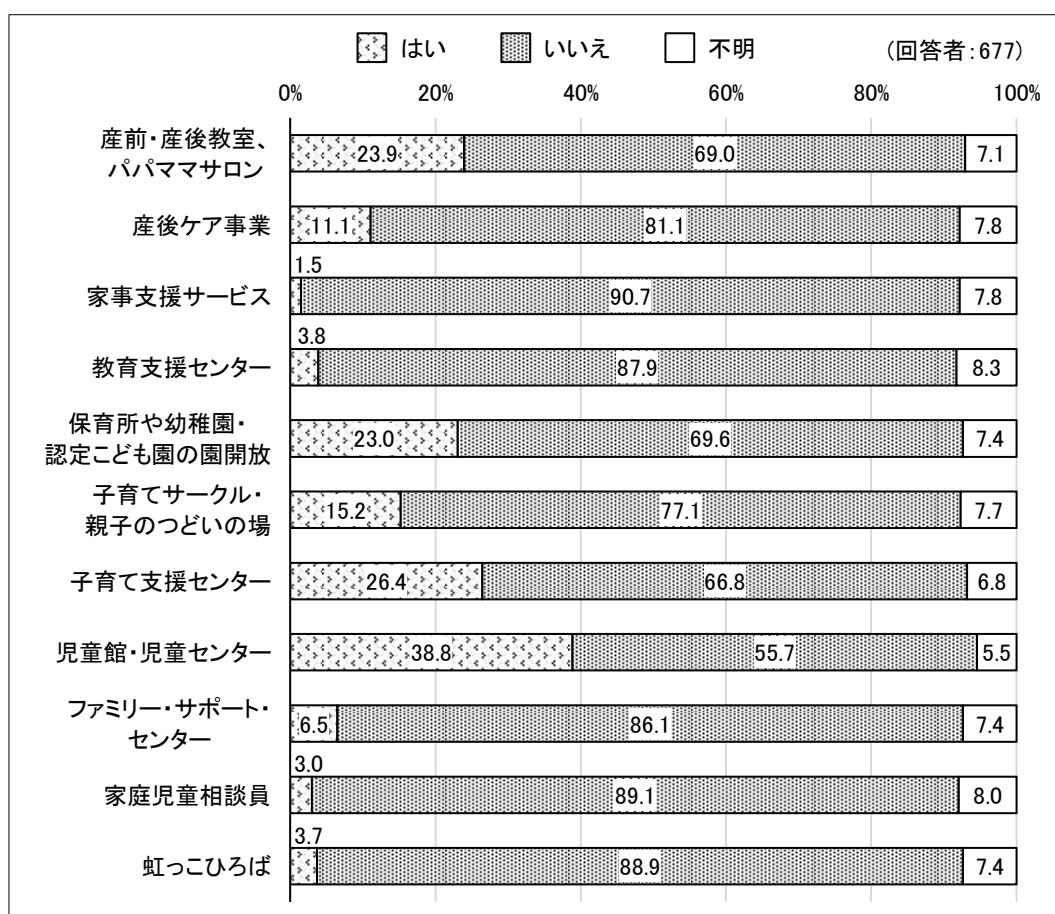
また、この割合は「家庭児童相談員」と「家事支援サービス」では4割台、「教育支援センター」では3割台、「虹っこひろば」では2割台となり、この4事業で5割未満となりました。



② これまでの利用の有無

これまでに利用したことがあるかについて、各種事業の「はい」の割合をみると、「児童館・児童センター」の38.8%が最も高く、「子育て支援センター」(26.4%)、「産前・産後教室、パパママサロン」(23.9%)、「保育所や幼稚園・認定こども園の園開放」(23.0%)では2割台となりました。

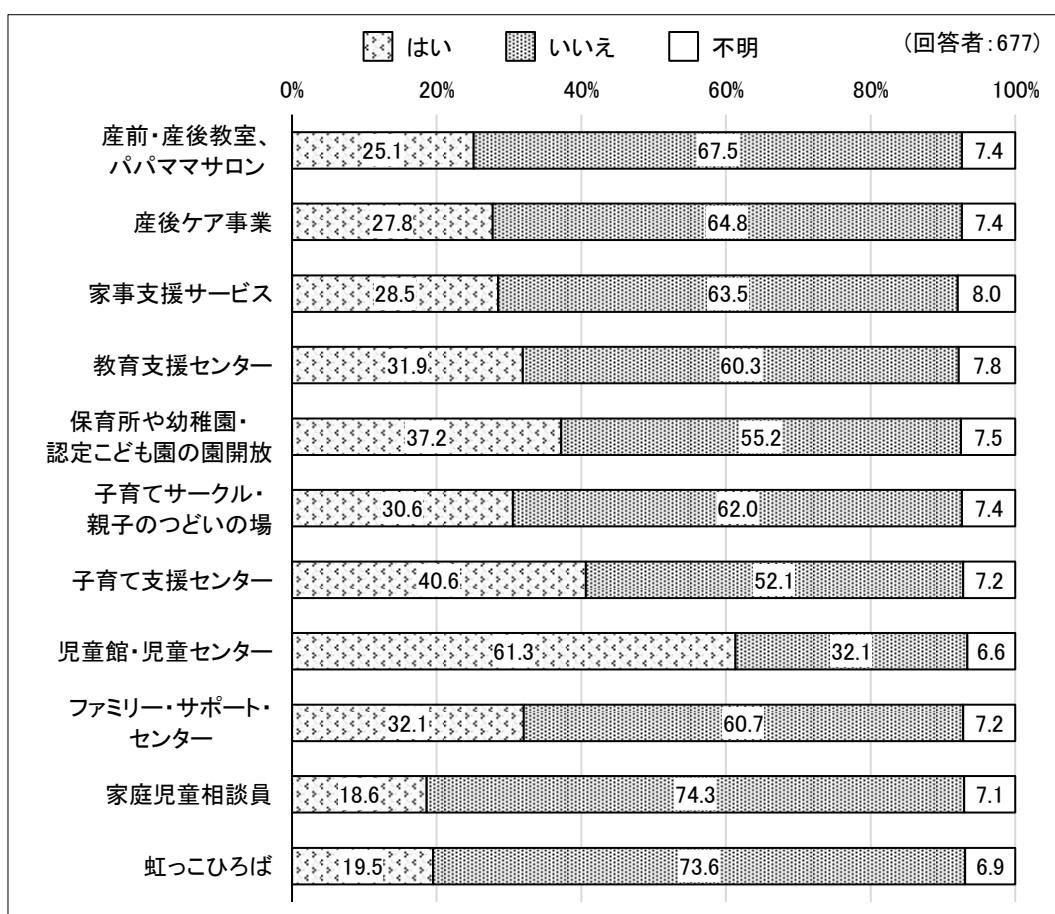
また、この割合は「ファミリー・サポート・センター」、「教育支援センター」、「虹っこひろば」、「家庭児童相談員」、「家事支援サービス」の5事業では1割未満と低い割合となりました。



③ 今後の利用希望

今後の利用希望について、各種事業の「はい」の割合をみると、「児童館・児童センター」の61.3%が最も高く、「子育て支援センター」では40.6%、「保育所や幼稚園・認定こども園の園開放」では37.2%となりました。

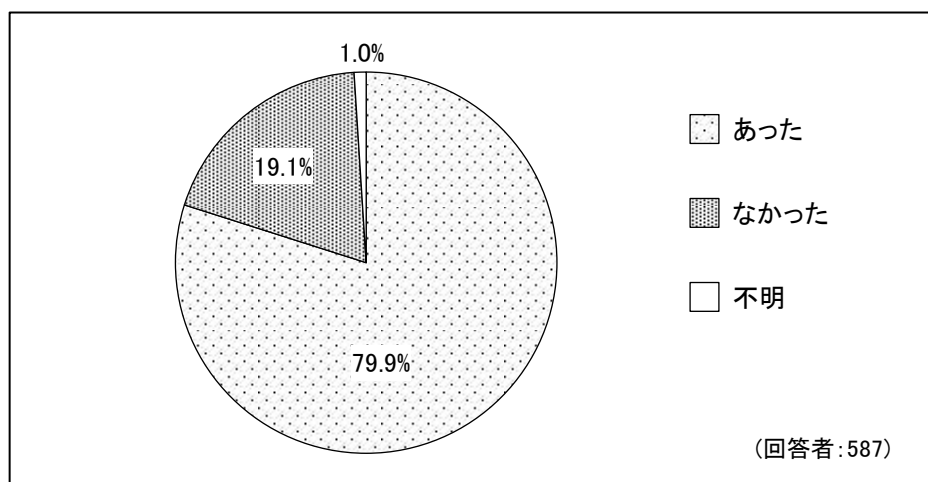
また、この割合を、②で「はい」（これまでに利用あり）と答えた割合が1割未満と低かった5事業についてみると、「ファミリー・サポート・センター」(32.1%)と「教育支援センター」(31.9%)では3割台、「家事支援サービス」(28.5%)では2割台、「虹っこひろば」(19.5%)と「家庭児童相談員」(18.6%)では2割近くとなりました。



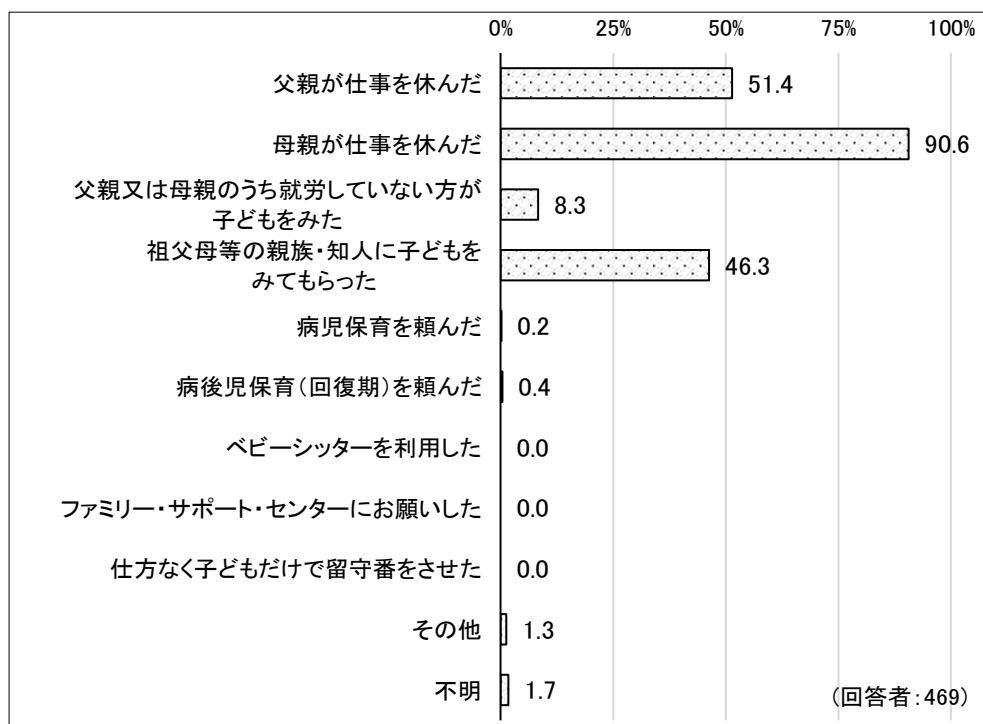
【病児・病後児保育事業の利用希望】

(1) この１年間に、お子さんが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったことの有無、対処方法

この１年間に、お子さんが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったことがあったかについては、「あった」の割合が 79.9%と 8 割近くを占めた一方、「なかった」は 19.1%となりました。

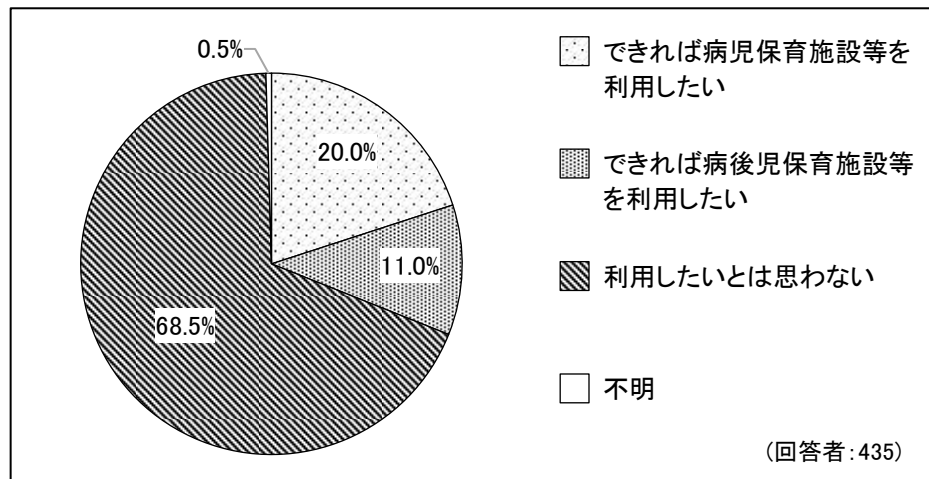


また、「あった」と答えた方の対処方法については、「母親が仕事を休んだ」の割合が 90.6%で突出して高く、次いで「父親が仕事を休んだ」が 51.4%、「祖父母等の親族・知人に子どもをみてもらった」が 46.3%で続きました。



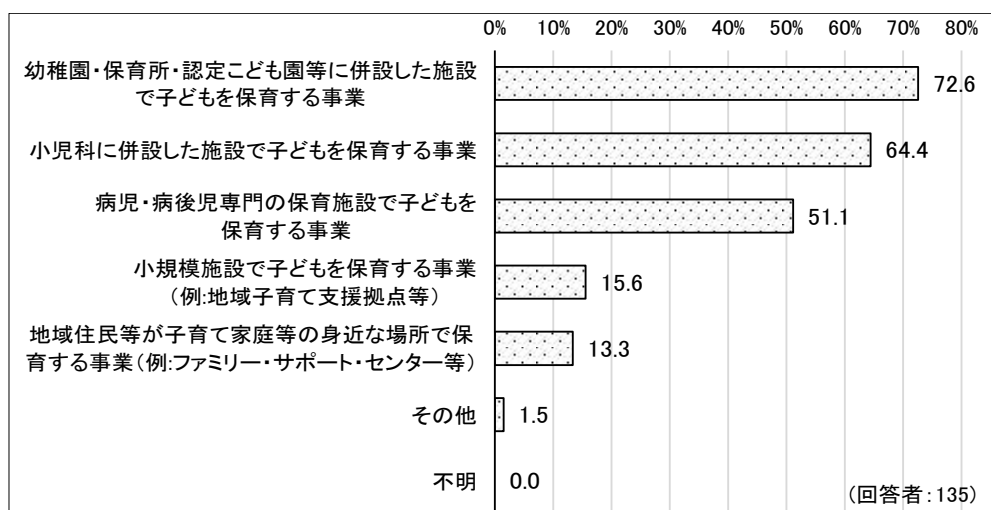
(2)(1)で「父親または母親が仕事を休んだ」方について、その際、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思ったか

(1)で「父親または母親が仕事を休んだ」と答えた方が、その際、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思ったかについては、「利用したいとは思わない」の割合が68.5%で7割近くを占めた一方、「できれば病児保育施設等を利用したい」は20.0%、「できれば病後児保育施設等を利用したい」は11.0%となりました。



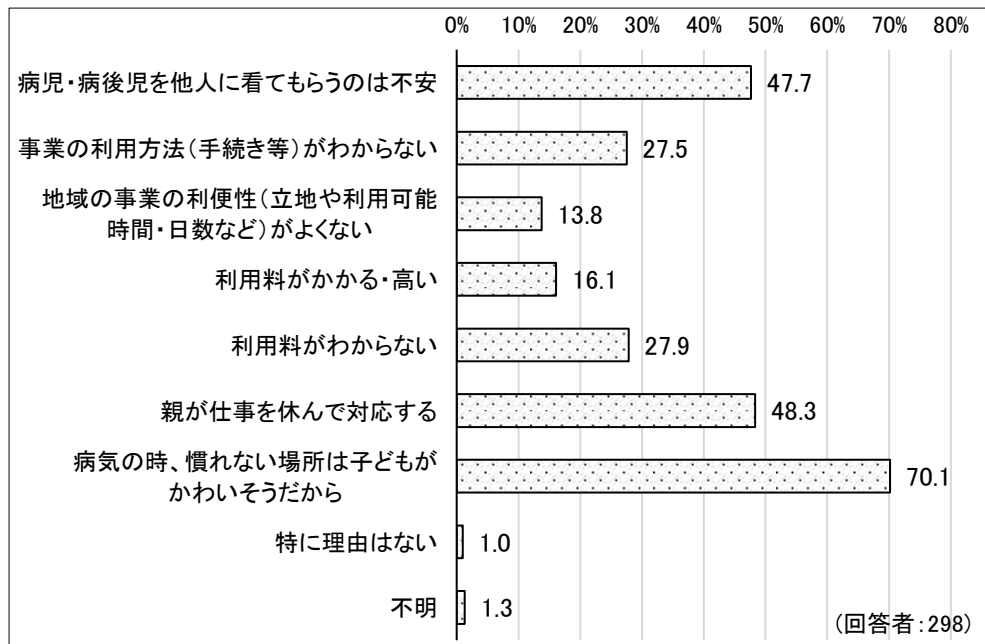
(3)(2)で「利用したい」方について、お子さんを預ける際にどのような事業形態が望ましいと思うか

(2)で「できれば病児保育施設等を利用したい」又は「できれば病後児保育施設等を利用したい」と答えた方が望む施設の事業形態については、「幼稚園・保育所・認定こども園等に併設した施設で子どもを保育する事業」の割合が72.6%で最も高く、次いで「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が64.4%、「病児・病後児専門の保育施設で子どもを保育する事業」が51.1%と続き、これら3項目が特に高くなりました。



（４）（２）で「利用したいとは思わない」場合の理由

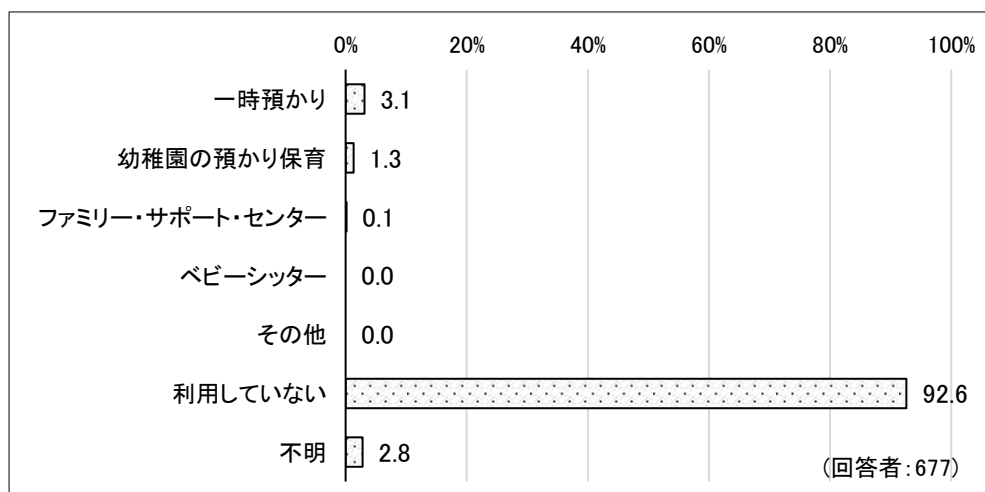
（２）で「利用したいとは思わない」と答えた方の理由については、「病気の時、慣れない場所は子どもがかわいそうだから」の割合が 70.1%で最も高く、次いで「親が仕事を休んで対応する」（48.3%）と「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」（47.7%）が４割台後半、「利用料がわからない」（27.9%）と「事業の利用方法がわからない」（27.5%）が２割台後半で続きました。



【不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う預かり等の利用】

（１）私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用している事業の有無

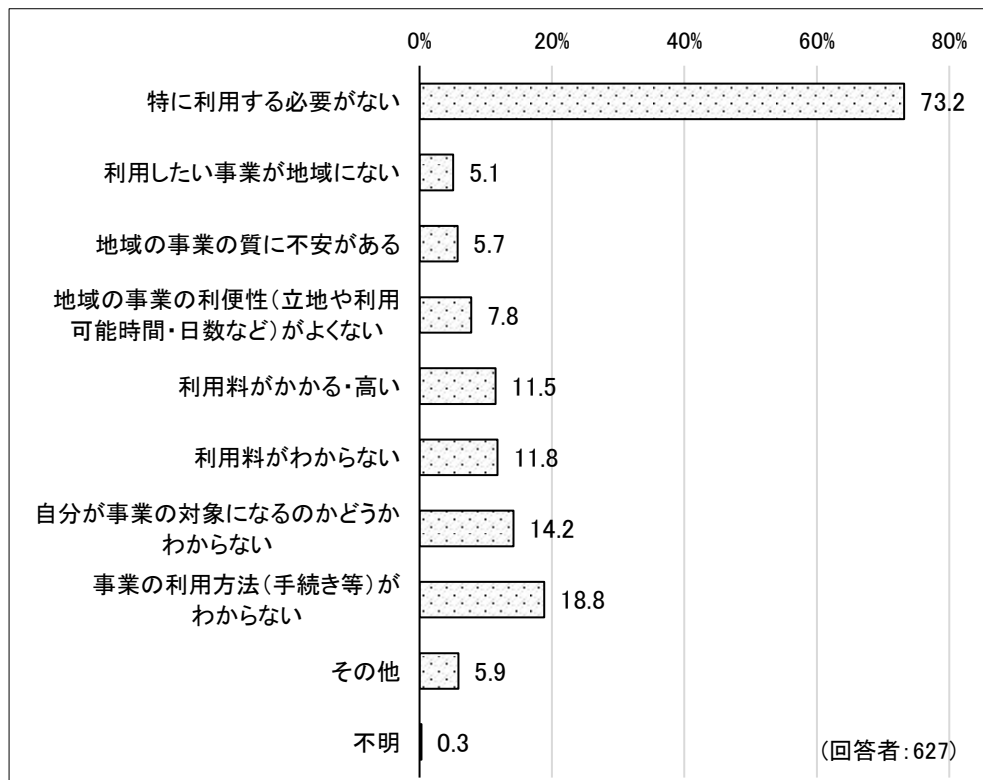
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用している事業の有無については、「利用していない」の割合が 92.6%と突出して高くなりました。



(2) 利用していない理由

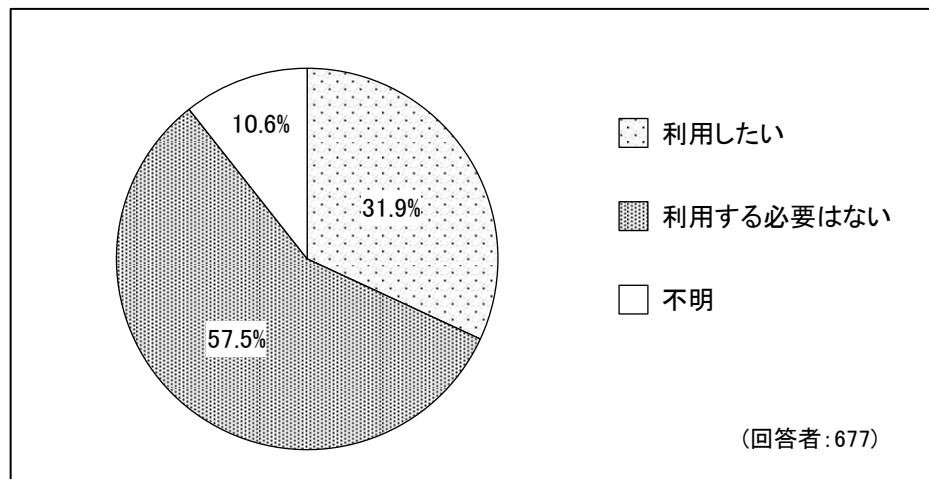
(1) で「利用していない」と答えた方の利用しない理由については、「特に利用する必要がない」の割合が 73.2%と突出して高く、次いで「事業の利用方法がわからない」、「自分が事業の対象になるのかどうかわからない」、「利用料がわからない」、「利用料がかかる・高い」の4項目がいずれも1割台で続きました。

(利用していない理由)

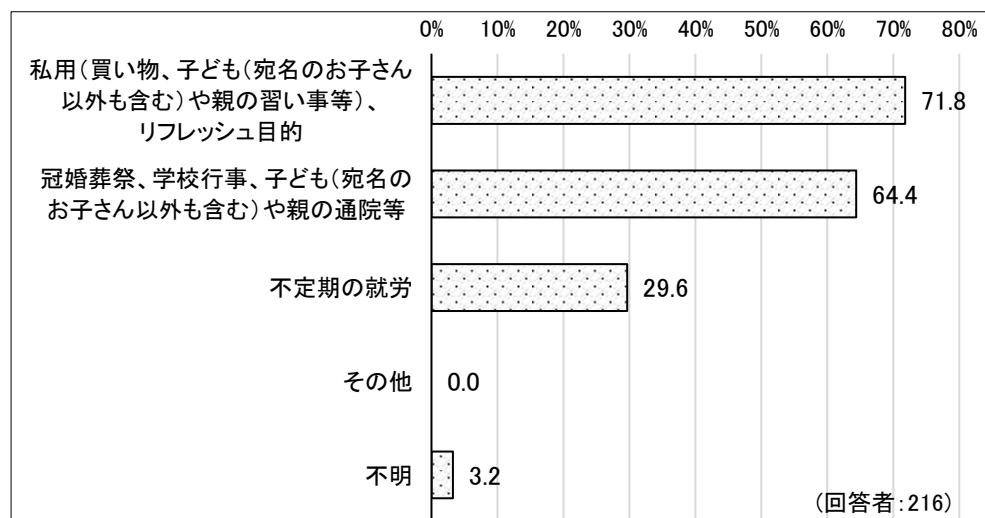


（３）私用や親の通院、不定期の就労等の目的での事業の利用希望と、利用したい方の利用希望

私用、親の通院、不定期の就労等の目的での事業利用の必要性については、「利用する必要はない」の割合が 57.5%と 5 割以上を占めた一方、「利用したい」は 31.9%となりました。

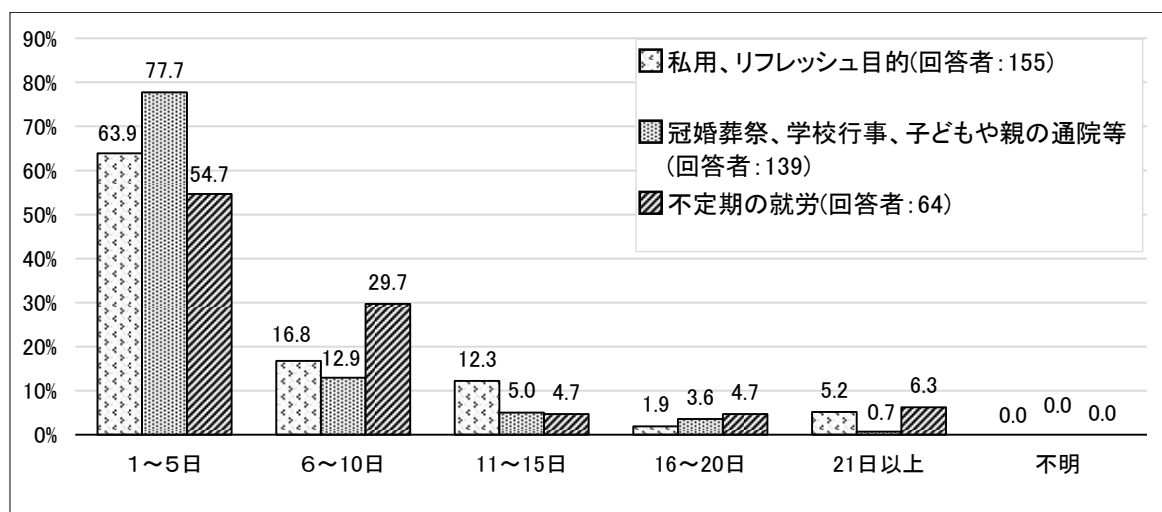


「利用したい」と答えた方の利用目的については、「私用、リフレッシュ目的」の割合が 71.8%で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 64.4%で続き、この 2 項目が特に高くなりました。



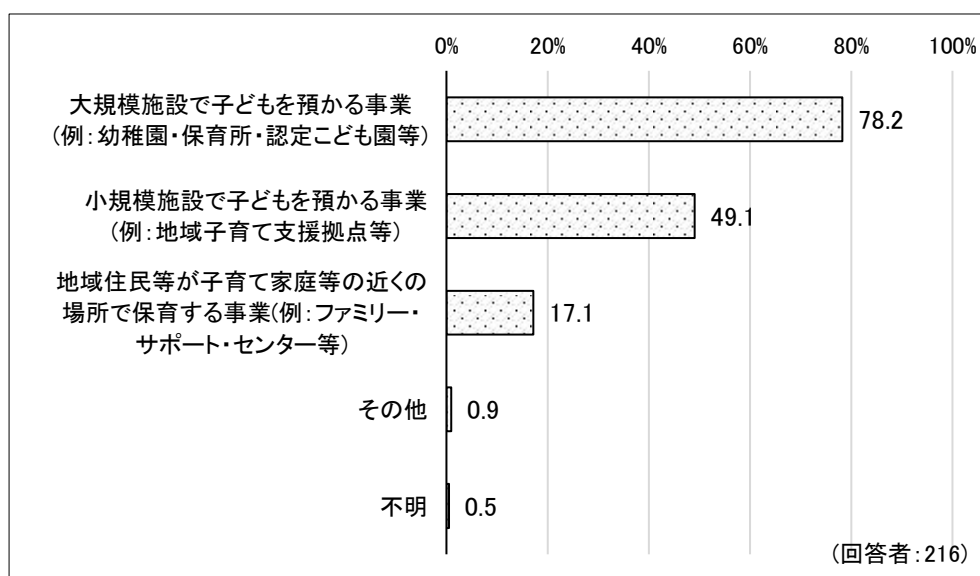
(4) (3) で「利用したい」方の、目的別、利用希望日数

(3) で「利用したい」と答えた方の利用目的ごとの利用希望日数については、いずれの目的においても「1～5日」の割合が最も高くなりました。



(5) (3) で「利用したい」方について、お子さんを預ける際にどのような事業形態が望ましいと思うか

(3) で「利用したい」と答えた方が望む事業形態については、「大規模施設で子どもを預かる事業」の割合が 78.2%で最も高く、次いで「小規模施設で子どもを預かる事業」が 49.1%、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」と 17.1%で続きました。



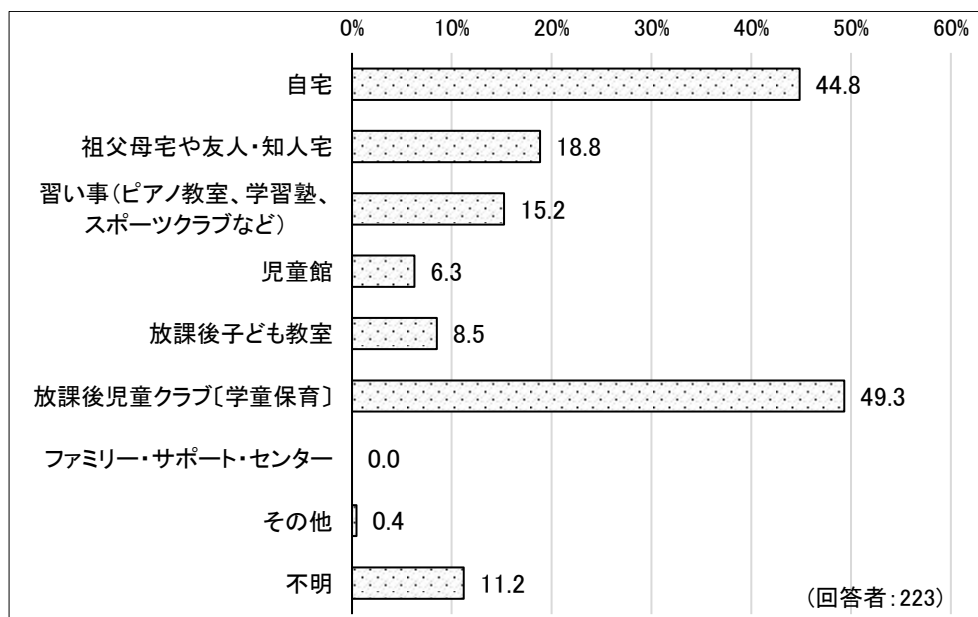
【小学校就学後の放課後の過ごし方に関する希望】

※ お子さんが5歳以上である方のみへの質問

（１）低学年（１～３年生）の間の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方

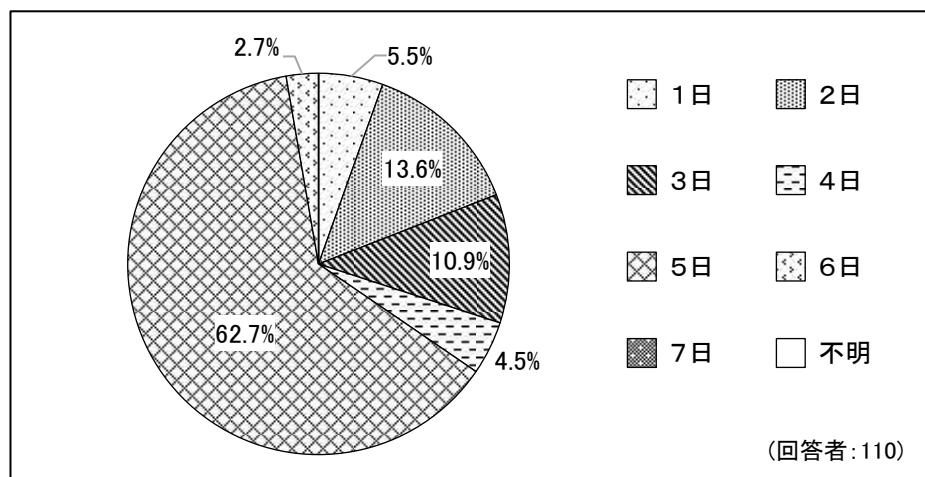
① どのような場所で過ごさせたいか

低学年の間に放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が49.3%で最も高く、次いで「自宅」と44.8%で続き、この2項目が特に高くなりました。



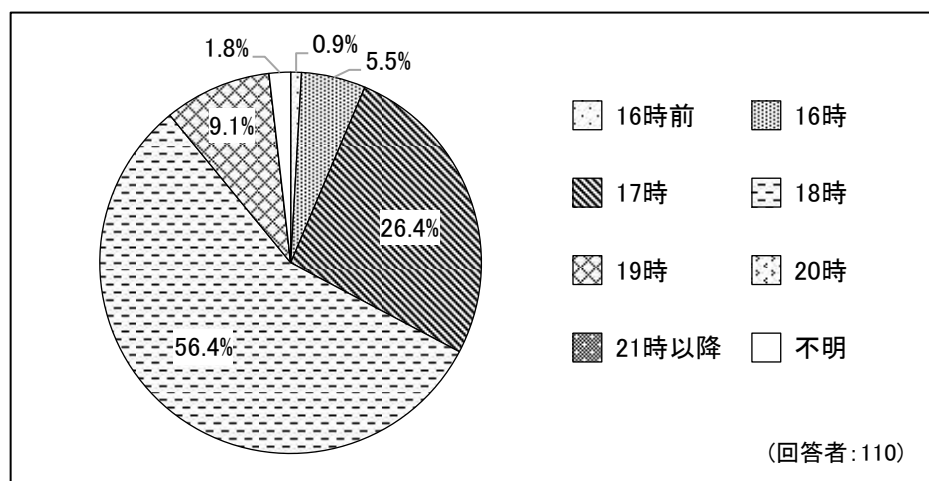
② ①で「放課後児童クラブ（学童保育）を希望する」場合の利用希望日数

①で「放課後児童クラブ〔学童保育〕」と答えた方の利用希望日数については、「5日」の割合が62.7%と6割以上を占め、最も高くなりました。



③ ①で「放課後児童クラブ（学童保育）を希望する」場合の希望終了時刻

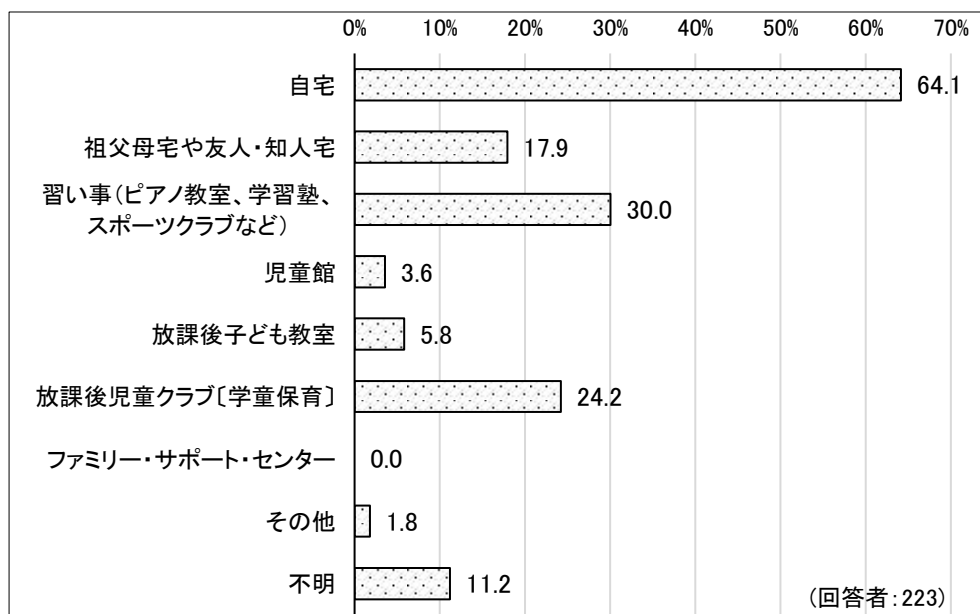
①で「放課後児童クラブ〔学童保育〕」と答えた方の希望終了時刻については、「18 時」の割合が 56.4%と 5 割以上を占め、次いで「17 時」が 26.4%で続きました。また、「19 時」の割合は 9.1%と 1 割近くとなりました。



(2) 高学年（4～6年生）の間の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方

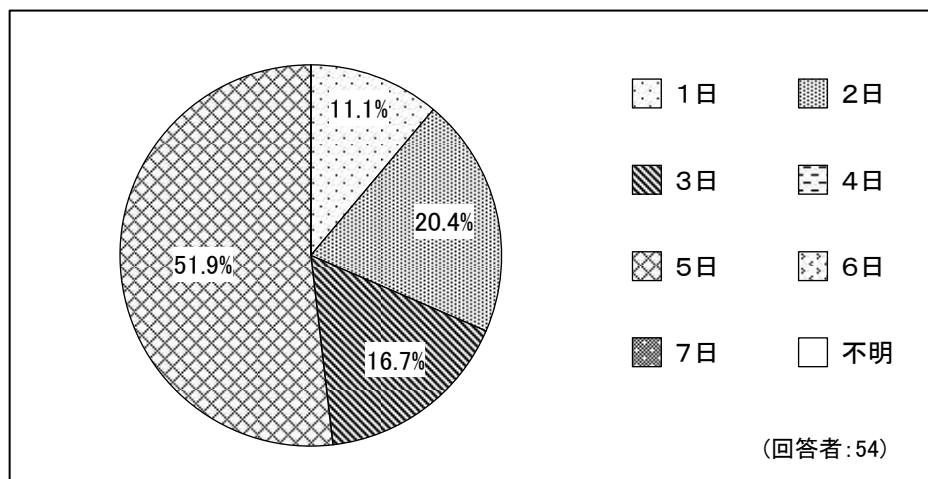
① どのような場所で過ごさせたいか

高学年の間に放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、「自宅」の割合が 64.1%で突出して高く、次いで「習い事」が 30.0%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 24.2%で続きました。



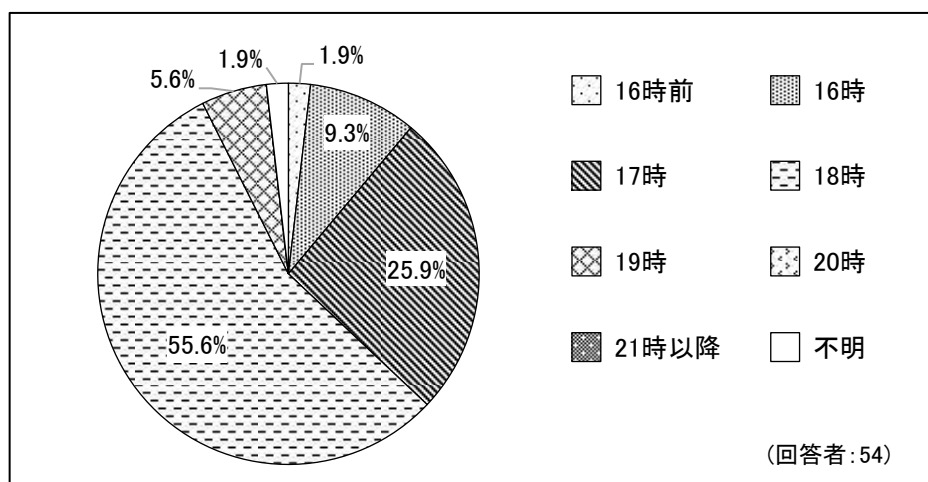
② ①で「放課後児童クラブ（学童保育）を希望する」場合の利用希望日数

①で「放課後児童クラブ〔学童保育〕」と答えた方の利用希望日数については、「5日」の割合が51.9%と5割以上を占めました。



③ ①で「放課後児童クラブ（学童保育）を希望する」場合の希望終了時刻

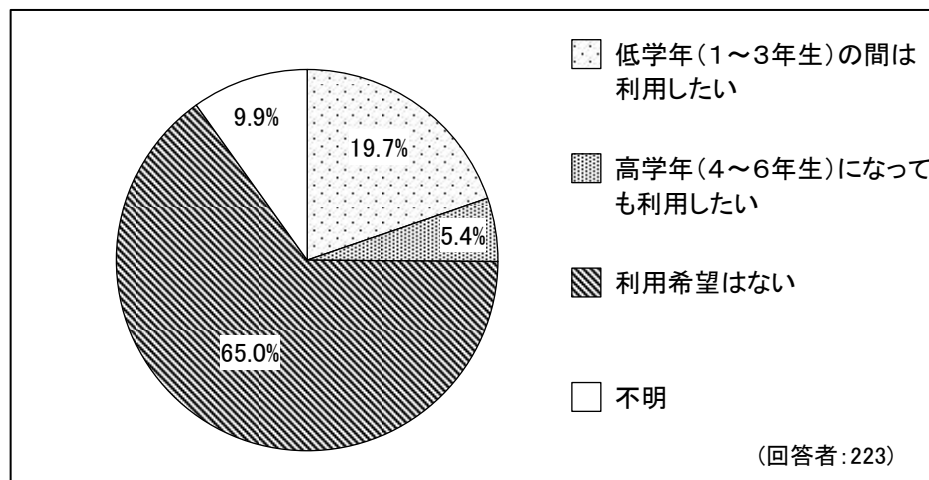
①で「放課後児童クラブ〔学童保育〕」と答えた方の希望終了時刻については、「18時」の割合が55.6%と5割以上を占め、次いで「17時」が25.9%で続きました。また、「19時」の割合は5.6%となりました。



(3) 土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

① 土曜日

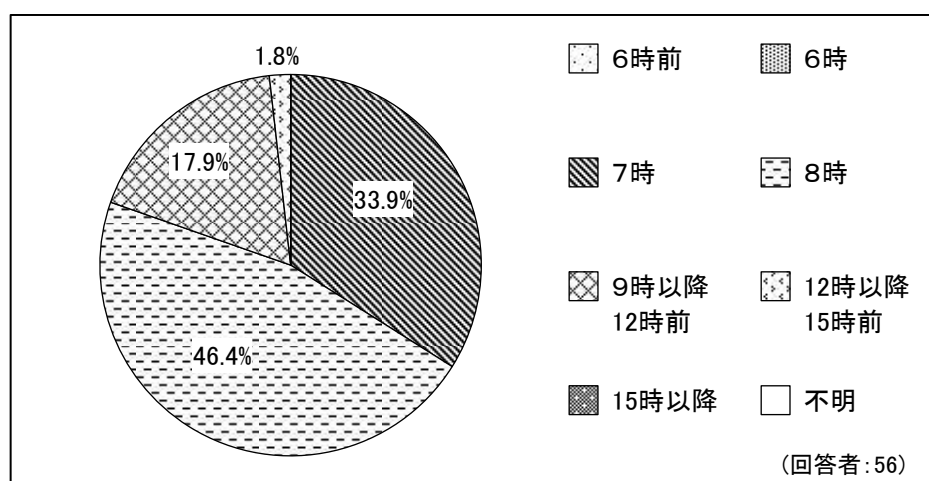
土曜日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望については、「利用希望はない」の割合が 65.0%と 6 割以上を占めた一方、「低学年の間は利用したい」は 19.7%、「高学年になっても利用したい」は 5.4%となりました。



・①土曜日で「利用したい」方の希望利用時間帯（開始時間）

土曜日に「利用したい」（「低学年の間」又は「高学年になっても」）と答えた方の希望する利用開始時間については、「8 時」の割合が 46.4%と 4 割以上を占め最も高く、次いで「7 時」が 33.9%で続きました。

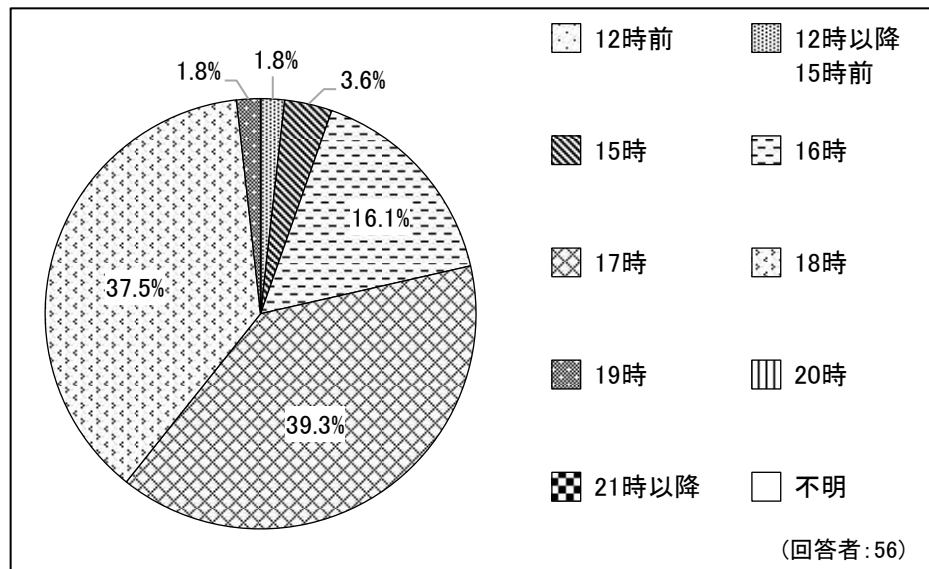
(開始時間)



・①土曜日で「利用したい」方の希望利用時間帯（終了時間）

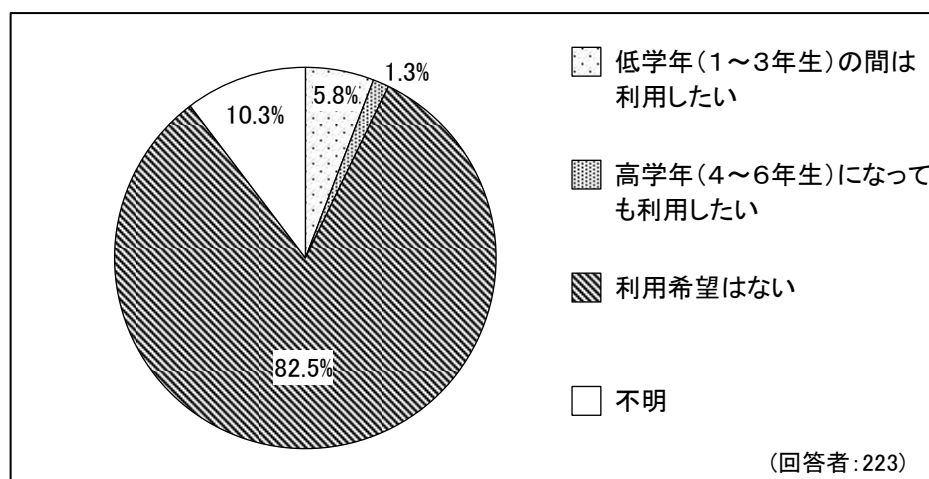
また、利用終了時間については、「17 時」の割合が 39.3%と 4 割近くを占め最も高く、次いで「18 時」が 37.5%で続きました。

（終了時間）



② 日曜日・祝日

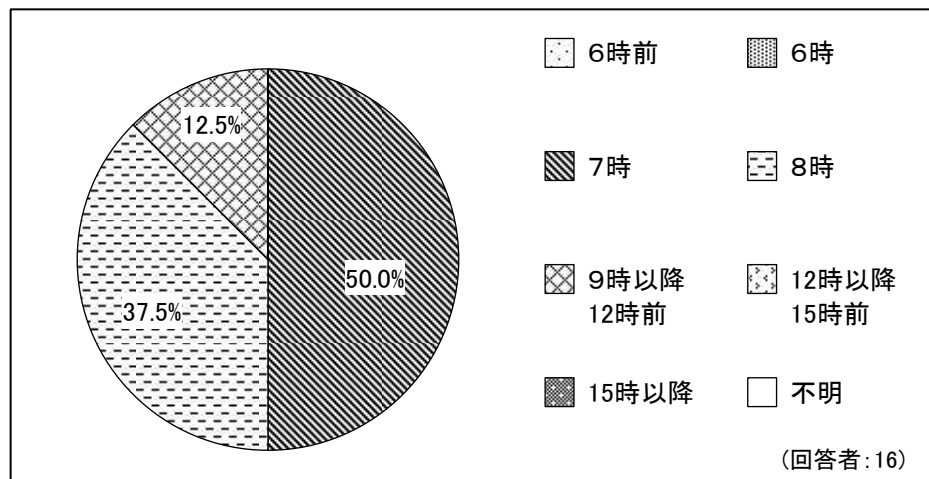
日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望については、「利用希望はない」の割合が 82.5%と 8 割以上を占めた一方、「低学年の間は利用したい」は 5.8%、「高学年になっても利用したい」は 1.3%となりました。



・②日曜日・祝日で「利用したい」方の希望利用時間帯（開始時間）

日曜日・祝日に「利用したい」（「低学年の間」又は「高学年になっても」）と答えた方の希望する利用開始時間については、「7時」の割合が50.0%と5割を占め、次いで「8時」が37.5%で続きました。

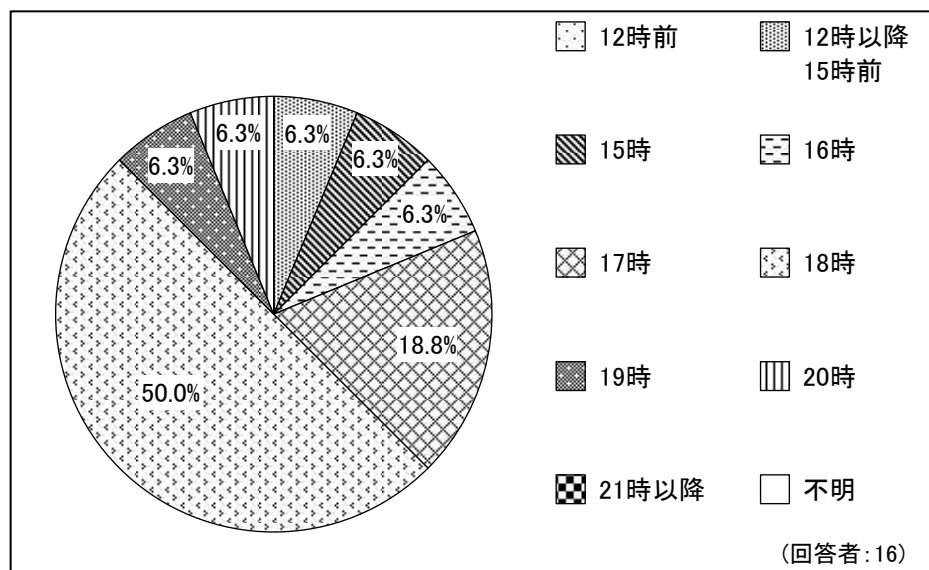
（開始時間）



・②日曜日・祝日で「利用したい」方の希望利用時間帯（終了時間）

利用終了時間については、「18時」の割合が50.0%と5割を占め、次いで「17時」が18.8%で続きました。

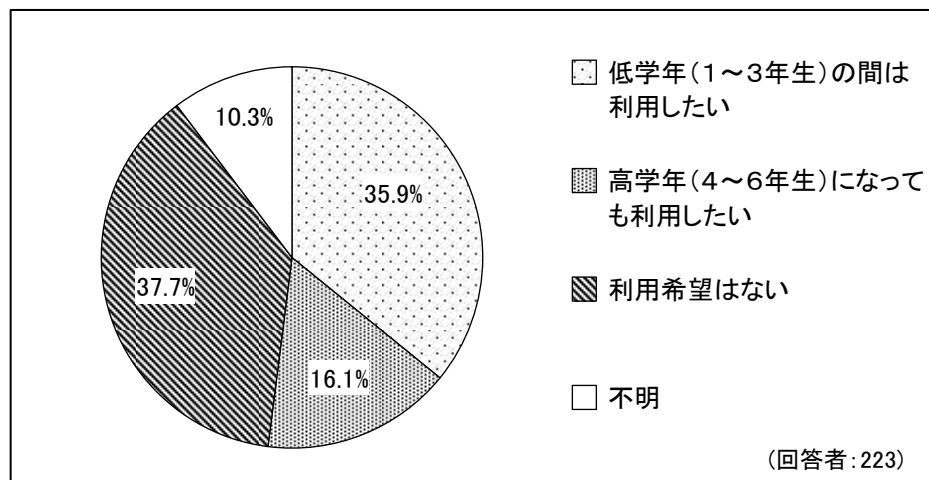
（終了時間）



(4) 長期の休暇期間中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

① 希望の有無

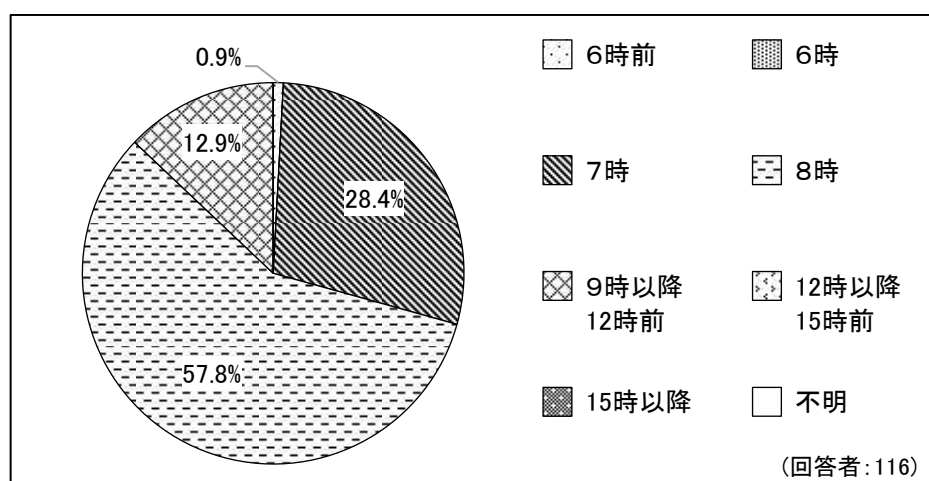
長期の休暇期間中の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望については、「利用希望はない」の割合が 37.7%となった一方、「低学年の間は利用したい」は 35.9%、「高学年の間は利用したい」は 16.1%となりました。



② ①で「利用したい方」の希望利用時間（開始時間）

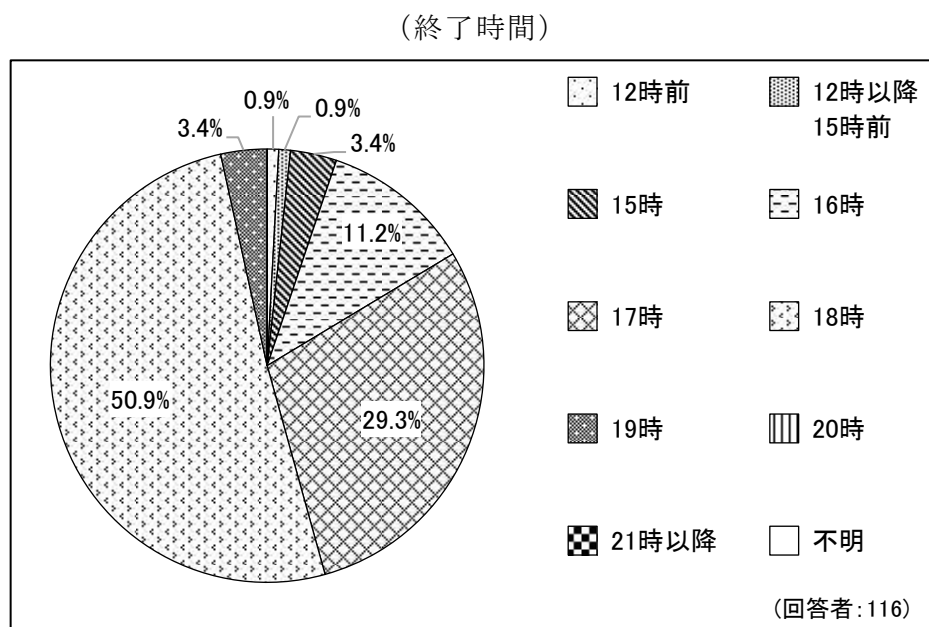
「利用したい」（「低学年の間」又は「高学年になっても」）と答えた方の希望する利用開始時間については、「8時」の割合が 57.8%と 5 割以上を占め最も高く、次いで「7時」が 28.4%で続きました。

(開始時間)



③ ①で「利用したい」方の希望利用時間帯（終了時間）

利用終了時間については、「18 時」の割合が 50.9%と 5 割以上を占め最も高く、次いで「17 時」が 29.3%で続きました。

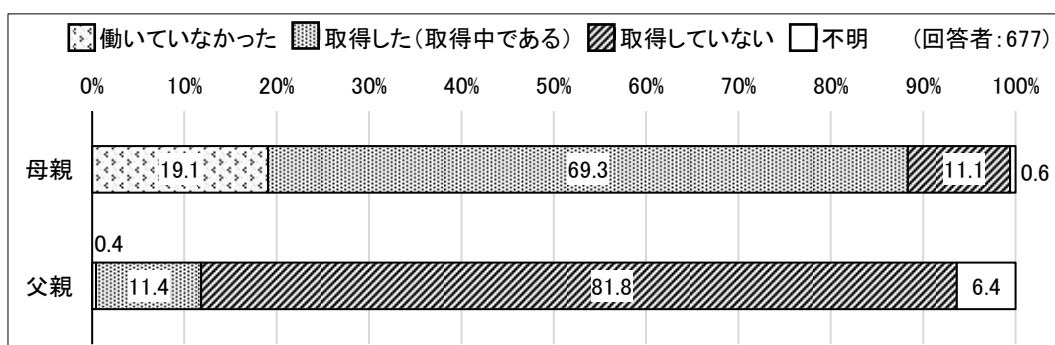


【職場の両立支援制度】

（１）育児休業の取得状況

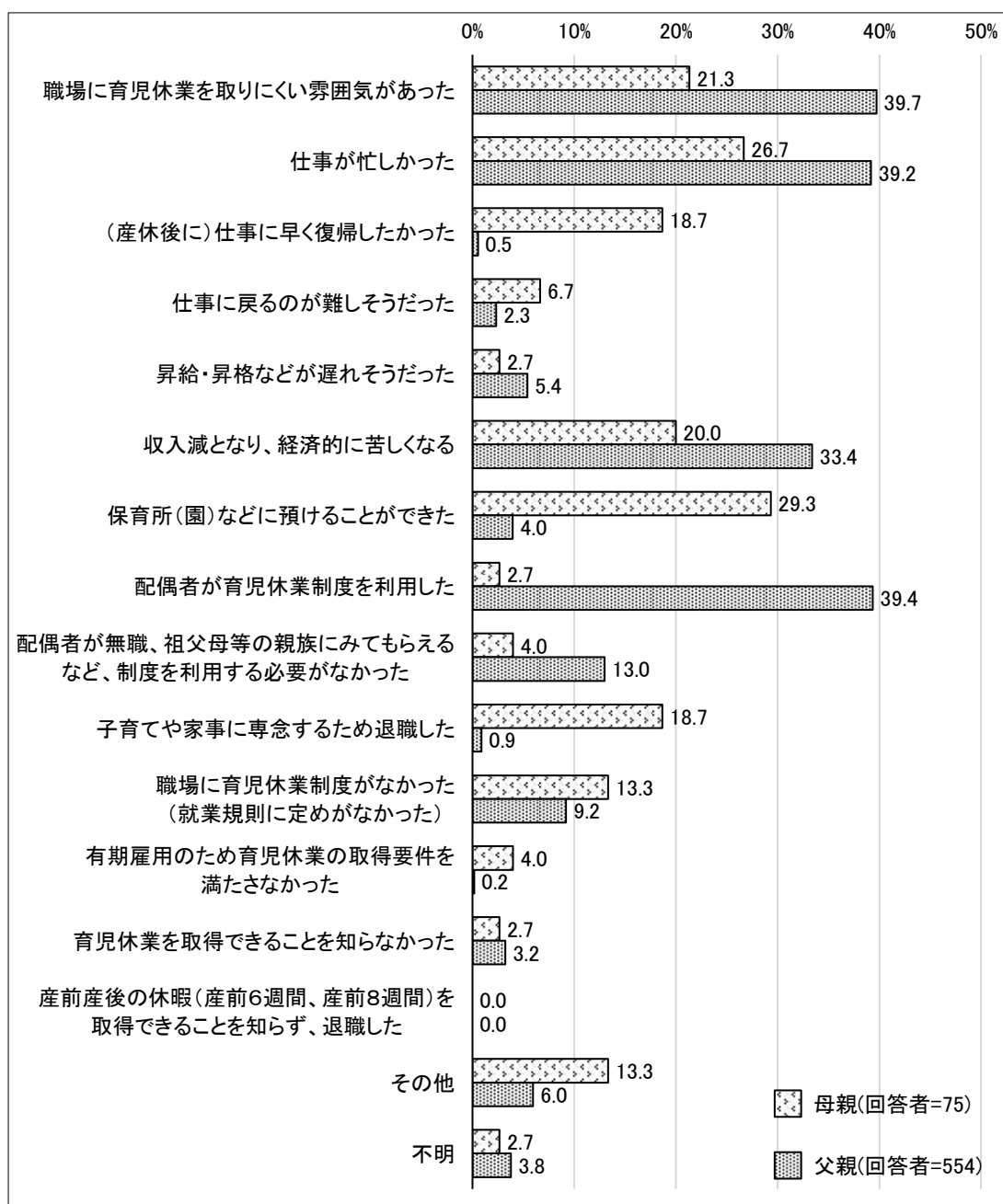
① 育児休業取得の有無（母親・父親）

育児休業取得の有無については、母親では「取得した（取得中である）」の割合が 69.3%と 7 割近くを占め最も高くなった一方、父親では「取得していない」が 81.8%と 8 割以上を占め、「取得した（取得中である）」（11.4%）は 1 割台となりました。



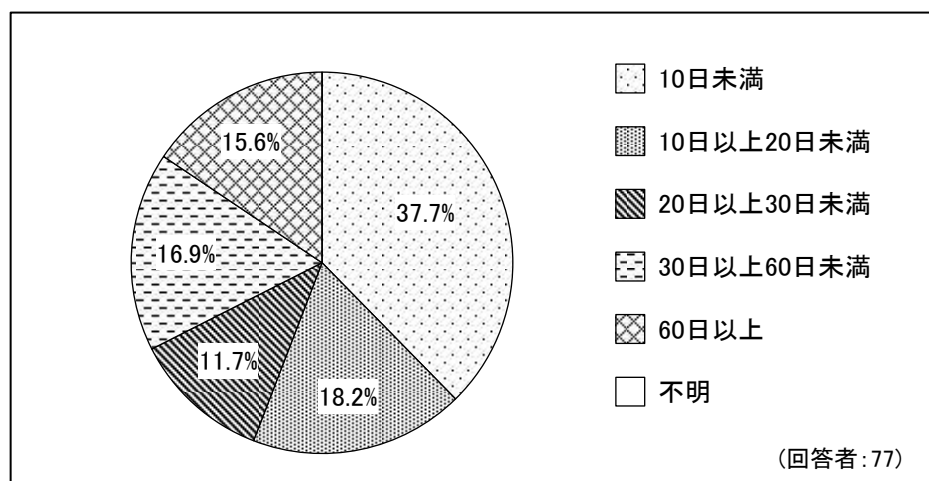
② ①で「取得していない」場合の理由（母親・父親）

①で「取得していない」と答えた方の取得していない理由については、母親では「保育所（園）などに預けることができた」の割合が 29.3%で最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が 26.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 21.3%で続きました。一方、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（39.7%）が最も高く、これに「配偶者が育児休業制度を利用した」（39.4%）と「仕事が忙しかった」（39.2%）が僅差で続きました。



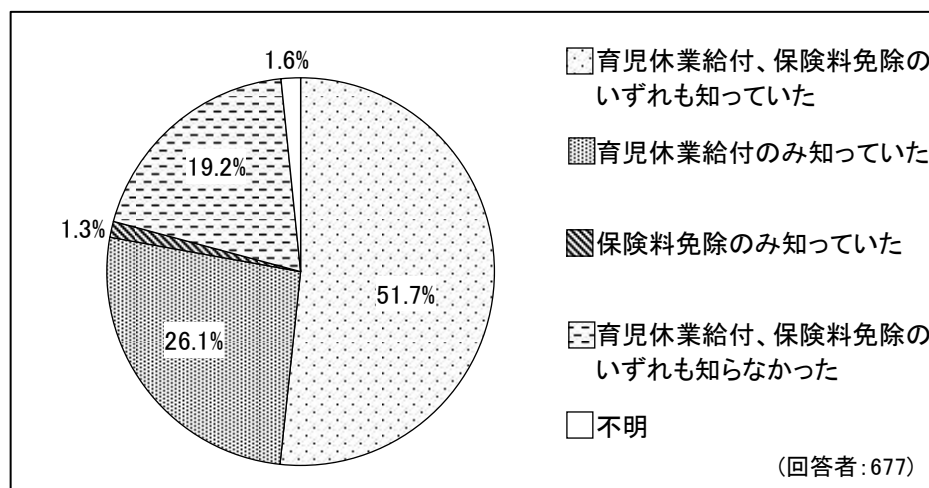
③ ①で「取得した（取得中である）」と回答した父親の、取得日数

①で育児休業を「取得した（取得中である）」と答えた父親の取得日数については、「10 日未満」の割合が 37.7%で最も高く、次いで「10 日以上 20 日未満」が 18.2%、「30 日以上 60 日未満」が 16.9%、「60 日以上」が 15.6%で続きました。



(2) 育児休業給付等の仕組みについて知っていたか

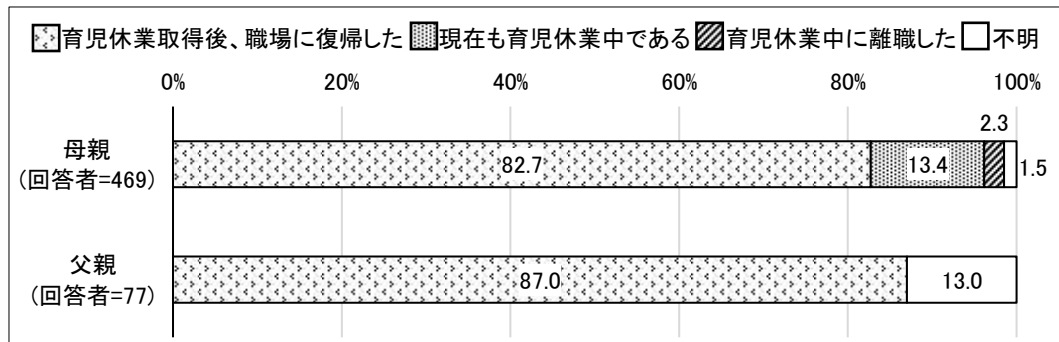
育児休業給付の仕組み等について知っていたかについては、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」の割合が 51.7%と 5 割以上を占め最も高くなった一方、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が 19.2%となりました。



（３）育児休業を取得した（取得中である）方の職場復帰の状況

① 育児休業取得後の職場復帰の状況（母親・父親）

育児休業取得後の職場復帰の状況については、母親・父親ともに「育児休業取得後、職場に復帰した」の割合が８割台で最も高くなりました。



② ①で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した母親の職場復帰時期（実際・希望）

①で「育児休業取得後、職場に復帰した」と答えた母親の職場復帰時期については、実際と希望のいずれにおいても「１歳」の割合が最も高くなりました。この割合は希望では52.8%、実際では35.8%と、希望に比べて実際の割合が17.0ポイント低くなりました。

	実際		希望	
	回答(人)	%	回答(人)	%
0歳1ヶ月まで	1	0.3%	1	0.3%
0歳2ヶ月	9	2.3%	1	0.3%
0歳3ヶ月	18	4.6%	6	1.5%
0歳4ヶ月	14	3.6%	1	0.3%
0歳5ヶ月	9	2.3%	1	0.3%
0歳6ヶ月	30	7.7%	17	4.4%
0歳7ヶ月	16	4.1%	0	0.0%
0歳8ヶ月	26	6.7%	5	1.3%
0歳9ヶ月	19	4.9%	6	1.5%
0歳10ヶ月	30	7.7%	4	1.0%
0歳11ヶ月	36	9.3%	6	1.5%
1歳	139	35.8%	205	52.8%
1歳1ヶ月	10	2.6%	4	1.0%
1歳2か月	9	2.3%	5	1.3%
1歳3ヶ月	2	0.5%	3	0.8%
1歳4か月	4	1.0%	1	0.3%
1歳5ヶ月	1	0.3%	2	0.5%
1歳6か月	4	1.0%	39	10.1%
1歳7ヶ月以上	7	1.8%	58	14.9%
不明	4	1.0%	23	5.9%
全体	388	100.0%	388	100.0%

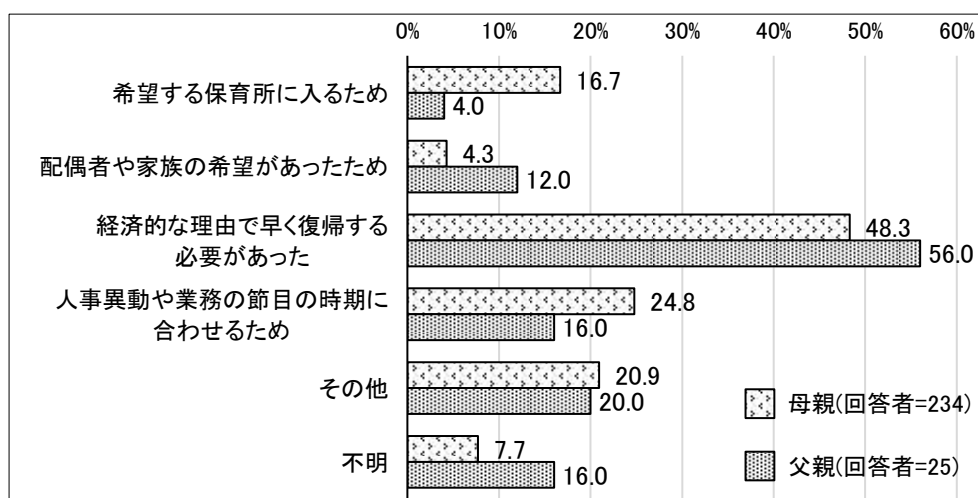
③ ①で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した父親の職場復帰時期（実際・希望）

①で「育児休業取得後、職場に復帰した」と答えた父親の職場復帰時期については、希望では「1歳」の割合が26.9%で最も高くなった一方、実際では「0歳1ヶ月」が19.4%で最も高くなりました。

	実際		希望	
	回答(人)	%	回答(人)	%
0歳1ヶ月未満	6	9.0%	1	1.5%
0歳1ヶ月	13	19.4%	9	13.4%
0歳2ヶ月	7	10.4%	3	4.5%
0歳3ヶ月	6	9.0%	5	7.5%
0歳4ヶ月	1	1.5%	0	0.0%
0歳5ヶ月	0	0.0%	0	0.0%
0歳6ヶ月	3	4.5%	8	11.9%
0歳7ヶ月	2	3.0%	1	1.5%
0歳8ヶ月	2	3.0%	0	0.0%
0歳9ヶ月	1	1.5%	0	0.0%
0歳10ヶ月	0	0.0%	0	0.0%
0歳11ヶ月	0	0.0%	0	0.0%
1歳	3	4.5%	18	26.9%
1歳1ヶ月以上	1	1.5%	8	11.9%
不明	22	32.8%	14	20.9%
全体	67	100.0%	67	100.0%

④ ②③で復帰時期が「希望」より早かった場合の理由（母親・父親）

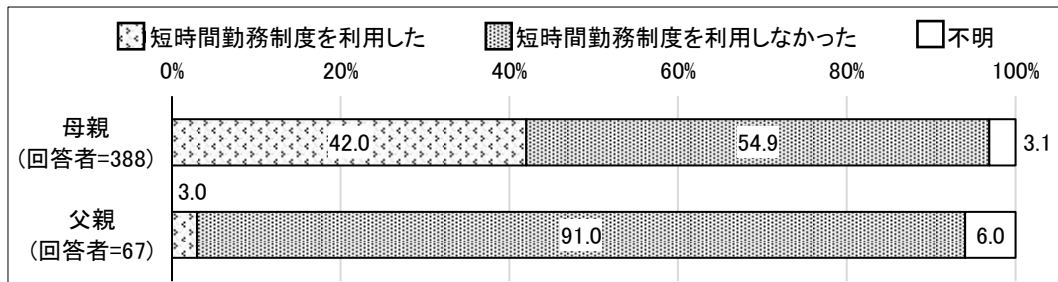
②③で復帰時期が希望より実際の方が早かった場合の理由については、母親・父親ともに「経済的な理由で早く復帰する必要があった」の割合が4割以上で最も高くなりました。



(4) 育児休業取得後職場復帰した方の、短時間勤務制度利用状況

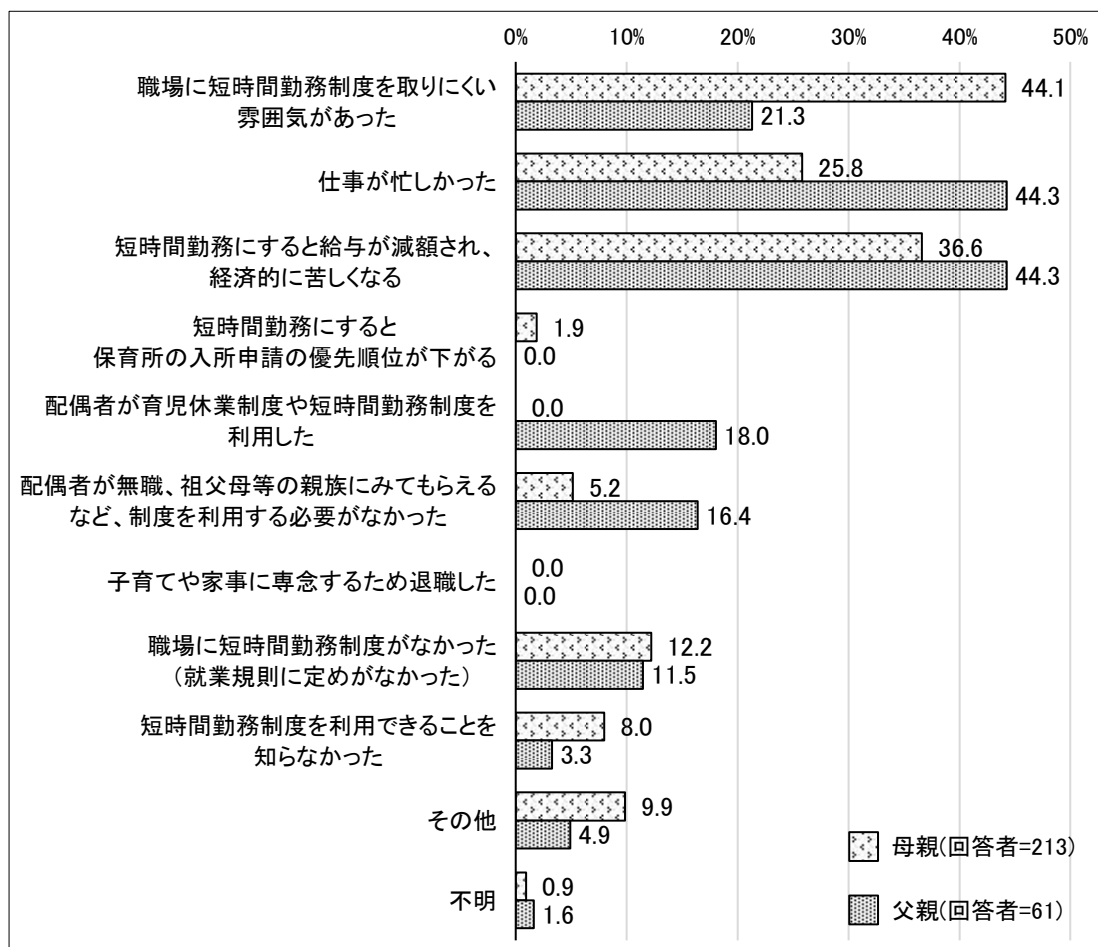
① 育児休業から職場復帰した際、短時間勤務制度を利用したか（母親・父親）

育児休業から職場復帰した際に短時間勤務制度を利用したかについて、「利用した」の割合をみると、母親では42.0%となった一方、父親では3.0%となりました。



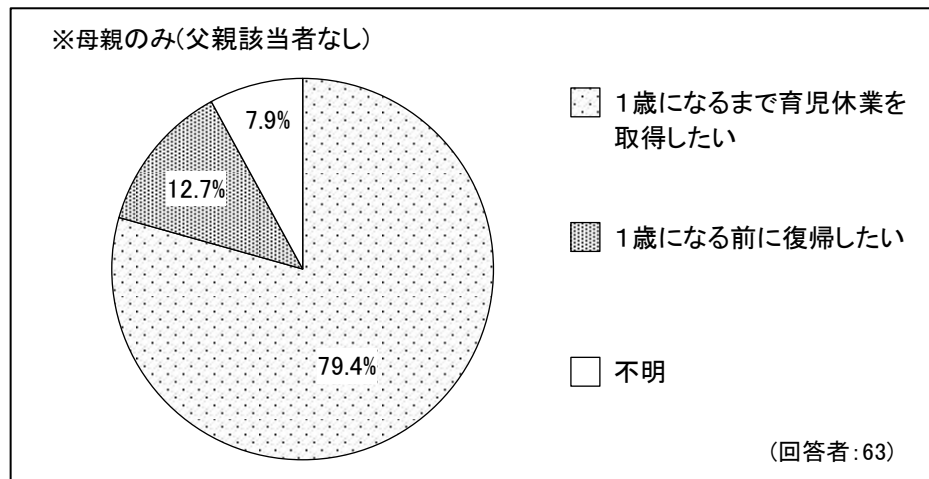
② ①で「短時間勤務制度を利用しなかった」場合の理由（母親・父親）

①で「短時間勤務制度を利用しなかった」と答えた方の理由については、母親では「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」の割合が44.1%で最も高くなった一方、父親では「仕事が忙しかった」と「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」がともに44.3%で最も高くなりました。



（５）育児休業を取得し現在も育児休業中である方について、子どもが１歳になった時に必ず預けられる事業があった場合に１歳まで育児休業を取得するか（母親）

（３）①で「現在も育児休業中である」と答えた方について、子どもが１歳になった時に必ず預けられる事業（具体的には、保育園等）があった場合に１歳まで育児休業を取得するかについては、「１歳になるまで育児休業を取得したい」の割合が 79.4%と 8 割近くを占めた一方、「１歳になる前に復帰したい」の割合は 12.7%となりました。

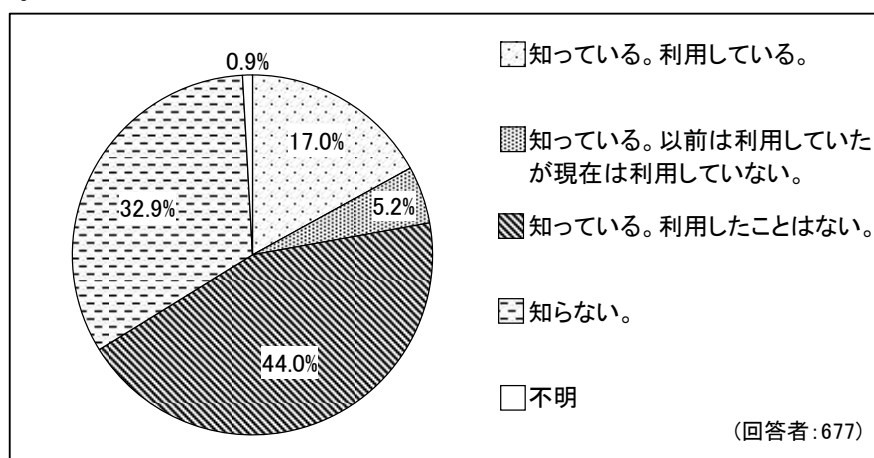


【子育て全般について】

(1) スマートフォンアプリ「子育て支援アプリ ふぁみりあ(母子モ)」を知っているか、また、利用しているか

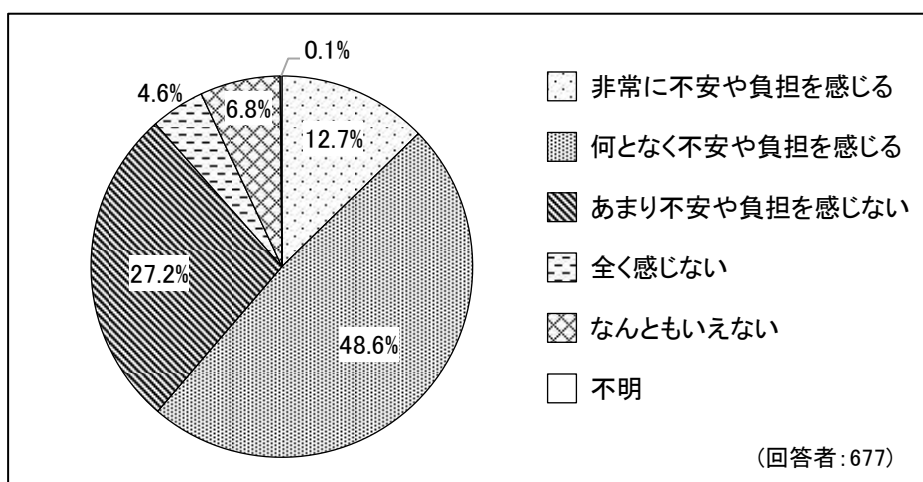
スマートフォンアプリ「子育て支援アプリ ふぁみりあ(母子モ)」を知っているか、また、利用しているかについては、「知っている。利用したことはない。」の割合が 44.0%と 4 割以上を占め最も高く、次いで「知らない。」が 32.9%、「知っている。利用している。」が 17.0%で続きました。

また、『知っている』(「知っている。利用している。」、「知っている。以前は利用していたが現在は利用していない。」の合計) の割合は 66.2% となりました。



(2) 子育てに関して不安や負担などを感じているか

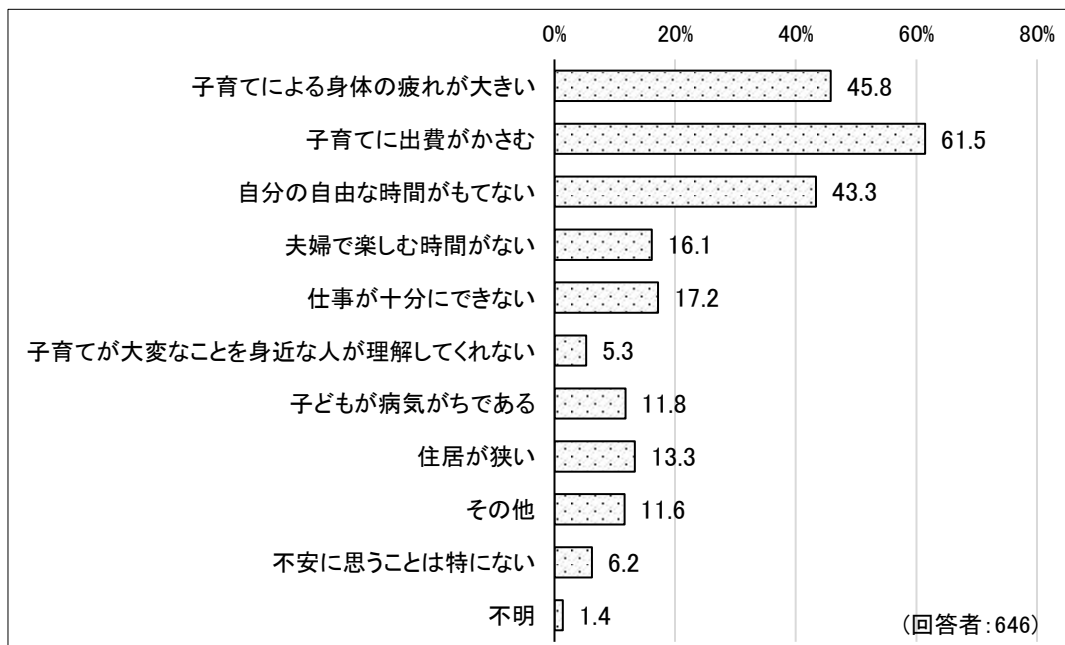
子育てに関して不安や負担などを感じているかについては、「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が 48.6%と 5 割近くを占め最も高く、これに「非常に不安や負担を感じる」を合わせた『不安や負担を感じる』の割合は 61.3%となりました。一方、『不安や負担を感じない』(「あまり不安や負担を感じない」と「全く感じない」の合計) の割合は 31.8% となりました。



(3) どんなことに不安や負担を感じているか

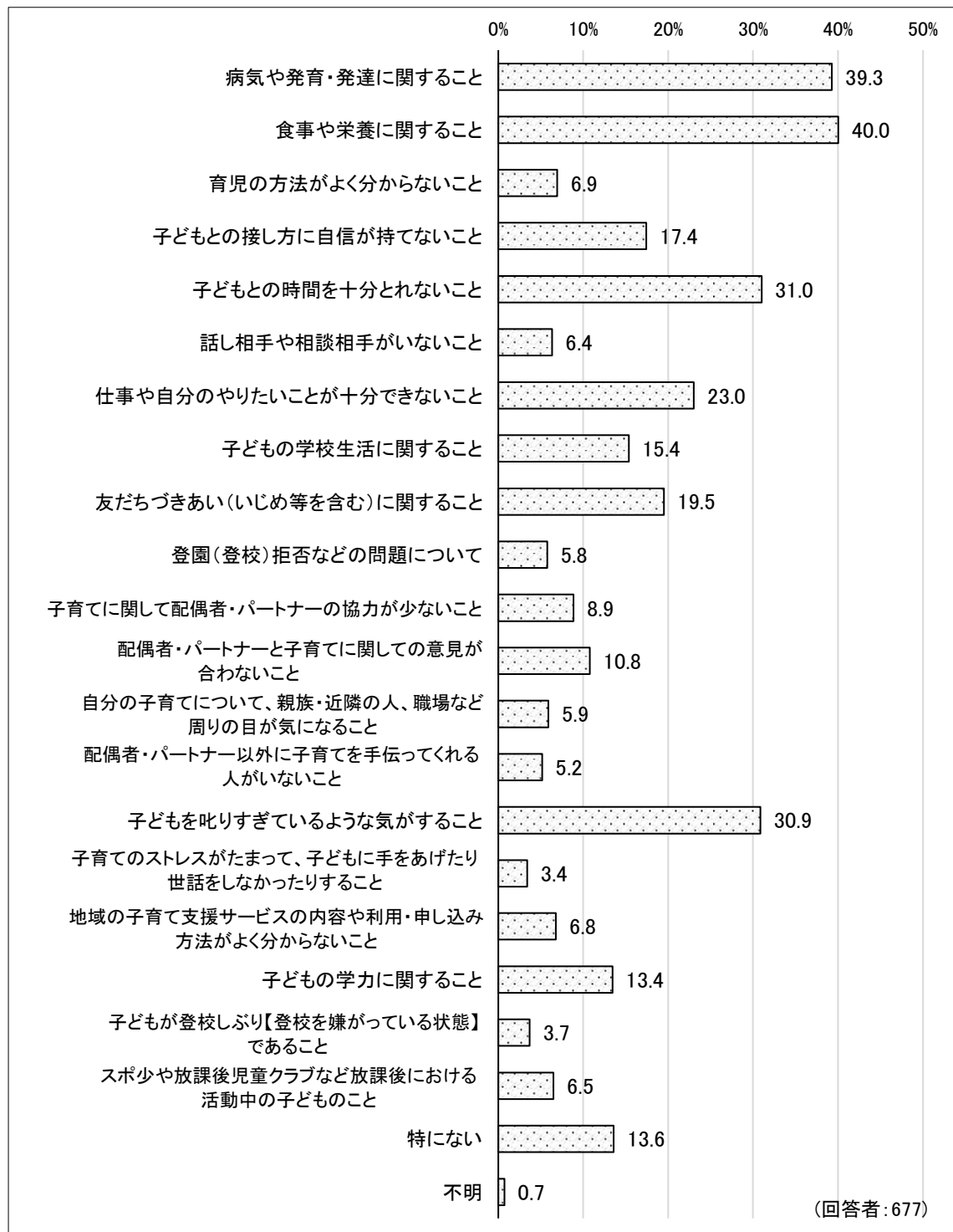
※ (2) で「全く感じない」以外を選択した方の集計結果

どんなことに不安や負担を感じているかについては、「子育てに出費がかさむ」の割合が 61.5%で最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」が 45.8%、「自分の自由な時間がもてない」が 43.3%で続き、これら 3 項目が特に高くなりました。また、「不安に思うことは特にない」の割合は 6.2%となりました。



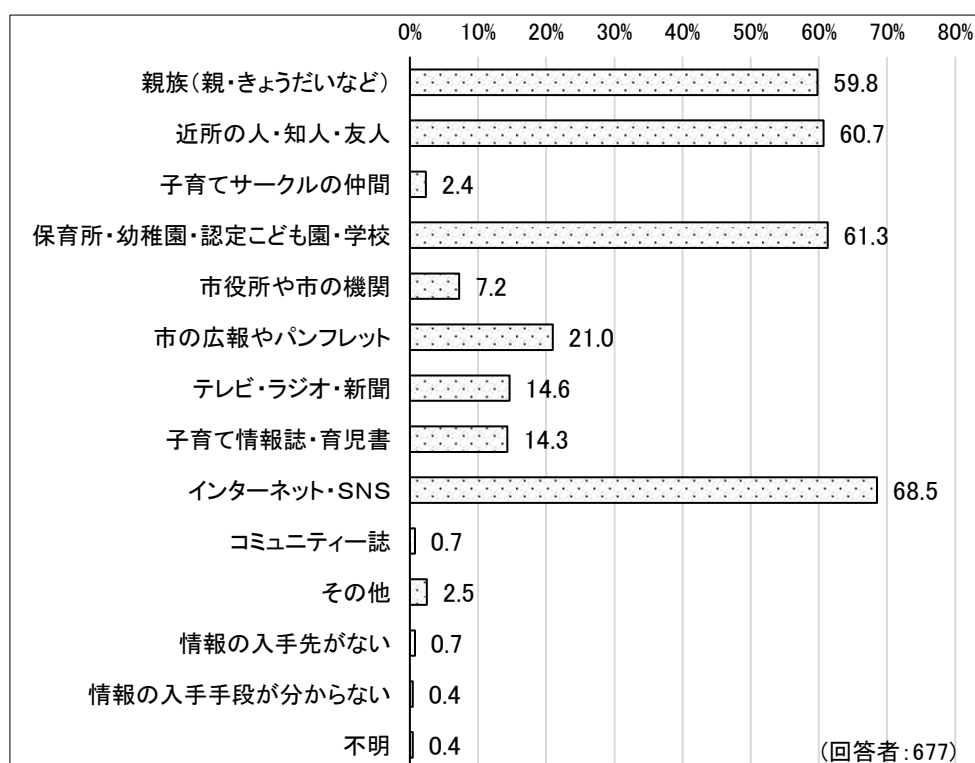
（４）子育てに関して日常悩んでいることや気になること

子育てに関して日常悩んでいることや気になることについては、「食事や栄養に関すること」の割合が40.0%で最も高く、次いで「病気や発達・発育に関すること」が39.3%と僅差で続き、以下は「子どもとの時間を十分とれないこと」(31.0%)、「子どもを叱りすぎているような気がすること」(30.9%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」(23.0%)が続きました。



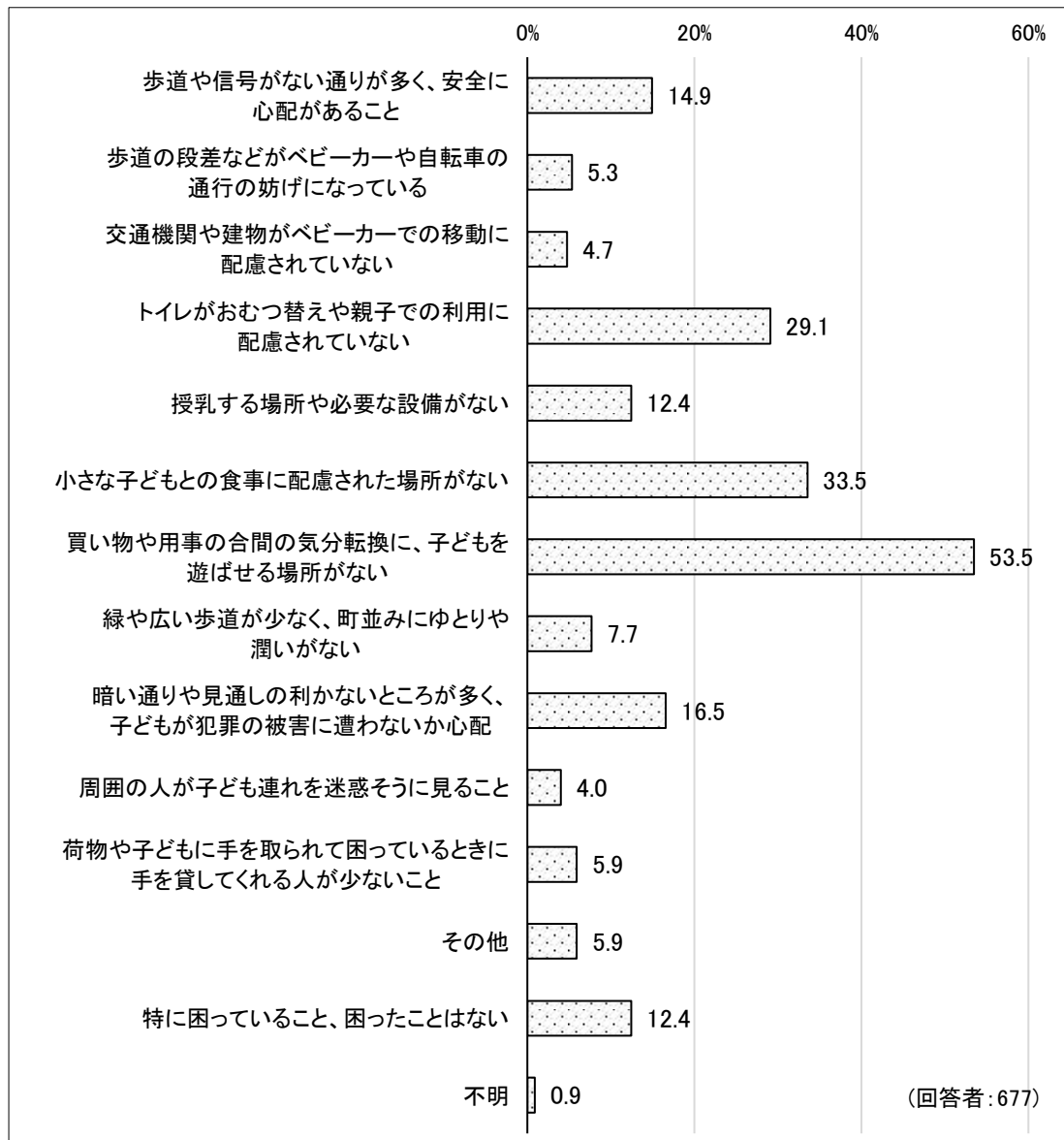
（５）子育てに関する情報をどこ（だれ）から入手しているか

子育てに関する情報をどこ（だれ）から入手しているかについては、「インターネット・SNS」の割合が68.5%で最も高く、次いで「保育所・幼稚園・認定こども園・学校」(61.3%)、「近所の人・知人・友人」(60.7%)、「親族（親・きょうだいなど）」(59.8%)が6割台から6割近くで続き、これら4項目が特に高くなりました。



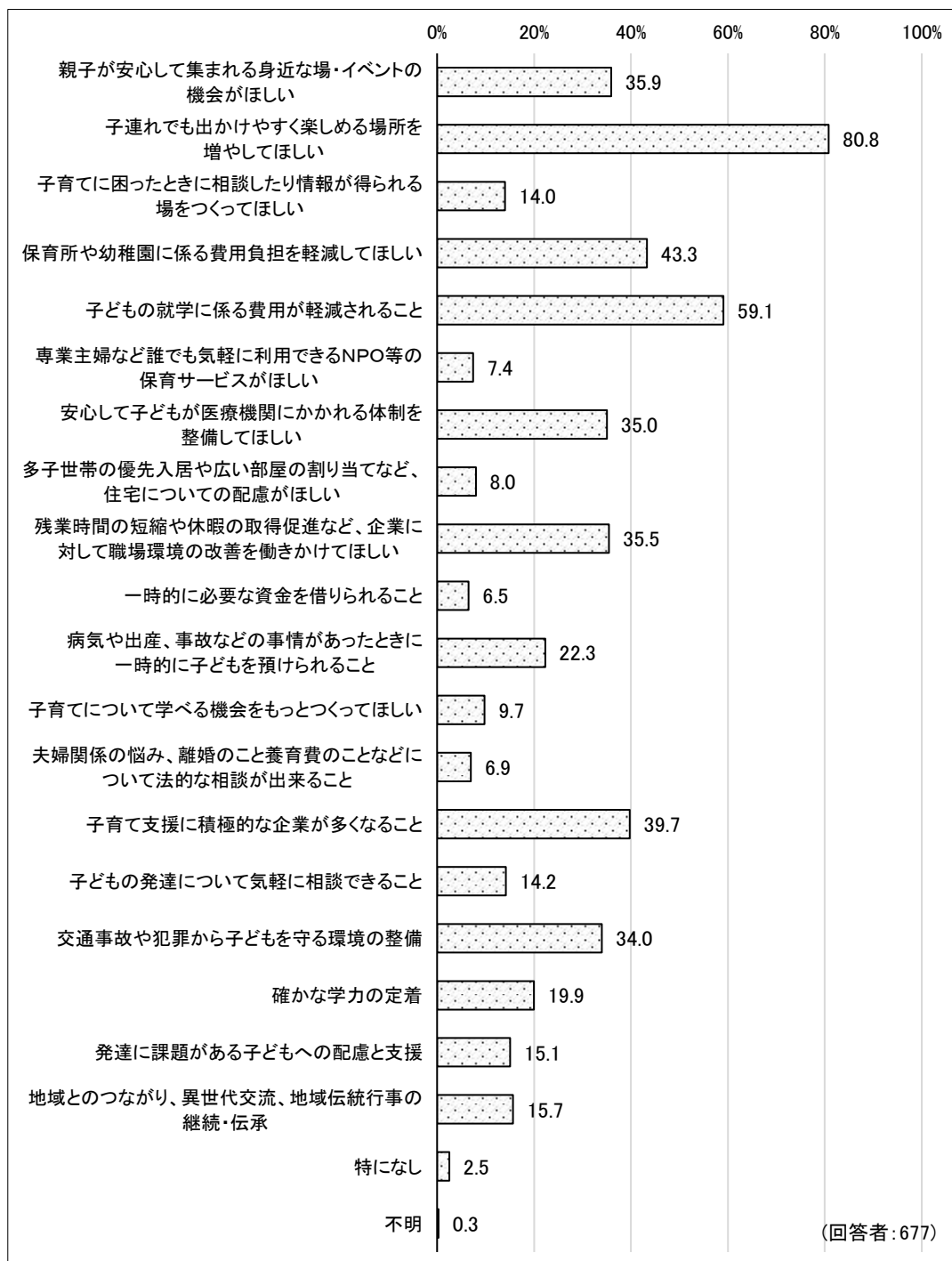
(6) 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと ※回答は3つまで

子どもとの外出の際に困ること・困ったことについては、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」の割合が53.5%で最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」が33.5%、「トイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」が29.1%で続き、場所や施設に関する項目で割合が高くなりました。また、「特に困っていること、困ったことはない」の割合は12.4%となりました。



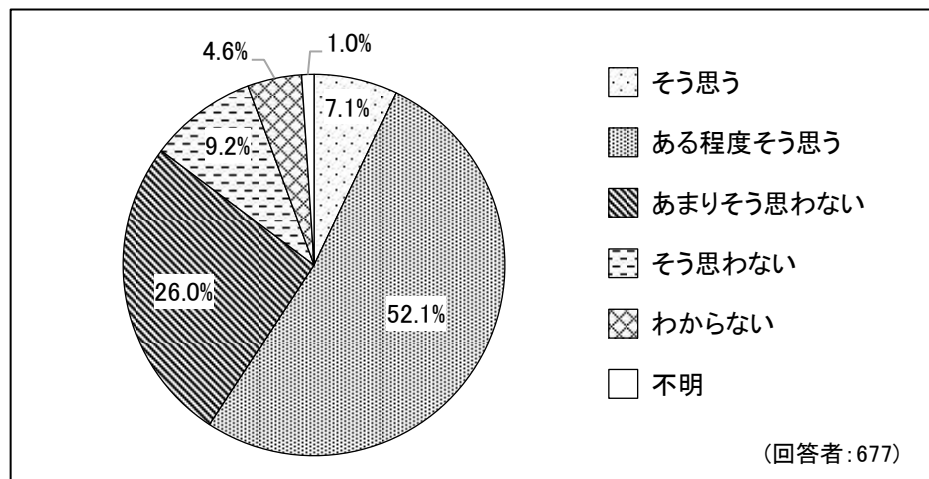
（７）市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと思うか

市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと思うかについては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の割合が80.8%と8割以上で最も高く、次いで「子どもの就学に係る費用が軽減されること」が59.1%、「保育所や幼稚園に係る費用負担を軽減してほしい」が43.3%と、子育てに係る金銭的負担軽減に関する項目が続き、以下は「子育て支援に積極的な企業が多くなること」(39.7%)、「親子が安心して集まれる身近な場・イベントの機会が欲しい」(35.9%)が続きました。



(8) 本市は子育てしやすい「まち」だと思うか

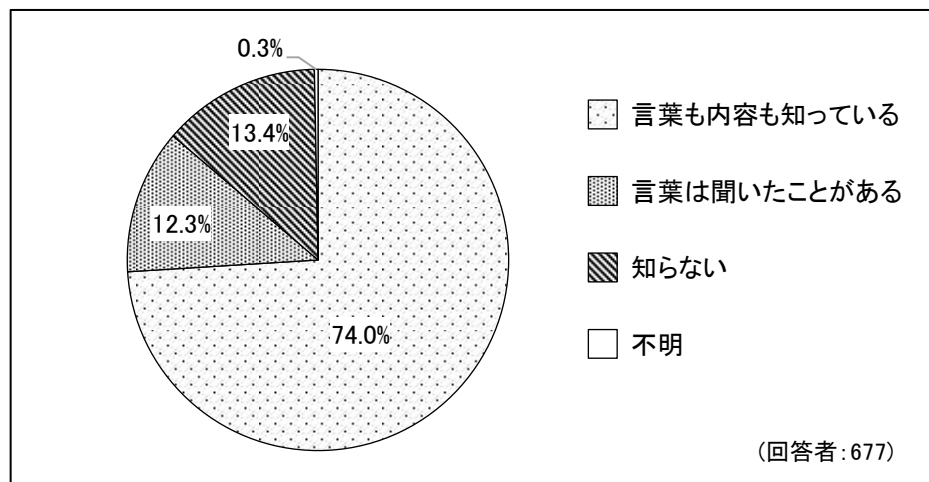
本市は子育てしやすい「まち」だと思うかについては、「ある程度そう思う」の割合が52.1%と5割以上を占め、これに「そう思う」(7.1%)を合わせた『子育てしやすい「まち」だと思う』は59.2%と6割近くとなりました。一方、『子育てしやすい「まち」だと思わない』(「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計)の割合は35.2%となりました。



(9)「ヤングケアラー」について

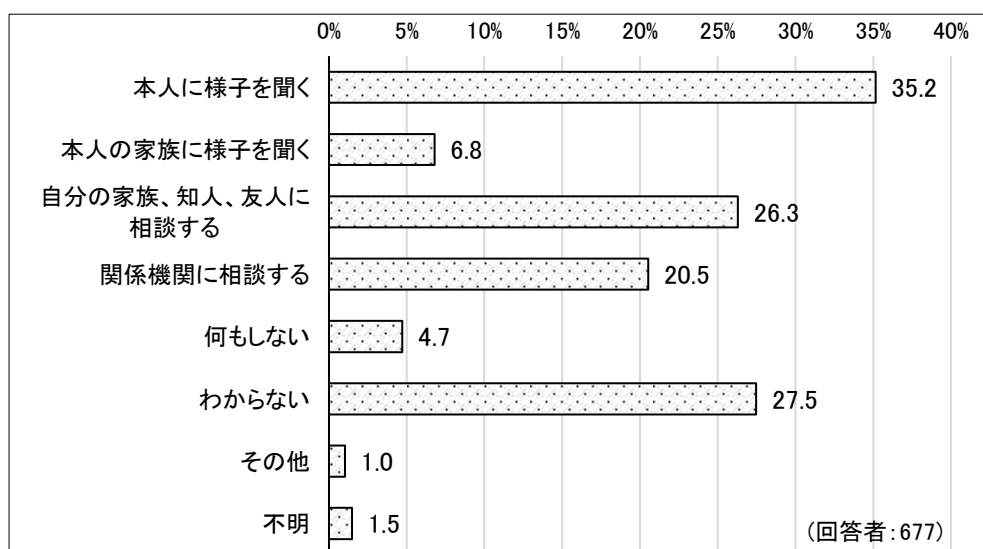
① 「ヤングケアラー」という言葉を知っているか

「ヤングケアラー」という言葉を知っているかについては、「言葉も内容も知っている」の割合が 74.0%と 7 割以上を占めた一方、「言葉は聞いたことがある」は 12.3%、「知らない」は 13.4%となりました。



② あなたの周りに「ヤングケアラー」と思われる人がいた場合、どのように対応するか

あなたの周りに「ヤングケアラー」と思われる人がいた場合、どのように対応するかについては、「本人に様子を聞く」の割合が 35.2%で最も高く、次いで「わからない」が 27.5%、「自分の家族、知人、友人に相談する」が 26.3%、「関係機関に相談する」が 20.5%で続きました。また、「何もしない」の割合は 4.7%となりました。



3. 本市を取り巻く課題

今回本計画を作成するにあたり実施した市民へのニーズ調査から様々な意見や要望が浮き彫りとなりました。調査結果から読み取れる課題として以下の整理を行いました。

(1) 地域での子育て支援の場と機会の必要性

「日頃、子どもを見てくれる親族・知人の有無について」(11 ページ記載)、ニーズ調査では「いずれもない」の割合が5年前に行った前回調査から1.8ポイントの微増の8.3%となっており、一方で「緊急時などに祖父母等の親戚に見てもらえる」の回答は、前回よりも12.4ポイント減の45.8%を占め、核家族化により、近くに両親がいない等祖父母世代の協力が得られにくいことが、子育て家庭が抱える不安感や負担感につながる一因と推察されます。

(2) 育児休業の取得

育児休業の取得の有無について、前回5年前調査と比較して「取得した(取得中である)」との回答が、母親では、12.8ポイントの増の69.3%、父親は、8.7ポイント増の11.4%を占めました。

また「育児休業をしていない方に対する取得していない理由」に対する回答では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答した父親が39.7%を占め5年前よりも12.5ポイント増となり、母親は7.7ポイント減の21.3%となりました。

男性の育児休業取得に対する意識は以前に比べ肯定的な考え方が高まった一方で、近年の深刻な労働力不足なども背景に、制度はあっても利用しづらい職場環境やワーク・ライフ・バランスの実践に取り組むことが難しい現実があることが伺えます。

(3) 子育てに関して具体的な不安や負担について

不安や負担を感じている設問では、「子育てに係る経済的な負担の軽減」、「子どもと触れ合う時間の確保」、「病気や発育・発達に関すること」これらが回答の上位を占めております。

その中でも「子育てに出費がかさむ」との回答が、前回5年前調査と比較して、14.3ポイント増の61.5%を占めました。

近年の物価高騰の影響により食品・ガソリン・電気代等に大きく値上がり傾向にあります。輸送コスト増加や人手不足などの多様な問題により、特に子どもにかかる経費の負担増が背景にあり、アンケート調査結果に現われたと思われます。

最低賃金は年々増加しているものの、現時点ではまだ物価高騰に対応できるほど賃金上昇率は伴っていないことも不安感や負担感の要因の1つと考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。」

これは、子ども・子育て支援法に示された基本理念です。

子どもの幸せを第一に考え、親も共に育っていけるように、地域社会全体が一体となって、子どもと子育て家庭に対する理解を深め、子どもの健やかな育ちの実現と子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

子どもが心身ともに健やかに育つために

自助

親や家庭が自分たちで
子どもにとって最良の方法を考え、
努力することが必要です

共助

「自助」だけでは対処できないところは、
学校や地域、子どもに関わる事業者などが
子育て家庭を支え、ともに助け合うことが
必要です

公助

「自助」と「共助」だけでは対処できないところは、
行政が子育て家庭や地域を支援することが
必要です

子育てが 楽しいまち 由利本荘市！！

～手を取りあい みんなでつなごう 笑顔の輪～

※令和6年7月30日に由利本荘市文化交流館「カダーレ」にて開催された令和6年度由利本荘市議会「高校生と語る会」において、由利本荘市内の高校生18名と由利本荘市議会議員19名が「今後の由利本荘市について語り合おう」をテーマとして、グループ毎に活発な話し合いが行われた内容が提言書としてまとめられ、令和6年12月に市に提出されました。

第三期計画では、第二期計画までの基本理念である「地域で支え、次世代を育む子育ての喜びあふれる社会づくり」を継承しつつ、市内の四校の高校生の皆様からご提言いただいた『子育てが 楽しいまち 由利本荘市！！』を新たな基本理念に採用しました。

2. 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために以下の6つの基本目標を施策の柱とし、子ども・子育て支援を進めます。

基本目標1 「保護者の主体的な子育て」を支援します

保護者が身近な地域で、主体的に、安心してゆとりある子育てができるように、各種の子育て支援サービスの充実を推進します。

基本目標2 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実に取り組みます

乳幼児期における教育・保育を充実させるとともに、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の連携による円滑な就学支援に向け取り組むほか、家庭と地域、学校などの関係機関の連携により、次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を身につけるための教育を推進します。

基本目標3 子どもと子育てにやさしい環境づくりに努めます

子どもと保護者が、ともに安全に安心して外出できる環境を整備し、子どもの安全な生活環境の確保に努めます。

情報モラル教育を通して、インターネット上の犯罪や違法・有害情報等から子ども自身が的確に判断し、正確な情報を活用できる力を身につけるための教育を推進します。

子ども達が温かく思いやりのある人間関係に支えられた学校生活を送ることができるよう、いじめや不登校の未然防止及び解消と、思いやりの心や自己肯定感の醸成を目指します。

基本目標4 安心して産み育てられる環境づくりに取り組みます

母親が、次の世代を健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を実施し、安心して子育てできる取り組みを行います。

基本目標5 多様性に配慮し、きめ細やかに取り組みます

すべての子どもの人としての権利と自由を守るため、障がい児施策の充実や、児童虐待防止に努めます。また、生計の維持と子育てを単身で担うひとり親家庭の負担軽減と、自立支援を推進します。

基本目標6 仕事と子育ての調和の実現を目指します

男女がともに子育てをしながら働きやすい環境をつくるために、市民と企業、行政が連携して調和の実現に向けた啓発を推進するとともに、多様な働き方に柔軟に対応する保育サービスの充実を図ります。

3. 施策の体系

計画の策定にあたり、6つの基本目標ごとに次のとおり施策を展開してまいります。

由利本荘市子ども・子育て支援事業計画	
基本目標	施策の展開
1. 「保護者の主体的な子育て」を支援します	(1) 地域における子育て支援の充実 (2) 子育て相談支援と情報提供の充実 (3) 子育て支援ネットワークづくり (4) 経済的な支援の充実
2. 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実に取り組みます	(1) 幼児期の教育・保育の提供 (2) 家庭、地域の教育力向上と学校との連携
3. 子どもと子育てにやさしい環境づくりに努めます	(1) 子育て環境の整備 (2) 子どもの安全の確保
4. 安心して産み育てられる環境づくりに取り組みます	(1) 妊娠、出産、育児の切れ目のない支援 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児救急医療体制の充実 (5) 次世代を担う若者育成支援の充実
5. 多様性に配慮し、きめ細やかに取り組みます	(1) 虐待防止、要保護児童等対策 (2) 障がいのある子どもと家庭への支援 (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
6. 仕事と子育ての調和の実現を目指します	(1) 仕事と生活の調和の推進 (2) 産休、育休後における教育・保育の提供の確保

「由利本荘市地域福祉計画」
「由利本荘市障がい者福祉計画」
「健康由利本荘21計画」
「由利本荘市男女共同参画計画」
「由利本荘市交通安全計画」
「由利本荘市の教育の基本方針」
その他の計画、方針等

⇒ これら関連計画等との
整合を図りながら実施

第4章 施策の展開

基本目標 1 「保護者の主体的な子育て」を支援します

核家族化の進行と地域の人間関係の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民の間で伝えられにくくなっています。その結果、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例がみられます。

安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、子育てに合ったサービスを上手く活用することが必要です。

子どもの健全な育成のため、利用者のニーズを踏まえたサービスの充実、情報提供、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

1－（１）地域における子育て支援の充実

基本施策

- 主体的に子育てに取り組む全ての家庭が過度な負担を抱えることがないように、子育て支援に関わる地域の様々な資源の活用を図りながら、子ども・子育て支援法に位置づけられた「地域子ども・子育て支援事業」のメニューにある事業を中心としたサービス提供の充実を図ります。
- 子育てについての相談や情報提供を行い、保護者の不安の軽減を図るなどの支援の充実を図ります。

事業名	所管課	事業内容	指標	実績見込 (R6)	目標値 (R11)
① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）★	こども未来課	市内各地域において、育児不安等の相談や育児サークルの育成など、総合的な子育て支援事業を行います。	実施箇所	4施設 実施	3施設 実施
② ファミリー・サポート・センター事業★	こども未来課	子育てを手伝いたい人（協力会員）と子育ての手助けが欲しい人（利用会員）、両方したい・できる人（両方会員）が会員同士で子育てを支援する相互互助活動の支援を行います。	協力会員数 利用会員数 両方会員数 利用者延べ人数数 未就学児童 就学児童	79人 215人 6人 35人 2人	50人 200人 6人 30人 3人

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
③	一時預かり事業（幼稚園型）★	こども未来課	標準教育時間が終了後、保護者の都合で一時的に家庭での保育ができないとき、認定こども園等でお預かりします。	実施箇所数	こども園 5	こども園 6
④	一時預かり事業（一般型＋余裕施設型）★	こども未来課	日頃、教育・保育事業を利用していない家庭で、保護者の都合で一時的に家庭での保育ができないとき、保育所等でお預かりします。	実施箇所数	保育所 1 3 こども園 2	保育所 1 8 こども園 6
⑤	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）★	こども未来課	保護者が労働などにより昼間家庭に居ない小学生を対象として、遊びと生活の場を与え、児童の健全育成の向上を図ります。	実施箇所数	1 5 カ所	1 2 カ所
⑥	病後児保育事業★	こども未来課	病気回復期などで集団保育が困難な保育所入所中の児童や、小学生を対象として一時的に預かることで、健康を守りながら保護者の就労との両立を支援します。	実施箇所数	1 カ所	1 カ所

事業名の後方に★：第 5 章 地域子ども・子育て支援事業 にも掲載されている事業

１－（２）子育て相談支援と情報提供の充実

基本施策

○子育ての不安解消に向けて、相談機能の充実に努めます。

○子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、専用アプリの運営など子育てに関する情報提供を行います。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
①	こども家庭センター運営事業★	健康づくり課、こども未来課	母子保健と児童福祉両分野の連携・協働により妊婦や子ども・子育てに困難を抱える家庭に切れ目なくもれなく対応し適切な支援を提供します。	体制の確保	実施 (開設準備)	こども家庭センター型 1箇所
②	子育て支援アプリ	健康づくり課、こども未来課	母子健康手帳機能のあるアプリを通じて、子育て情報の配信や、乳幼児健康診査、予防接種のプッシュ通知等の情報発信とオンライン機能を活用した相談を行います。	アプリ登録者数	920人	1,160人
③	民生児童委員・主任児童委員活動の推進	福祉支援課	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行います。	活動支援地域	市全域	市全域
④	子育てハンドブック作成・配布	こども未来課	携帯しやすいサイズの子育てハンドブックを作成し、市外からの転入者や妊娠された方々に無料で配布します。	作成数 (配布数)	R5 作成済 2,900部 (2,300部)	状況に応じ作成 数を調整する

事業名の後方に★：第5章 地域子ども・子育て支援事業 にも掲載されている事業

1 - (3) 子育て支援ネットワーク

基本施策

○子育て支援サービスを適切に提供する体制づくりを推進します。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
①	子育て支援サークルのネットワーク化	こども未来課	各サークル間の交流を促進し、子育て支援に関する情報共有を図ります。	交流の推進	実施	実施
②	子育て相談窓口の連携強化	こども未来課 学校教育課 健康づくり課 福祉支援課 など	受け付けた各種の相談について、関係部署との連携が必要と判断したケースは、プライバシーに配慮しながら適切に対応します。	充実を図る	実施	実施
③	発達支援ネットワーク	こども未来課 学校教育課 健康づくり課 福祉支援課 など	子育て支援拠点、児童館などの各相談窓口や乳幼児発達相談などの各相談事業を通じて、障がいなどの理由により、特別な支援が必要とされた家庭については、就学前幼児発達支援事業、幼児通級指導教室などが連携して、情報共有を図りながら、きめ細やかな対応を実施します。	体制の確保	実施	実施

1 - (4) 経済的な支援の充実

基本施策

○子育てに関する不安や悩みの上位にあげられている経済的負担に努めます。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
①	認定こども園、幼稚園、保育所の利用料軽減	こども未来課	3歳以上児の保育料を無料とします。また、給食の副食費を、国の基準額を上限に助成します。 3歳未満児の保育料を国基準の6割程度に軽減し、所得に応じて更に助成します。	すこやか助成制度に基づき実施	実施	実施
②	福祉医療費拡大事業(市の事業拡大による医療費無料化)	市民課	県福祉医療費補助金対象外となる乳幼児(未就学児)及び小・中・高校生等の医療費一部負担金を全額助成します。	市の支給要綱に基づき実施	実施	実施
③	児童手当支給事業	こども未来課	児童手当法に基づき、児童手当を支給します。	支給実人数 対象児童数	4,413人 7,573人	実施
④	子育て支援金事業	こども未来課	次代を担う新生児の誕生を祝うとともに子育て支援を推進するため、一時金を支給します。 (第2子10万円、第3子以降20万円)	実施件数 第2子 第3子以降	実施件数 110件 50件	実施件数 100件 50件
⑤	奨学資金貸付事業	学校教育課	高校生および大学生等への奨学金を貸与し、修学への支援を図ります。(対象:高校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学)	実施件数	高校 0 専修学校 11 短大 0 大学 47	実施

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
⑥	妊婦のための支援 給付事業	こども未来課	子ども・子育て支援法に基づき、妊婦に対し、妊娠届出後と出生後に給付金を支給し、経済的負担を軽減します。併せて健康づくり課の「妊婦等包括相談支援事業」（相談事業）を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。	支給決定者数	580人※ ※令和6年度までの事業「出産子育て応援金」の支給決定者	500人
⑦	住宅リフォーム資金助成事業	建築住宅課	住宅リフォーム工事費用の一部を助成する事業です。補助種別に応じ補助率、上限額があります。下記世帯要件のほか対象工事費や施工業者要件等があります。 （子育て世帯支援型） 18歳以下の子2人以上と同居している世帯の住宅 （空き家購入支援型） 18歳以下の子と同居している世帯で、前年度10月以降に空き家（築10年以上）を購入し居住している住宅 【事業の見直しにより内容変更または廃止となる場合があります】	延べ補助金交付件数	子育て世帯支援型 ：47件	子育て世帯支援型 ：175件 (35件×5年)
					空き家購入支援型 ：5件	空き家購入支援型 ：25件 (5件×5年)
⑧	要保護・準要保護児童生徒への援助	学校教育課	経済的に就学が困難であると認められる小学生・中学生の保護者に対し、市が就学に必要な経費の一部を援助します。	市の支給要綱に基づき実施	実施	実施
⑨	特別支援教育への援助	学校教育課	特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助します。(特別支援学級)	市の支給要綱に基づき実施	実施	実施

基本目標 2 健やかに子どもを育てる教育・保育の充実に取り組みます

少子化や核家族化の進行により家庭及び地域を取り巻く環境が変化している中、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる地域社会をつくることが望まれます。

共働き世帯の増加などから、幼児教育の重要性、教育・保育施設の必要性は、ますます高まってきています。

子育てしやすい、働きやすい社会の実現と幼児期の教育や保育の質の向上を目指し、利用者のニーズを踏まえた教育・保育サービスの充実と、家庭・学校・地域の連携による教育の活性化を図ります。

2－（１）幼児期の教育・保育の提供

基本施策

○乳幼児期の各年齢期における発達は、連続性し個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達の保障を目指します。

事業名	所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
① 認定こども園、幼稚園での幼児教育（1号認定子ども）	こども未来課	満3歳以上のお子さんで入園希望がある場合、認定こども園または幼稚園で幼児教育を提供します。	利用定員	120人	125人
② 認定こども園、保育所での通常保育（2号・3号認定子ども）	こども未来課	仕事や病気などでお子さんを家庭で保育できない場合、認定こども園または認可保育所にて保育を行います。	利用定員	2,010人	1,887人
③ 延長保育事業★	こども未来課	保護者の就労形態及び勤務時間等により長時間の保育を必要とする場合に、保育利用時間を超えて利用することができます。	実施箇所	19カ所	24カ所

事業名の後方に★：第5章 地域子ども・子育て支援事業 にも掲載されている事業

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
④	休日保育事業	こども未来課	急な仕事や変則勤務のため、休日（日・祝）に家庭での保育ができない場合に利用することができます。	実施箇所数	3カ所	3カ所
⑤	障がい児保育事業	こども未来課	障がい児の受け入れを行い、保育実施のために保育士を配置し、仕事と子育てを両立させたいという保護者のニーズに対応します。	実施箇所数	24カ所	24カ所
⑥	医療的ケア児保育支援事業	こども未来課	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、受入可能な保育所等の整備を進めます。	実施箇所数	1カ所	2カ所
⑦	教育・保育施設の整備	こども未来課	「教育・保育の提供区域と提供体制の確保内容」を基本に、各施設の整備（改築・修繕など）について計画的に対応します。	施設数	保育園19 こども園5	保育園18 こども園6
⑧	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）★	こども未来課	0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。 ※R8年度より実施予定	定員数 0歳児 1歳児 2歳児	— — —	36人 24人 24人
⑨	幼保小連携事業	学校教育課 こども未来課	幼保小において、互いの保育・教育への相互理解を図ります。特に5歳児から小学校1年生の2年間で、学びや生活の基盤づくりのための重要な期間「架け橋期」と位置づけ、カリキュラムを作成し、連携して取り組みを実践します。	対象区域	全小学校区	全小学校区

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
⑩	読み聞かせボランティア派遣事業	生涯学習課、 中央図書館	子どもの読書活動推進会議等との協働により、本の楽しさを子どもに伝える活動を展開し、子どもの読書活動を推進します。	派遣回数	14回	20回

2－（２）家庭、地域の教育力向上と学校との連携

基本施策

- 家庭や地域の教育力の低下の背景に、近年の核家族化や地域交流の希薄化があります。子どもと地域社会全体で育てる観点からも、学校と地域の連携のもとに家庭や地域における教育力向上を総合的に推進します。
- 小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期であり、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期でもあります。学校教育とともにレクリエーションを含む様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供するとともに、放課後等における子どもの健全育成を推進します。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
①	由利本荘市まちづくり宅配講座事業	生涯学習課、こども未来課など	市民の要請に応じて職員が講師を務め、子育てや家庭教育に関する講座等を行い、学習機会の充実を図ります。	対象地域	市全域	市全域
②	家庭教育学級事業	生涯学習課	各地域公民館などで、家庭教育に関する学びを深める事業を実施します。	対象区域	全地域	全地域
③	母親クラブ助成事業	こども未来課	親子および世代間交流・文化活動、児童の事故防止活動、児童養育に関する研修活動、その他児童福祉の向上に寄与する活動をしている子育てサークルに対して、活動経費の一部を助成します。	助成件数	3件	3件

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
④	生涯学習ボランティアバンク事業	生涯学習課	地域全体で支援するために、ボランティアの活用を促進します。	登録団体数	23 団体	23 団体
⑤	放課後子ども教室事業	生涯学習課	小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参加を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流などの取り組みを行います。	対象校区	全小学校区	全小学校区
⑥	協働活動事業	生涯学習課	地域の人材を活用して、様々な活動をとおして、学校活動などを支援します。	対象区域	全中学校区	全中学校区
⑦	体験学習支援事業	学校教育課	子どもたちの様々な体験学習について、地域の協力を受けながら実施します。	対象校	全小・中学校で実施	全小・中学校
⑧	スポーツ活動推進および指導者養成事業	文化・スポーツ課	スポーツ少年団への加入を推進します。	加入人数	63 団 指導者435 人 団員931 人	60 団 指導者257 人 団員689 人
			スタートコーチ養成講座への参加を促進し、指導者の養成を図ります。	指導者受講者数	56 人／年	20 人／年
⑨	コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課	各学校で運営協議会や地域運営協議会を開催し、地域の学校の課題を共有したり、取組の方向性を検討したりすることで、学校と地域の連携を図ります。	学校運営協議会の実施校	全小・中学校で年2回以上実施	全小・中学校で年2回以上実施
⑩	グローバル人材の育成に向けた取り組み	学校教育課	A I Uの留学生との英語での交流を通し、異文化理解やコミュニケーション能力の育成を図ります。	実施校 実施回数	1 校 1 回	12 校 20 回
⑪	地域未来塾	生涯学習課	学習が遅れがちな生徒に対し、地域住民等の協力による学習の場を提供します。	対象者数	市内全中学生	市内全中学生

基本目標 3 子どもと子育てにやさしい環境づくりに努めます

子どもを安心して産み育てるためには、子どもを連れて、気軽に外出できる環境の整備が重要です。

乳幼児を連れて安心して出かけられるために、おむつ交換台・授乳スペース・ベビーキープを備えた「こどものえき」の増設や、保護者の交流の場となる施設の維持、整備を進めます。

また、子どもを犯罪から守るために学校・家庭・地域・関係機関が協力し、事件や事故の未然防止と事件に巻き込まれないための啓発活動に努めます。

3－（１）子育て環境の整備

基本施策

○子ども連れや障がいのある方にとって、安全な環境の整備を推進します。

○妊娠している方やベビーカーを利用する方、小さい子どもが、安心して外出できる環境の整備を推進します。

○子どもを連れて安心して楽しめる場所や公園の整備、維持に努めます。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
①	バリアフリー社会の形成事業	建設管理課	「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を遵守し、道路整備を推進します。	事業推進を図る	R6：一番堰 まちづくり 事業工事継続 R6：市道鶴沼 薬師堂線 用地購入 及び建物補償	実施
②	こどものえき設置 【県事業】	こども未来課	公共・民間施設を問わず、「おむつ交換台」、「ベビーキープ」、「授乳スペース」を備えた「こどものえき」施設の増加を推進します。	認定箇所数	16カ所	20カ所
③	こどもプラザ運営事業	こども未来課	子育て支援機能のさらなる強化に向けた、市の中核となる児童館機能を備えた複合施設としての運営に取り組みます。	利用者数	19,500人	15,000人

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R6)	目標値 (R11)
④	木のおもちゃ館運営事業	文化・スポーツ課	やさしい肌触りの「木のおもちゃ」や「木製遊具」は、人の心を解きほぐす力を秘めており、高齢者や子どもとの豊かなコミュニケーション作りにも効果があると言われています。自然との関わりの学習、年代を超えた「多世代交流」機会の増進など、感性豊かな子どもを育む環境づくりを図ります。	利用者数	40,000人	45,000人
⑤	都市公園の整備	都市計画課	本荘公園や新山公園などの都市公園について、自然・歴史環境を活かした特色のある環境整備を進め、市民が日常的に憩い、ふれあえる魅力向上を図ります。	遊具等施設 使用可能率	実施	100%
⑥	学校施設の整備、充実	教育総務課	学校敷地内にある遊具の更新、撤去等整備を行います。	整備遊具数	令和7年より 整備開始	19箇所
⑦	児童福祉施設整備事業	こども未来課	今後、新規の施設建設は難しいことから、既存施設の利活用や統廃合も視野に入れて、必要施設は、長期間利用できるよう適正な維持管理に努めてまいります。また、民間施設については、国・県の補助制度を活用して施設の充実を図ってまいります。	必要に応じ 予算化・整備	実施	実施
⑧	市内公園・遊園地等の遊具維持管理	こども未来課 ほか	市が設置した遊具を、安全に利用出来るよう定期点検や修繕、撤去などを行います。	危険遊具撤去 数 (こども未来課 実績を指標)	3基撤去	令和10年度 撤去数以下

3 - (2) 子どもの安全の確保

基本施策

- 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進します。
- 社会の情報化が進展する中で、インターネット上の有害情報から犯罪被害につながらないように、関連機関・団体等と連携して、非行防止活動やインターネット等の安全利用に対する啓発強化を進めます。
- 温かく思いやりのある人間関係に支えられた学校生活を送ることができるよう、いじめや不登校の未然防止及び解消と、思いやりの心や自己肯定感の醸成を目指します。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
①	標語コンクール	生涯学習課	青少年育成由利本荘市民会議が主催となり、小中学生を対象とした標語コンクールを開催します。	事業推進を図る	実施	実施
②	関係機関、団体との連携による交通事故防止対策の推進	生活環境課	交通安全対策協議会、学校、警察、交通安全協会、交通指導員、交通安全母の会、地域などが連携し、交通安全の確保を目指します。	交通安全指導ほか	実施	実施
③	交通安全意識の高揚と市民運動の展開	生活環境課	児童生徒、一般市民が一堂に会した由利本荘市交通安全市民大会を開催し、児童生徒の体験発表などを通じて交通安全の大切さと、交通事故に対する認識を深めます。	交通安全市民大会開催回数	年1回開催	年1回開催
			小学生と高齢者による交通安全メッセージコンクールをとおして、地域ぐるみの交通安全運動の盛り上げを図ります。	メッセージコンクール開催回数	年1回開催	年1回開催
			高校生に対する交通安全教育を推進します。	交通安全チラシの配布	年1回開催	年1回開催
		学校教育課	小学生、中学生に対する交通安全教育を推進します。	各校の街頭指導回数	年2回実施	年2回実施

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R6)	目標値 (R11)
④	通学路交通安全プログラム	学校教育課	通学路等における交通安全の確保を目指します。	通学路状況確認	小学校年1回	小学校年1回
⑤	関係機関、団体との連携による青少年健全育成活動及び防犯活動の実施	生涯学習課	青少年育成由利本荘市民会議や学校、警察、防犯指導員、防犯協会、少年保護育成委員会、由利本荘にかほ地域生徒指導研究推進協議会、地域などが連携し、犯罪の無い、明るく住みよい地域づくりと青少年の健全な育成を目指します。	市民会議等開催回数	2回	年1回開催
		生活環境課		防犯巡回活動ほか	実施	実施
⑥	SNS・インターネット利用等に関する指導事業	学校教育課	インターネットや携帯電話の利用について、安全やマナー、モラルなど適切な使用について指導するとともに、保護者と連携しながら、利用制限機能など適切な使用を目指します。	指導実施校数	全小・中学校で実施	全小・中学校
⑦	児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	学校教育課	生徒が家庭や学校、地域で様々な困難やストレスに向かい合った時のSOSの出し方に関する教育を実施します。	SOSの出し方教育実施校数	10校	全中学校
⑧	児童生徒のSOSの受け止め方講座	健康づくり課	生徒のSOSが発信されたときに受け止める側がサインを見逃さないようにするための研修を保護者に対して実施します。	事業の継続	年1回開催	年1回開催
⑨	いじめ防止と不登校児童生徒の減少に向けた取り組み	学校教育課	温かく思いやりのある人間関係に支えられた学校生活を送ることができるよう児童生徒の実態を把握するために、アンケートを実施します。	学校生活アンケート実施回数	年2回実施	年2回実施
⑩	児童・生徒学校生活サポート	学校教育課	通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒に対し、学校生活への支援を行います。	支援員の配置	実施	実施

基本目標 4 安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます

核家族化、地域との交流の希薄化、育児の孤独化などを背景とした子育ての悩みや不安を和らげるために、相談、子育てに関する知識の向上、支援を受けられる人や場所の確保が必要です。

母親と子どもの心と体を守るための健診・相談・体制と利用者ニーズを踏まえた小児医療体制をこれまで以上に充実させ、妊娠・出産・育児不安の解消に努めます。

4－（１）妊娠、出産、育児の切れ目のない支援

基本施策

- 子育てに関する相談窓口など、育児不安の解消に向けた体制を整えます。
- 妊娠の届け出があった妊婦に対し、母子健康手帳交付および妊婦健康診査事業を実施し、適切な時期に専門医療機関の受診ができるよう促します。
- 乳幼児健康診査および予防接種事業などを実施し、子どもの健やかな成長および病気の予防や早期発見に努めます。

事業名	所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
① こども家庭センター運営事業（再掲）★	健康づくり課 こども未来課	母子保健と児童福祉両分野の連携・協働により妊婦や子ども・子育てに困難を抱える家庭に切れ目なくもれなく対応し適切な支援を提供します。	体制の確保	実施 (開設準備)	こども家庭センター型 1 箇所
② 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)★	健康づくり課 こども未来課	乳児がいるすべての家庭に保健師や看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況並びに養育環境の把握および助言を行い、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、乳児の健全な育成環境を確保します。	事業推進を図る	実施	実施
③ 母子健康手帳交付および妊婦健康診査事業★	健康づくり課	妊娠の届け出があった妊婦に対し、母子健康手帳および妊婦健康診査受診票を交付し、適切な時期に専門医療機関の受診ができるように支援を行います。	事業推進を図る	実施	実施

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R6)	目標値 (R11)
④	不妊症・不育症治療 に対する助成事業	健康づくり課	不妊症治療等(特定不妊・一般 不妊・不育症)に対して、その 医療費について助成を行います。	事業推進を図 る	実施	実施
⑤	養育支援訪問事業 ★	健康づくり課 こども未来課	児童の養育について自ら支援 を求めることが困難な状況に ある家庭に対し、訪問支援を 行います。	訪問件数	8件	8件
⑥	子育て短期支援事 業(ショートステ イ)★	こども未来課	保護者の疾病等の理由によ り、家庭において児童の養育 が一時的に困難となった場合 に、児童福祉施設等で一定期 間、養育・保護します。	延べ利用者数	7人	7人
⑦	乳幼児健康診査事 業	健康づくり課	4か月児・7か月児・10か月 児・1歳6か月児・3歳児健診 ・5歳児健康相談の充実に努 め、乳幼児の健康管理と、病気 や障がいの早期発見、早期対 応を図ります。	受診率	4か月:100% 7か月:100% 10か月:100% 1歳6か月:100% 3歳児:100% 5歳児健康相談 :100%	100%
⑧	予防接種事業	健康づくり課	各種予防接種を実施します。 また、未接種者を減らすよう 保護者に対し指導や啓発に努 めます。	事業推進を図 る	実施	実施
⑨	妊婦歯科健康診査 事業	健康づくり課	妊娠中から歯科保健への関心 を深め、子どもの虫歯予防に つなげるため妊婦歯科健康診 査を実施します。	受診率	56.0%	受診率向上
⑩	幼児歯科健康診査 事業	健康づくり課	1歳6か月児・2歳児・3歳児 歯科健康診査事業を実施し、 虫歯の早期発見、早期治療に 努めます。	受診率	1.6歳 100% 2歳 100% 3歳 100%	100%
⑪	フッ化物洗口事業	健康づくり課	保育園や幼稚園、小中学校を 対象に実施しているフッ素洗 口事業の拡大に努めます。	実施施設数	40施設	施設数の拡大

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
⑫	産婦健康診査(産後1か月)・母乳育児相談費用助成事業	健康づくり課	産婦が心身ともに健康で育児に取り組むことができるよう、費用を助成します。	事業推進を図る	実施	実施
⑬	健康教育事業	健康づくり課	・乳幼児期に対する生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識を広め健康に対する意識の高揚に努めます。 ・離乳食指導、歯みがき指導などを実施します。	事業推進を図る	実施	実施
⑭	子育て世帯訪問支援事業(家事支援サービス事業)★	健康づくり課	出産前後で家事支援を必要とする妊産婦宅へ家事代行ヘルパーが訪問し、家事援助を行います。	訪問回数	8回	8回
⑮	妊婦等包括相談支援事業★ (令和6年度まで 伴走型相談支援事業)	健康づくり課	妊娠届出時、妊娠後期、乳児訪問時3つのタイミングで妊産婦との面談や電話相談を行い、安心して出産・育児ができるように支援します。	相談件数 (三つの合計)	867回	771回
⑯	妊婦のための支給給付事業(再掲)	こども未来課	子ども・子育て支援法に基づき、妊婦に対し、妊娠届出後と出生後に給付金を支給し、経済的負担を軽減します。併せて健康づくり課の「妊婦等包括相談支援事業」(相談事業)を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。	支給決定者	580人※ ※令和6年度までの事業「出産子育て応援金」の支給決定者	500人
⑰	産後ケア事業★	健康づくり課	産後の母子が安心して子育てできるよう、宿泊・訪問・通所型において助産師等の専門職が相談・育児指導を行います。	利用者延べ人数	50人	58人
⑱	助産制度(助産施設への措置)	こども未来課	経済的な理由より入院・出産が困難な妊婦に対し、出産費用を負担し、安心して出産できるよう援助します。	事業の継続	実施	実施

事業名の後方に★：第5章 地域子ども・子育て支援事業 にも掲載されている事業

4－（２）食育の推進

基本施策

○「食」に関する正しい知識を身につけ、肥満や生活習慣病を予防して、生涯にわたり健康で暮らせるよう、子どもたちを中心とした「食育」に取り組めます。

事業名	所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
① 由利本荘市食育計画に基づく食育事業	農業振興課	・伝統食材、地場農産物の情報を市民に提供します。 ・直売所、加工所、研究グループの活動支援により、地産地消の推進と食文化の継承を行います。 ・食育関係部局において食育を推進します。	加工品製造に係る改修等を支援	実施	実施
	健康づくり課	・規則的な生活習慣を身につけ、朝食をしっかりと食べ、子ども達が健やかに成長し、健康で幸福な生活を送る為に食育を推進します。	健康由利本荘21計画の推進	実施	実施
	学校教育課	・「食に関する指導」による食育を推進します。 ・体験活動を通じた地場産物の理解に取組みます。 ・家庭や地域と連携した食育を推進します。	学校栄養士未配置校の解消	実施	実施
② 妊婦教室	健康づくり課	妊婦を対象に、妊娠中の栄養等について指導します。	実施開催回数	6回	6回
③ 食生活改善推進協議会組織育成事業	健康づくり課	食生活改善推進協議会のボランティア団体と連携しながら、料理教室などを開催し、正しい食習慣を身につけられるよう、食育の充実を図ります。	教室開催回数	18回 (467人)	実施

4－（３）思春期保健対策の充実

基本施策

- 10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患を予防するため、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対応するため、地域における相談体制の充実に取組みます。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R6)	目標値 (R11)
①	健全母子育成事業	学校教育課、健康づくり課	関係機関および関係団体との連携を図り、思春期の男女に対し、タバコやアルコールの害、薬物乱用等の防止、食習慣、命や性等に関する教育・相談・情報提供等に努めます。	実施校数	こころの健康づくり 小13校・中10校 糖分・塩分教室小1校・中1校 たばこ教室小1校 授業実施11校	全小・中学校
②	命の学習に関する正しい意識と知識の涵養	学校教育課、健康づくり課	・「性教育指導マニュアル」を活用しながら、児童に対する指導に努めます。 ・性に関する教育指導研修会に教員の参加を呼びかけ、指導する側に対する研修に努めます。 ・助産師、保健師による生命や性に対する学びを深める教室を実施します。	実施校数	こころの健康作り教室 23校	全小・中学校
③	薬物に関する教育	学校教育課	・薬物乱用防止教育研修等への教員の参加を呼びかけます。 ・各学校で「薬物乱用防止教室」を実施します。	実施校数	薬物乱用防止教室実施 中10校小3校	全小・中学校
④	相談体制整備事業	学校教育課	「こころの教室相談員」、「スクールカウンセラー」などを活用し、学校での相談体制の充実を図ります。	対象校	全小・中学校	全小・中学校

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R6)	目標値 (R11)
⑤	ふれあい教室運営事業	学校教育課	不登校児童などのために、適応指導教室「ふれあい教室」を開設し、学校外での相談に努めます。	教室開催日数	160日	年150日以上
⑥	いじめ防止と不登校児童生徒の減少に向けた取り組み(再掲)	学校教育課	温かく思いやりのある人間関係に支えられた学校生活を送ることができるよう児童生徒の実態を把握するために、アンケートを実施します。	学校生活アンケート実施	年2回実施	年2回実施
⑦	児童生徒のSOSの受け止め方講座(再掲)	健康づくり課	生徒のSOSが発信されたときに受け止める側がサインを見逃さないようにするための研修を保護者に対して実施します。	事業の継続	年1回開催	年1回開催
⑧	児童・生徒のSOSの出し方に関する教育(再掲)	学校教育課	生徒が家庭や学校、地域で様々な困難やストレスに向かい合った時のSOSの出し方に関する教育を実施します。	SOSの出し方教育実施校数	10校	全中学校
⑨	ヤングケアラー対策事業	こども未来課ほか	本人や家族、地域の関係機関との「対話」を大切にし、以下の取り組みを行います。 ・ヤングケアラーの認知度向上、理解促進を図ります。 ・特徴を理解し、子どもの権利擁護の観点から、相談しやすい体制・仕組みを構築し、相談スキル向上を図ります。	アンケートによる認知率向上	R6.2月実施アンケート集計結果 「ヤングケアラー」を知っているかとの問いに対して「言葉も内容も知っている」回答率 74%	「ヤングケアラー」を知っているかとの問いに対して「言葉も内容も知っている」回答率 80%以上

4－（４）小児救急医療体制の充実

基本施策

○医療機関と連携することにより、休日や夜間であっても安心して治療を受けられるように救急医療体制を整備します。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
①	小児救急医療体制の充実	健康づくり課	一刻を争う子どもの病気に対応するため、総合病院に小児科を集約して、小児二次救急医療を実施します。	小児救急受入医療機関数	1 箇所	1 箇所

4－（５）次世代を担う若者育成支援の充実

基本施策

○個々人が希望する時期に結婚できるため、支援や情報が必要な方に向けた各種施策を展開します。一方で、特定の価値観を押し付けたりプレッシャーを与えたりすることが無いように、社会全体が十分に配慮することが必要です。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
①	結婚新生活支援事業	地域づくり推進課	結婚を後押しするための経済的支援策として新婚世帯の新生活にかかる各種費用を支援します。	支給世帯数実績／支給見込世帯数の割合	9 5 %	1 0 0 %
②	あきた結婚支援センター入会登録料助成事業	地域づくり推進課	独身男女の出会いと結婚を促進するため、「あきた結婚支援センター」への新規入会登録料を支援します。	新規入会件数	2 8 人	3 0 人

基本目標 5 多様性に配慮し、きめ細やかに取り組みます

自己の確立が未発達な子どもが増えている現状や育児不安を背景とした児童虐待など、子どもや家庭をめぐる問題は複雑化・多様化しています。

児童虐待防止に向けた支援、ひとり親家庭や障がい児への支援など、各家庭の負担の軽減やニーズに応じた支援が必要です。

それぞれの特性に応じた適切な支援を行うため、専門的な内容については県と本市が相互に協力しながら、より一層連携を強化し安心して子育てができる環境整備に努めます。

5－（１）虐待防止、要保護児童等対策

基本施策

○養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、関連事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など）の実施や、子どもを守るための地域ネットワークの機能を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

事業名	所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
① 子どもを守る地域ネットワーク事業 (要保護児童対策地域協議会) ★	こども未来課	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、関係機関と連携して児童虐待の早期発見と適切な支援に取組めます。	事業の継続	実施	実施
② こども家庭センター運営事業（再掲）★	健康づくり課 こども未来課	母子保健と児童福祉両分野の連携・協働により妊婦や子ども・子育てに困難を抱える家庭に切れ目なくもれなく対応し適切な支援を提供します。	体制の確保	実施 (開設準備)	こども家庭センター型 1箇所

事業名の後方に★：第5章 地域子ども・子育て支援事業 にも掲載されている事業

５－（２）障がいのある子どもと家庭への支援

基本施策

○障がい児の日常生活における基本的な動作の習得及び集団生活への適応を促すため、障がい福祉サービスの充実を図るほか、保護者に対する療育相談の充実を図ります。

○個々の特性に配慮した支援を行うための関係部署によるネットワークづくりを推進します。

事業名	所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
① 就学前幼児発達支援事業(虹っこひろば)	こども未来課	軽度から中度の神経発達症及びその疑いのある幼児に対して、小集団での活動や基本的な生活体験・遊び等を通して、適応性の伸長を図ります。発達支援相談員を配置し、また保護者に対して養育上のアドバイス等を行う他、保護者同士の交流の場を設け、自立助長と福祉の向上を図ります。	事業の継続	実施	実施
② 5歳児健康相談事業	健康づくり課	就学に向け、全ての5歳児に対し健康相談を実施し、支援が必要な児童に対して、早期の対応を図ります。	参加率	100%	全対象 児童実施
③ 就学支援員配置事業	学校教育課	発達障害を含む全ての障がいのある幼児の早期発見、就学に向けた早期対応のために、学校教育課に就学支援員を配置します。	配置人数	支援員 1人 学校間 コーディネーター 1人	継続実施
④ 発達支援ネットワーク（再掲）	こども未来課 健康づくり課 学校教育課 福祉支援課 など	子育て支援拠点、児童館などの各相談窓口や乳幼児発達相談などの各相談事業を通じて、障がいなどの理由により、特別な支援が必要とされた家庭については、就学前幼児発達支援、幼児通級指導教室などが連携して、情報共有を図りながら、きめ細やかな対応を実施します。	体制の確保	実施	実施

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
⑤	さくら教室運営事業	学校教育課	就学に不安を抱えている4歳児(年中児)・5歳児(年長児)に対し、一人ひとりの発達に即した指導を行います。	実施人数	月延べ30人	月延べ30人
⑥	児童・生徒学校生活サポート(再掲)	学校教育課	通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒に対し、学校生活への支援を行います。	支援員の配置	実施	実施
⑦	障がい児保育事業(再掲)	こども未来課	障がい児の受け入れを行い、保育実施のために保育士を配置し、仕事と子育てを両立させたいという保護者のニーズに対応します。	実施箇所数	24カ所	24カ所
⑧	医療的ケア児保育支援事業(再掲)	こども未来課	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、受入可能な保育所等の整備を進めます。	実施箇所数	1カ所	2カ所
⑨	日中一時支援事業(特別支援学校等児童生徒放課後生活支援)	福祉支援課	特別支援学校または小中学校の特別支援学級に在学する児童生徒に対し、放課後生活の支援を図るほか、保護者等の一時的な休息を確保するための事業を実施します。	利用生徒数	20人	実施
⑩	特別児童扶養手当支給事業	福祉支援課	障がいを持つ子どもを扶養している父母または養育者に、手当を支給します。	支給実人数	170人	実施
⑪	障害児福祉手当支給事業	福祉支援課	在宅重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に、手当を支給します。	支給実人数	30人	実施
⑫	特別支援教育への援助(再掲)	学校教育課	特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助します。(特別支援学級)	市の支給要綱に基づき実施	実施	実施

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
⑬	障がい児の地域社会への参画・包容のインクルージョン推進体制の構築	福祉支援課	障がい児が地域社会へ参加し、受け入れられるような体制を推進するため、多職種が連携し、安心して暮らしながら、地域社会の様々な場へ参加できる体制を推進します。	事業推進を図る	実施	実施
⑭	児童発達支援センターの設置	福祉支援課	令和5年度末までの児童発達支援センターの設置を目標としていましたが、達成されていないため、引き続き1か所の設置を目指します。	実施箇所数	0カ所	1カ所
⑮	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保	福祉支援課	地域内の重症心身障がい児へのサービス提供体制の構築を目指し、引き続き関係各機関に働きかけ、1か所の設置を目指します。	実施箇所数	0カ所	1カ所
⑯	医療的ケア児支援のための関係機関の場の設置	福祉支援課	医療的ケア児支援の具体的な議論を行うため、協議の場を設け、具体的な体制構築の方向性を打ち出し、令和7年度以降のサービスを含めた支援開始を目標とします。	事業推進を図る	実施	実施
⑰	障がい児相談支援	福祉支援課	障害児通所支援等の利用者の増加に伴い、今後さらにニーズが高まることが予想されることから、新規事業者の参入を促進し、地域の障がい児の相談支援体制の強化を図ります。	事業の継続	実施	実施
⑱	医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	福祉支援課	医療的ケア児支援の体制の中で、未配置となっているコーディネーターの1名の配置を目指します。	設置人数	0名	1名

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
⑭	障害児通所支援	福祉支援課	地域ニーズに応え、障がい児が地域で安心して健やかに成長できる環境の整備を推進するため、障がい児支援担当者会議などを活用し、関係機関との連携を密にしながら地域課題の把握と社会資源の創生に努めるとともに、個々の家庭が抱える課題に寄り添い、障がい児支援体制をさらに強化します。	事業の継続	実施	実施

5－（３）ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本施策

○母子家庭及び父子家庭などのひとり親世帯に対し、給付金事業または貸付事業など経済的支援を実施することにより、ひとり親家庭の自立の支援を図ります。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
①	母子父子自立支援員設置事業	こども未来課	ひとり親家庭の相談に対し、その自立に必要な情報提供や指導および職業能力の向上や求職活動に関する支援を行います。	配置人数	1 人	1 人
②	児童扶養手当支給事業	こども未来課	ひとり親または父母のどちらかが重度の障がいを持つなどの場合、児童の父母または、父母に代わって児童を養育する者に、児童扶養手当法に基づき、手当を支給します。	支給人数	4 8 0 人	実施
③	母子父子寡婦福祉資金等貸付事業	こども未来課	経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上のため無利子または低利子で、就学や生活費等に関する貸付に関する相談に対応します。	実施件数	0 件	実施

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R 11)
④	自立支援教育訓練 給付金事業	こども未来課	市の指定する職業能力開発の ための講座を受講した場合、 修了後に受講料の一部を支給 します。	実施件数	0 件	実施
⑤	高等技能訓練促進 費支給事業	こども未来課	市が定める資格(看護師、介 護福祉士、理学療法士、作業 療法士、保育士)の取得を目 的に、6 カ月以上にわたり養 成機関で受講する場合、その 期間中の生活費および修了一 時金を支給します。	実施件数	2 名	実施

基本目標 6 仕事と子育ての調和の実現を目指します

仕事やライフスタイルの多様化、女性の社会進出による新しい働き方の実現が求められていることから、結婚・出産後に職場復帰ができる環境整備と、母親も父親も仕事と子育ての両立ができる環境を支援する取り組みを推進します。

6－（１）仕事と生活の調和の推進

基本施策

- 男女の性別的役割分担意識をなくすとともに、仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る、「ワーク・ライフ・バランス」を推進しながら、仕事と子育ての両立に向けた啓発に努めます。
- 国や県などが行う助成金などの施策を活用し促進を図るとともに、関係機関と連携しながら、育児休業制度や看護休暇などの導入促進について企業などへの働きかけに努めます。

事業名	所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
① 育児・介護休業制度、子ども看護休暇等普及啓発事業	商工振興課	国・県・関係機関と連携し、制度の普及や啓発に努めます。	啓発の推進	実施	実施
② 女性活躍推進等普及啓発事業	商工振興課	女性活躍推進法の改正に基づく、事業者等が行うべき取り組みについて情報提供に努めます。	啓発の推進	実施	実施
③ 男女共同参画推進事業	総合政策課	男女共同参画社会の実現を目指して、「由利本荘市男女共同参画計画」を策定し、その啓発に努めます。	啓発の推進	実施	実施
④ 産前～子育て教室の実施	健康づくり課	マタニティ教室、親子教室、育児離乳食教室などへの性別に関わらない参加の呼びかけを行います。	事業の継続	実施	実施
⑤ プレパパ・プレママ教室	健康づくり課	妊婦体験ジャケットの利用などにより、安全な妊娠経過の学習機会を提供するとともに、父親の育児参加意識の向上を図ります。	事業の継続	実施	実施

6－（２）産休、育休後における教育・保育の提供の確保

基本施策

○０歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることから、年度の途中であっても、育児休業満了時からの利用希望に応える環境の整備に努め、円滑な利用のための情報の提供や、相談支援体制を確保してまいります。

○次世代育成支援対策推進法が令和１７年３月末まで再延長され、地方公共団体及び事業主が定めなければならないとされたことに伴い、次世代育成支援のための集中的・計画的な行動計画策定を推進します。

※一般事業主行動計画（従業員１０１人以上の事業所が対象）、特定事業主行動計画（国や地方公共団体が対象）は、計画策定が義務付けられている。

事業名		所管課	事業内容	指標	実績見込 (R 6)	目標値 (R11)
①	産休・育休明けの保育の実施	こども未来課	年度途中での産休または育休明けの保育所入所を円滑に進めます。	希望に応じ実施	実施	実施
②	事業主行動計画の策定推進	こども未来課	事業所や官公庁などが策定する一般・特定事業主行動計画について、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などの計画実現に向け、働きかけを行います。	広報などでの周知	実施	実施
③	由利本荘市特定事業主行動計画の推進	総務課	本市職員において、仕事と子育ての両立を図るため、特定事業主行動計画を策定し、雇用環境の整備を促進します。	育児休暇取得率	行政職女性 １００％ 行政職男性 ５４．６％	女性職員 １００％維持

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制の確保

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、この計画に基づき実施される教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施する区域のことです。

新制度では、この区域は各自治体が、地理的条件や人口、交通事情などの社会的条件を勘案して設定することとされています。

本市における提供区域は、地域子ども・子育て支援事業については全市的に取り組むことを勘案し「市域全体を1つの提供区域」に、幼稚園や保育所、認定こども園にかかる教育・保育については、本荘、矢島、岩城、由利、大内、東由利、西目、鳥海の各地域への、より身近な施設の利用提供を考慮し「8つの地域ごとの提供区域」に設定します。

なお、ここで設定された提供区域は、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、その区域ごとに各施設や事業等の利用が制限されるものではありません。

また、本計画期間中において、現状の教育・保育提供区域における「8つの提供区域」の設定を、地域子ども・子育て支援事業の考え方と同様に「市域全体として1つの提供区域」に変更することの検討を進めます。

2. 教育・保育の一体的な提供と推進体制

幼児期の教育は、心情、意欲、態度、生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、一般的に、人や物との関わりを広げ行動範囲を拡大させるとともに、豊かな感性や好奇心、思考力を養い、人間関係の面でも成長する時期です。このことから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

この計画においては、子どもや保護者が置かれている環境により、保護者の選択のもとで、適切な教育・保育が提供されるよう推進を図ってまいります。

なお、認定こども園は、保護者の就労状況やその変化に応じて、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であります。第2期計画までの期間中で定員の適正化が図られていることから、令和7年度以降は「施設の定員増による提供体制の確保」や「新規開設」は行わないものとします。

ただし、例外として令和6年度末時点で存在する幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、設置者の意向や施設の整備状況に加え、利用者ニーズや市全体の供給体制等から総合的に判断してまいります。

今後、国による量の確保から保育の質の向上へシフトしていく方針を念頭に置きながら、以下の視点等から施設の展開を図ります。

- ・配慮が必要な児童等への支援
- ・施設や人材を活用した施設の多機能化の推進
- ・保育従事者への負担軽減

3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置付けられています。それぞれの事業の内容は以下の表に示すとおりです。

◆施設区分

教育・保育施設	保育園	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	認定こども園	保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
	幼稚園	全ての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
地域型保育事業※ ¹	小規模保育	比較的小規模（6～19人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
	家庭的保育	少人数（5人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
	居宅訪問型保育	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業
	事業所内保育	企業が、主として人材確保のため、従業員への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員への保育を行う施設

※¹：なお、令和7年時点で本市では、地域型保育事業は実施していません。

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けて頂きます。認定は下記の6つの区分とされており、認定に応じて施設や事業など利用先が異なります。

子ども・子育て支援法第61条2項4号に基づく、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保及び保護者の経済的負担や利便性等を考慮した円滑な給付に取り組んでいきます。

◆認定区分

認定区分	対象となる子ども	給付の内容	主な施設・事業
1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	教育標準時間（4時間）	新制度移行幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	保育短時間（※ ² ） 保育標準時間（※ ² ）	認可保育園 認定こども園（保育園機能）
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	保育短時間（※ ² ） 保育標準時間（※ ² ）	認可保育園 認定こども園（保育園機能） 地域型保育事業

※²…保護者の保育を必要とする事由により、保育を利用できる時間が異なります。

- ・保育短時間＝（パートタイムを想定） 最長8時間まで
- ・保育標準時間＝（フルタイムを想定） 最長11時間まで

認定区分	対象となる子ども	主な施設・事業
新1号認定※ ³	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	私学助成幼稚園（新制度未移行） 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園 幼稚園 認可外保育施設 預かり保育事業 一時預かり事業 等
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯であるもの	

※³：本市には「新1号認定区分」はありません。

▼保育を必要とする事由▼

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働など基本的に全ての就労を含む。
ただし、月48時間未満の就労は除く）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、①～⑨までに類する状態と市が認める場合

次ページ以降に記載する教育・保育事業の量の見込みの推計については、国から標準的な考え方が示されておりますが、より地域の実情を反映した推計とするため、標準的な考え方による推計結果を基礎として、実績を踏まえた調整を行い、最終的な量の見込みを設定しました。従いまして、各地区・年度における『必要利用定員総数①』は、各年4月1日時点での推計とします。

『確保方策②』については、同じく各年4月1日時点での各教育・保育施設の利用定員数の合計数（想定）を標記します。

◆由利本荘市全域 8 提供区域の単純合計

令和 7 年 度	認定区分		1 号	2 号 (教育ニーズ)	2 号 (教育ニーズ以外)	3 号 (2 歳児)	3 号 (1 歳児)	3 号 (0 歳児)
	必要利用定員総数①		1 2 7	1 6 7	7 1 2	2 5 0	2 3 6	1 2 1
	確保 方 策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			1 2 5	2 6 5	7 9 1	3 1 2	2 9 5	2 2 4
		地域型保育事業※				—	—	—
②－①＝不足額			▲ 2	0	0	0	0	0

令和 8 年 度	必要利用定員総数①		1 2 1	1 6 1	6 8 2	2 5 0	2 2 7	1 1 7
	確保 方 策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			1 2 5	2 6 5	7 9 1	3 1 2	2 9 5	2 2 4
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	0	0	0	0

令和 9 年 度	必要利用定員総数①		1 1 7	1 5 5	6 5 9	2 3 7	2 2 0	1 1 4
	確保 方 策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			1 2 5	2 6 5	7 9 1	3 1 2	2 9 5	2 2 4
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	0	0	0	0

令和 10 年 度	必要利用定員総数①		1 1 2	1 4 6	6 2 5	2 3 0	2 1 4	1 1 1
	確保 方 策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			1 2 5	2 6 5	7 9 1	3 1 2	2 9 5	2 2 4
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	0	0	0	0

令和 11 年 度	必要利用定員総数①		1 0 9	1 4 2	6 0 8	2 2 4	2 0 7	1 1 0
	確保 方 策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			1 2 5	2 6 5	7 9 1	3 1 2	2 9 5	2 2 4
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	0	0	0	0

※計画策定時点で本市では、「地域型保育事業(地域型保育給付)」は実施していません。

◆本荘地域

令和7年度	認定区分		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (教育ニーズ以外)	3号 (2歳児)	3号 (1歳児)	3号 (0歳児)
	必要利用定員総数①		108	117	471	182	174	89
	確保方策②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			115	182	535	222	215	183
		地域型保育事業※				—	—	—
②－①＝不足額			0	0	0	0	0	0

令和8年度	必要利用定員総数①		106	116	460	178	166	87
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			115	182	535	222	215	183
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	0	0	0	0

令和9年度	必要利用定員総数①		105	112	455	172	162	85
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			115	182	535	222	215	183
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	0	0	0	0

令和10年度	必要利用定員総数①		102	108	439	169	160	83
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			115	182	535	222	215	183
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	0	0	0	0

令和11年度	必要利用定員総数①		99	106	427	164	158	84
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			115	182	535	222	215	183
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	0	0	0	0

※計画策定時点で本市では、「地域型保育事業(地域型保育給付)」は実施していません。

◆矢島地域

令和7年度	認定区分		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (教育ニーズ以外)	3号 (2歳児)	3号 (1歳児)	3号 (0歳児)
	必要利用定員総数①		0	6	32	8	3	4
	確保方策②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	46	9	8	7
		地域型保育事業※				—	—	—
②－①＝不足額			0	▲6	0	0	0	0

令和8年度	必要利用定員総数①		0	5	26	4	7	4
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	46	9	8	7
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲5	0	0	0	0

令和9年度	必要利用定員総数①		0	4	22	7	7	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	46	9	8	7
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲4	0	0	0	0

令和10年度	必要利用定員総数①		0	4	18	7	5	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	46	9	8	7
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲4	0	0	0	0

令和11年度	必要利用定員総数①		0	3	18	6	5	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	46	9	8	7
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲3	0	0	0	0

※計画策定時点で本市では、「地域型保育事業(地域型保育給付)」は実施していません。

◆岩城地域

令和7年度	認定区分		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (教育ニーズ以外)	3号 (2歳児)	3号 (1歳児)	3号 (0歳児)
	必要利用定員総数①		0	6	32	7	3	4
	確保方策②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	47	18	9	6
		地域型保育事業※				—	—	—
②－①＝不足額			0	▲6	0	0	0	0

令和8年度	必要利用定員総数①		0	6	30	4	7	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	47	18	9	6
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲6	0	0	0	0

令和9年度	必要利用定員総数①		0	4	22	9	6	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	47	18	9	6
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲4	0	0	0	0

令和10年度	必要利用定員総数①		0	3	18	6	6	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	47	18	9	6
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲3	0	0	0	0

令和11年度	必要利用定員総数①		0	3	18	6	6	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	47	18	9	6
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲3	0	0	0	0

※計画策定時点で本市では、「地域型保育事業(地域型保育給付)」は実施していません。

◆由利地域

令和7年度	認定区分		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (教育ニーズ以外)	3号 (2歳児)	3号 (1歳児)	3号 (0歳児)
	必要利用定員総数①		0	6	32	11	13	5
	確保方策②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	40	8	12	10
		地域型保育事業※				—	—	—
②－①＝不足額			0	▲6	0	▲3	▲1	0

令和8年度	必要利用定員総数①		0	6	34	15	10	4
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	40	8	12	10
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲6	0	▲7	0	0

令和9年度	必要利用定員総数①		0	8	36	11	8	4
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	40	8	12	10
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲8	0	▲3	0	0

令和10年度	必要利用定員総数①		0	6	35	10	8	4
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	40	8	12	10
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲6	0	▲2	0	0

令和11年度	必要利用定員総数①		0	5	33	10	6	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	40	8	12	10
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲5	0	▲2	0	0

※計画策定時点で本市では、「地域型保育事業(地域型保育給付)」は実施していません。

◆大内地域

令和7年度	認定区分		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (教育ニーズ以外)	3号 (2歳児)	3号 (1歳児)	3号 (0歳児)
	必要利用定員総数①		0	14	69	19	18	8
	確保方策②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	85	25	22	8
		地域型保育事業※				—	—	—
②－①＝不足額			0	▲14	0	0	0	0

令和8年度	必要利用定員総数①		0	12	64	19	17	8
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	85	25	22	8
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲12	0	0	0	0

令和9年度	必要利用定員総数①		0	12	55	17	17	8
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	85	25	22	8
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲12	0	0	0	0

令和10年度	必要利用定員総数①		0	10	52	17	15	7
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	85	25	22	8
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲10	0	0	0	0

令和11年度	必要利用定員総数①		0	10	51	16	13	7
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	85	25	22	8
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲10	0	0	0	0

※計画策定時点で本市では、「地域型保育事業(地域型保育給付)」は実施していません。

◆東由利地域

令和7年度	認定区分		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (教育ニーズ以外)	3号 (2歳児)	3号 (1歳児)	3号 (0歳児)
	必要利用定員総数①		0	3	18	5	3	1
	確保方策②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	21	4	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
②－①＝不足額			0	▲3	0	▲1	0	0

令和8年度	必要利用定員総数①		0	3	18	5	2	1
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	21	4	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲3	0	▲1	0	0

令和9年度	必要利用定員総数①		0	3	18	3	2	1
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	21	4	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲3	0	0	0	0

令和10年度	必要利用定員総数①		0	4	15	3	2	1
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	21	4	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲4	0	0	0	0

令和11年度	必要利用定員総数①		0	3	12	4	2	1
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	21	4	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲3	0	0	0	0

※計画策定時点で本市では、「地域型保育事業(地域型保育給付)」は実施していません。

◆西目地域

令和 7 年度	認定区分		1 号	2 号 (教育ニーズ)	2 号 (教育ニーズ以外)	3 号 (2 歳児)	3 号 (1 歳児)	3 号 (0 歳児)
	必要利用定員総数①		1 9	1 2	4 6	1 1	2 0	7
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			1 0	8 3	0	1 8	2 3	6
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		▲ 9	0	▲ 4 6	0	0	▲ 1

令和8年度	必要利用定員総数①		15	10	36	21	13	7
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			10	83	0	18	23	6
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		▲5	0	▲36	▲3	0	▲1

令和9年度	必要利用定員総数①		12	10	39	13	13	7
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			10	83	0	18	23	6
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		▲2	0	▲39	0	0	▲1

令和10年度	必要利用定員総数①		10	9	38	13	13	7
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			10	83	0	18	23	6
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	▲38	0	0	▲1

令和11年度	必要利用定員総数①		10	10	41	13	13	7
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			10	83	0	18	23	6
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	0	▲41	0	0	▲1

※計画策定時点で本市では、「地域型保育事業(地域型保育給付)」は実施していません。

◆鳥海地域

令和7年度	認定区分		1号	2号 (教育ニーズ)	2号 (教育ニーズ以外)	3号 (2歳児)	3号 (1歳児)	3号 (0歳児)
	必要利用定員総数①		0	3	1 2	7	2	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	1 7	8	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
②－①＝不足額			0	▲ 3	0	0	0	▲ 1

令和8年度	必要利用定員総数①		0	3	14	4	5	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	17	8	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲3	0	0	▲2	▲1

令和9年度	必要利用定員総数①		0	2	12	5	5	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	17	8	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲2	0	0	▲2	▲1

令和10年度	必要利用定員総数①		0	2	10	5	5	3
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	17	8	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲2	0	0	▲2	▲1

令和11年度	必要利用定員総数①		0	2	8	5	4	2
	確保 方策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所		
			0	0	17	8	3	2
		地域型保育事業※				—	—	—
	②－①＝不足額		0	▲2	0	0	▲1	0

※計画策定時点で本市では、「地域型保育事業(地域型保育給付)」は実施していません。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、すべての子育て家庭を対象としています。
 すべての子どもの健やかな成長のために、適切に等しく確保されるよう各事業を推進することが重要であり、特定の地域にたよることなく市全体で取り組んでまいります。

①利用者支援事業（こども家庭センター型）

（単位：実施箇所数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保方策②	1	1	1	1	1
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	事業の実施箇所数
量の見込みの考え方	事業実施箇所数（1箇所）
確保方策の考え方	令和7年度中に本荘保健センター内にこども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に支援を実施する体制を確保します。 【算定方法】量の見込みと同数

②延長保育事業

（単位：実人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	100	96	92	88	84
確保方策②	100	96	92	88	84
	24カ所	24カ所	24カ所	24カ所	24カ所
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	利用実人数
量の見込みの考え方	令和7年度は前年度実績見込と同程度を見込 後年度は前年度の4人減を見込んで算出
確保方策の考え方	保育認定を受け認可保育所等に入所している子どもについて、通常保育を延長します。全ての利用希望者が利用できるよう体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ《学童クラブ》）

（単位：登録児童数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		919	909	900	891	882
学年別 内訳	1年生	255	252	249	247	245
	2年生	232	230	228	226	224
	3年生	192	190	188	186	184
	4年生	135	134	133	132	131
	5年生	74	73	72	71	70
	6年生	31	30	30	29	28
確保方策②		919	909	900	891	882
		15カ所	12カ所	12カ所	12カ所	12カ所
②－①＝不足数		—	—	—	—	—

指標	登録児童数（毎年5月1日時点）
量の見込みの考え方	利用実績から算出 少子化の影響により人口推計では就学児童数は減少傾向にあるが、核家族化が進み、夫婦共働きが増加傾向にあることから、令和6年度実績と同数を令和7年度の見込数とし、以後は1%減として算出した。
確保方策の考え方	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与え、支援員等のもとで児童の健全育成を図ります。今後も全ての利用希望者が利用できるよう体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

※本市の放課後児童クラブ《学童クラブ》実施施設は、民間施設の多くは教育・保育施設内で運営されています。一方で直営施設については、国からの通知にもあるように、公共・公用施設内のスペースや学校の空き教室等の利活用を念頭に置き、利用者ニーズや立地条件なども考慮して確保方策を検討してまいります。

※今後、施設の老朽化や小学校統合に伴う移転等については、関係機関と連携し、地域に待機児童が発生しないよう補助事業を活用して計画的に施設整備・改修を進めてまいります。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	7	7	7	7	7
確保方策②	7	7	7	7	7
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	延べ利用者数
量の見込みの考え方	利用実績から算出
確保方策の考え方	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で一定期間、養育・保護します。 なお、ショートステイについては、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急的に保護が必要な場合には、親子等の保護も行います。 現在確保している受け入れ体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

⑤乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	294	285	277	270	268
確保方策②	294	285	277	270	268
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	出生数
量の見込みの考え方	0歳児人口推計値＋5人（転入者を想定）
確保方策の考え方	安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 訪問対象の児童全てを訪問できるよう現体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

⑥養育支援訪問事業

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	8	8	8	8	8
確保方策②	8	8	8	8	8
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	訪問件数
量の見込みの考え方	利用実績から算出
確保方策の考え方	適切な養育ができるよう、特に支援が必要な家庭を訪問し、子育てに関する指導・助言等を行います。 訪問対象の児童全てを訪問できるよう現体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	8,600	8,170	7,762	7,374	7,005
確保方策②	8,600	8,170	7,762	7,374	7,005
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	市内子育て支援センターの延べ利用者数
量の見込みの考え方	令和7年度は令和5年度利用実績を基準とする。 令和8年度以降は、少子化の影響を考慮して前年度の5%減を見込む。
確保方策の考え方	地域子育て支援拠点事業は、「子育て支援センター」とも呼ばれ、公共施設や地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子交流、育児相談、情報提供等を実施する事業です。 現体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

⑧一時預かり事業

(単位：延べ人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	幼稚園型①	9, 7 6 3	9, 5 4 5	9, 2 9 8	9, 0 0 9	8, 8 7 9
確保方策②		9, 7 6 3	9, 5 4 5	9, 2 9 8	9, 0 0 9	8, 8 7 9
		6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
②－①＝不足数		—	—	—	—	—
量の 見込み	一般型＋ 余裕活用型①	5 3 3	5 2 1	5 0 8	4 9 2	4 8 5
確保方策②		5 3 3	5 2 1	5 0 8	4 9 2	4 8 5
		2 1カ所	2 1カ所	2 1カ所	2 1カ所	2 1カ所
②－①＝不足数		—	—	—	—	—

指標	延べ人数
量の見込みの考え方	過去の利用実績から算出
確保方策の考え方	幼稚園の在園児を対象に、希望に応じて実施する「幼稚園型」と、保護者の病気や育児疲れなど一時的に家庭での保育が困難なときに利用する「一般型」、施設の利用定員を上限として受け入れる「余裕活用型」があります。今後も必要に応じ各施設で対応し、現体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

⑨病児・病後児保育事業

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み①		2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
確保方策②		2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②－①＝不足数		—	—	—	—	—

指標	病後児保育の利用延べ人数
量の見込みの考え方	令和3年度から令和5年度までの3ヵ年利用実績平均
確保方策の考え方	本荘地域1箇所を基幹的施設として、病気の回復期の子どもを対象に病後児保育を実施しております。1日4人まで利用可能なことから、現体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

※なお、本計画策定のために実施したニーズ調査結果からは、病児保育施設のニーズが一定程度確認できましたが、今後も病児保育の実施は関係機関と協議した上で検討してまいります。

⑩ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児	量の見込み①	30	30	30	30	30
	確保方策②	30	30	30	30	30
	②－①＝不足数	—	—	—	—	—
小学生	量の見込み①	3	3	3	3	3
	確保方策②	3	3	3	3	3
	②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	利用者の延べ人数（就学前児童、小学生）
量の見込みの考え方	令和6年度実績見込の平均値より算出
確保方策の考え方	子どもを預かってほしい利用会員と、預かることができる協会員とで運営されます。 市が事務局となり、会員間の利用調整を行い利用希望者全てが利用できるよう現体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

⑪妊婦健康診査

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3,696	3,590	3,498	3,471	3,366
確保方策②	3,920	3,808	3,710	3,682	3,571
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	受診回数
量の見込みの考え方	妊婦1人あたりの受診回数を13.2回（過去平均値）として、翌年度の0歳児の人口推計を妊婦数に読み替えて算出。令和11年度の量の見込みは、前年度の量の見込みの3%減を見込む。
確保方策の考え方	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査検測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 妊婦1人あたり14回（国が示す安心・安全な出産のために必要な受診回数）まで受診できるよう現体制維持に努めます。 【算定方法】翌年度の0歳児人口推計×14回

⑫子育て世帯訪問支援事業

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	8	8	8	8	8
確保方策②	8	8	8	8	8
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	訪問件数
量の見込みの考え方	養育支援訪問事業の利用実績数から算出
確保方策の考え方	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等に居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぎます。 対象となる世帯に訪問できる現体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

⑬児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図る事業です。

由利本荘市公共施設等総合管理計画との整合性を図りつつ、既存の児童福祉施設や他の公共施設の利活用も念頭に、本市の状況を分析しながら適切に支援していきます。

⑭親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなど、親子間における適正な関係性の構築を図る事業です。

本市では、当該事業は実施しておりませんが、こども家庭センターで行う「虹っこひろば」等を通じて、適切に支援していきます。

⑮多様な主体の参入促進事業

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるように、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。本市の状況を分析しながら検討し対応します。

⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具の購入費用、行事への参加費用など、施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担分について負担軽減を図るため公費による補助を行う事業です。本市の状況を分析しながら検討します。

⑰妊婦等包括相談支援事業

(単位：件数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	840	816	795	789	771
確保方策②	840	816	795	789	771
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	面談・相談件数
量の見込みの考え方	翌年度0歳児の人口推計を当該年度の妊婦数に読み替え、 翌年度0歳児人口推計値×3回。 なお、令和11年度の量の見込みは、前年度の量の見込みの2%減を見込む。
確保方策の考え方	こども家庭センターにおいて、妊娠届出の際に妊婦と面談を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの継続的な支援を行います。 全ての対象者に対応できるよう現体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

⑱産後ケア事業

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	50	52	54	56	58
確保方策②	50	52	54	56	58
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	事業利用者延べ人数
量の見込みの考え方	令和7年度は令和6年度利用実績見込から算出。 きめ細やかな事業周知を展開することで、令和8年度以降は前年度2人増として量の見込みに設定する。
確保方策の考え方	出産後1年を経過していない母子に対して、病院への宿泊や助産師等の訪問により、母親の身体的・心理的ケアや新生児の育児サポート等を行います。 全ての対象者に対応できるよう現体制維持に努めます。 【算定方法】量の見込みと同数

⑱子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	実施	実施	実施	実施	実施
確保方策②	実施	実施	実施	実施	実施
②－①＝不足数	—	—	—	—	—

指標	数値目標なし
量の見込みの考え方	児童虐待の発生予防、早期発見や適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図ります。 児童虐待防止の啓発活動による発生予防、関係機関との連携・協働による早期発見と適切な支援に取り組みます。
確保方策の考え方	★数値目標設定対象外★ ＜要保護児童対策地域協議会＞ 構成機関：児童福祉、医療・保健、教育・保育、警察、人権擁護関係 調整機関：こども未来課

⑳乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（単位：定員数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み①	—	48	48	36	36
	確保方策②	—	48	48	36	36
	②－①＝不足数	—	—	—	—	—
1歳児	量の見込み③	—	24	24	24	24
	確保方策④	—	24	24	24	24
	④－③＝不足数	—	—	—	—	—
2歳児	量の見込み⑤	—	24	24	24	24
	確保方策⑥	—	24	24	24	24
	⑤－⑥＝不足数	—	—	—	—	—

指標	年間定員数
量の見込みの考え方	国から示された試算方法により算出
確保方策の考え方	令和8年度から実施とします。 0歳6ヵ月から満3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用出来る新たな通園給付制度です。 【算定方法】量の見込みと同数

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の実現のためには、市と保護者および家庭、地域住民、学校関係者並びに事業者がそれぞれの役割を担いながら、協働して子どもを守り、子育てを支援するように努めることが重要です。

平成23年に制定された「由利本荘市子ども条例」では、その役割を次のとおり定めていることを踏まえ、それぞれがそれぞれの立場で、「子どもの最善の利益」が実現する社会づくりを基本に、この計画の着実な実現を推進するものとします。

また、社会情勢の急激な変化にも柔軟に対応し、実効性の向上を図ってまいります。

・保護者と家庭の役割（条例第6条）

子どもの養育についての責任は保護者にあります。家庭では、子どもが基本的な生活習慣や社会のルールを身につけられるように努めるとともに、子どもの健康の確保と増進に気を配り、愛情を持って、安心して暮らせるように努めましょう。

・地域住民等の役割（条例第7条）

子どもは毎日の生活の中で成長していきます。市民みんなが地域行事や体験活動を通じて交流を図り、健全な環境を整備し、安全安心な地域をつくりましょう。また、地域で培った子育てに関する知識や情報を保護者へ提供するとともに、子どもに関心を持って見守りながら、豊かな人間性を育む子育てを支援してください。

・保育所や幼稚園を含む学校関係者等の役割（条例第8条）

子ども一人ひとりの心と体の成長に深く関わりながら、保護者や地域住民等と互いに連携して、子どもの健全な育成環境をつくりましょう。

また教育に関することや、育児・しつけなど子育てに関する相談しやすい環境づくりを進めるとともに、いじめや虐待などの予防に努め、早期発見と解決を図ります。

・事業者等の役割（条例第9条）

保護者が安心して就業しながら、子どもとふれ合う機会が失われることのない職場環境をつくりましょう。また、市や県・国の施策や地域が行う子どもに関する活動に協力してください。

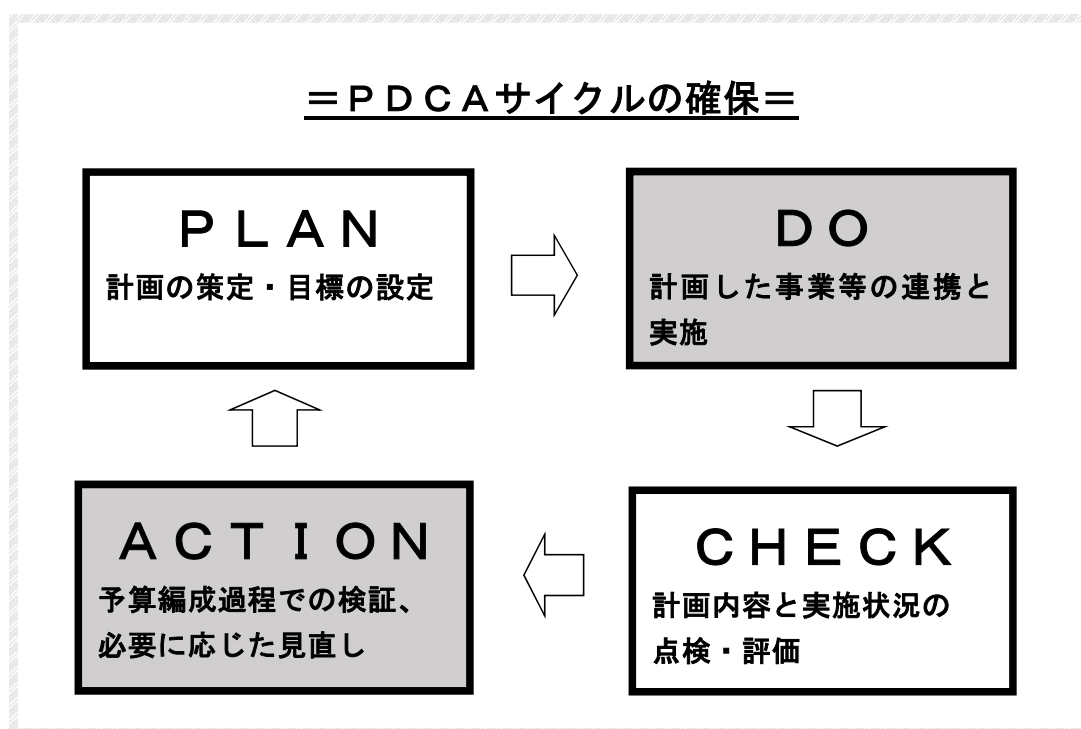
・市の役割（条例第5条、11～13条）

市は、子どもの権利を守るため、国・県などと連携し協働して子ども・子育てに関する施策を実施するとともに、ここに記載されている全ての関係者がそれぞれの役割を果たせるよう支援します。また、条例の理念や基本計画の推進について、広報・啓発活動に努めます。

2. 計画の進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、健康福祉部こども未来課を中心に、関係部署との連携を図りながらその進捗状況を把握するとともに、対象者の視点に立って毎年度事業等の点検を実施し、「由利本荘市子ども・子育て会議」において有効性などを評価いたします。

また、この計画に定めた「量の見込み」や「確保方策」と実態が大きくかけ離れた場合や、国の制度改正などにより変更の必要が生じた場合は、計画期間中であっても、「由利本荘市子ども・子育て会議」において審議し、施策の見直しを行います。



資 料 編

【施設等一覧】 〈令和 7 年 4 月 1 日 予定〉

◆認可保育所

No.	地域	名 称	所 在 地	電 話
1	本 荘	本荘保育園	由利本荘市大門 13	22-0662
2		風の子保育園	由利本荘市御門 74	22-8885
3		ひかり保育園	由利本荘市八幡下 24-1	22-0560
4		石脇東保育園	由利本荘市石脇字上ノ山 99	22-4183
5		石脇西保育園	由利本荘市石脇字田尻 30-12	22-2149
6		石脇北保育園	由利本荘市石脇字竜巻 14	24-3622
7		小友保育園	由利本荘市館前字後田 49-1	22-3532
8		内越保育園	由利本荘市川口字愛宕山 137-2	22-3165
9		子吉保育園	由利本荘市藤崎字藤代 124-2	22-0045
10		石沢保育園	由利本荘市館字六角 168-2	29-2104
11	矢島	矢島保育園	由利本荘市矢島町城内字八森下 515	27-5656
12	岩 城	道川保育園	由利本荘市岩城内道川字烏森 51-1	73-2202
13		亀田保育園	由利本荘市岩城亀田亀田町字田町 35-2	72-2353
14	由利	ゆり保育園	由利本荘市前郷字家岸上堤 76	53-4191
15	大 内	岩谷保育園	由利本荘市岩谷町字日渡 59-1	65-2008
16		下川大内保育園	由利本荘市松本字上川原 14-2	66-2111
17	東由利	えみの森	由利本荘市東由利館合字向田 76-1	69-2131
18	鳥海	鳥海保育園	由利本荘市鳥海町伏見字久保 16-3	57-2010

◆認定こども園

No.	地域	名 称	所 在 地	電 話
1	本 荘	若草幼稚園・保育園	由利本荘市東梵天 52	22-0852
2		清徳幼稚園 清徳保育園	由利本荘市桜小路 43	24-2501
3		本荘カトリックこども園	由利本荘市給人町 100	22-2068
4		本荘幼稚園	由利本荘市東町 56	22-3116
5		本荘中央こども園	由利本荘市薬師堂字谷地 127-3	23-1313
6	西 目	西目こども園	由利本荘市西目町沼田字新屋下 37-1	33-2038

◆放課後児童クラブ

No.	地域	名 称	所 在 地	電 話
1	本荘	石脇学童クラブ	由利本荘市石脇字竜巻 14	24-1345
2		どんぐり・まつぼっくり		
3		つるまい学童クラブ	由利本荘市水林	28-5625
4		尾崎児童クラブ	由利本荘市桜小路 1-5	28-5570
5		A・B		
6		子吉放課後児童クラブ	由利本荘市薬師堂字家ノ腰 57	23-0191
7		小友学童クラブ	由利本荘市館前字後田 49-1	22-3532
8		石沢児童クラブ	由利本荘市館字六角 168-2	29-2104
9	矢島	矢島学童クラブ	由利本荘市矢島町元町字新町 122	55-2236
10	岩城	亀田学童クラブ	由利本荘市岩城亀田亀田町字田町 41	72-2345
11		道川学童クラブ	由利本荘市岩城内道川字鳥森 51-1	73-3560
12	由利	ゆり児童クラブ	由利本荘市前郷字御伊勢下 39-2	53-2023
13	大内	岩谷学童クラブ	由利本荘市岩谷町字田ノ尻 106-1	65-2891
14		大内学童クラブ	由利本荘市松本字小及位野 78	66-2812
15	東由利	えみの森学童クラブ	由利本荘市東由利館合字向田 76-1	69-2131
16	西目	西目学童クラブ	由利本荘市西目町沼田字新道下 2-532	33-2369
17	鳥海	鳥海学童クラブ	由利本荘市鳥海町上川内字西野 108	57-3775

◆子育て支援センター

No.	地域	名 称	所 在 地	電 話
1	本荘	本荘子育て支援センター あおぞら	由利本荘市桜小路 1-5	22-3489
2		本荘子育て支援センター あいあい	由利本荘市石脇字田尻 30-12	28-5535
3	岩城	岩城子育て支援センター	由利本荘市内道川字水呑場 27-1	73-3612

◆児童館・児童センター

No.	地域	名 称	所 在 地	電 話
1	本荘	由利本荘市こどもプラザ あおぞら	由利本荘市桜小路 1-5	22-3489
2	岩城	岩城児童センター	由利本荘市岩城内道川字水呑場 27-1	73-3612
3	大内	岩谷児童館	由利本荘市岩谷町字田ノ尻 106-1	65-2891
4	西目	西目中央児童館	由利本荘市西目町沼田字新道下 2-532	33-2369

【第三期計画期間中の由利本荘市児童福祉施設等整備計画一覧】

令和7年度 整備計画〈令和7年3月時点〉

※下記の計画内容は、事業主体、整備内容、国県補助金制度、市の予算状況によって、改修内容や実施時期に変更があります。確定したものではありません。

施設名	施設種別	整備区分	整備内容
岩谷保育園	保育所	大規模修繕等	フロア改修、大人用トイレ改修、 屋上防水修繕
矢島保育園	保育所	防犯対策（外構）	防護フェンス設置
本荘保育園	保育所	大規模修繕等	木造観覧席改修
岩城児童センター	児童センター	設備改修	照明機器のLED化

【第二期子ども・子育て支援事業計画の事業実績（令和２年度～令和６年度）】

第二期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

※各事業に記載された「令和６年度実績値」はＲ７．３時点での実績見込みを記載しています。

（１）教育・保育事業 《市全体》

令和 ２年度	認定区分		１号	２号 (教育ニーズ)	２号 (保育ニーズ)	３号 (１・２歳児)	３号 (０歳児)
	必要利用定員総数		２５６	１００	８６４	６３７	１６２
	確保 方策	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		認定こども園・保育所		
			３０７		１，１２０	６７３	２７０
		地域型保育事業 (地域型保育給付)					
実績値		３１６		１，１１７	６１５	２４９	
令和 ３年度	認定区分		１号	２号 (教育ニーズ)	２号 (保育ニーズ)	３号 (１・２歳児)	３号 (０歳児)
	必要利用定員総数		２４９	９６	８３５	６２９	１５５
	確保 方策	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		認定こども園・保育所		
			３０７		１，１２０	６７３	２７０
		地域型保育事業 (地域型保育給付)				－	－
実績値		２８６		１，０９０	６６９	２７５	
令和 ４年度	認定区分		１号	２号 (教育ニーズ)	２号 (保育ニーズ)	３号 (１・２歳児)	３号 (０歳児)
	必要利用定員総数①		２３９	９２	７９９	５９４	１５１
	確保 方策②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		認定こども園・保育所		
			３０７		１，１２０	６７３	２７０
		地域型保育事業 (地域型保育給付)				－	－
実績値		３１１		１，０４４	６３０	２３５	
令和 ５年度	認定区分		１号	２号 (教育ニーズ)	２号 (保育ニーズ)	３号 (１・２歳児)	３号 (０歳児)
	必要利用定員総数①		２２６	１３９	７０７	５２８	１５１
	確保 方策②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所	
			３１８		９７１	６８１	２７０
		地域型保育事業 (地域型保育給付)				－	－
実績値		２８８		９１４	６３２	２６７	
令和 ６年度	認定区分		１号	２号 (教育ニーズ)	２号 (保育ニーズ)	３号 (１・２歳児)	３号 (０歳児)
	必要利用定員総数①		２１６	１３３	６７４	５３６	１４３
	確保 方策②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		保育所	認定こども園・保育所	
			３０８		９２０	６２８	２４４
		地域型保育事業 (地域型保育給付)				－	－
実績値		７９	１８４	８６８	６０７	２２６	

※就学前児童の減少により実績値も減少傾向にあります。一方で、令和2年度から令和4年度は、2号保育ニーズと3号（0歳児）が量の見込み（必要利用定員総数）を上回る実績値となっており、ニーズ調査で把握した見込との乖離が見られたことから、令和4年度に計画の中間見直しを実施し、確保方策を見直しました。

（２）地域子ども・子育て支援事業

◆一時預かり事業

（単位：延べ人数）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の 見込み	幼稚園 型	１号	１，２７７	１，２３７	１，１８０	１，１２１	１，０６８
		２号	２５，４２８	２４，６４３	２３，４９５	２２，３２８	２１，２７６
		計	２６，７０５	２５，８８０	２４，６７５	２３，４４９	２２，３４４
確保方策			３０，６６０	３０，６６０	３０，６６０	３０，６６０	３０，６６０
			５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
実績値			１０，４３６	１０，６８３	１０，０５８	８，３８６	８，０３５
			５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
量の 見込み	一般型		２，７０３	２，６４０	２，５２６	１，７４７	１，６２６
確保方策			２，７０３	２，６４０	２，５２６	１，７４７	１，６２６
			２３か所	２３か所	２３か所	２１か所	２１か所
実績値			６９９	４０５	５０６	６５２	４５８
			２３か所	２１か所	１５か所	１６か所	１４か所

※幼稚園型、一般型の利用については、共に減少傾向にあり、量の見込みを大きく下回る実績値となっています。

◆時間外保育事業

（単位：実人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		500	488	468	436	424
確保方策		500	488	468	800	850
		23か所	23か所	23か所	19か所	19か所
実績値		802	901	877	858	829
		23か所	21か所	20か所	19か所	24か所

※ニーズ調査と人口推計を基礎として算出した量の見込みにと実績値に乖離が見られたことから、令和4年度に計画の中間見直しを実施し、確保方策を見直しました。毎年850人程度の利用で推移しています。

◆病児・病後児保育事業

(単位：延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	50	50	50	20	20
確保方策	50	50	50	20	20
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績値	8	7	16	35	23
	2か所	2か所	2か所	2か所	1か所

※病気の回復期の子どもを対象とした病後児保育を本荘・矢島・岩城・鳥海地域で、実施しておりましたが、平成30年度は鳥海・矢島地域の2施設で運営しました。平成31年度からは基幹的施設として本荘・矢島地域で運営、そして令和6年度から本荘地域のみで運営を開始しています。新型コロナウイルス感染症に伴う外出制限の影響で利用者が減少していましたが、5類感染症へ移行後は量の見込みを超える実績値となっています。

◆ファミリー・サポート・センター事業

(単位：延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	364	364	364	66	66
確保方策	364	364	364	66	66
実績値	23	34	33	33	37

※他の事業と同様に、ニーズ調査と人口推計を基礎として算出した量の見込みと実績値に乖離が見られたことから、令和4年度に計画の中間見直しを実施し、確保方策を見直しました。概ね30人程度の利用実績で推移しています。

◆放課後児童健全育成事業

(単位：実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,071	1,010	967	1,041	1,031
確保方策	1,071	1,010	967	1,041	1,031
	16か所	16か所	16か所	15か所	15か所
実績値	1,074	1,042	993	937	961
	16か所	16か所	16か所	15か所	15か所

※児童数の減少はあるものの、概ね1,000人前後の利用者がありました。

※令和5年度より、東由利地区の学童施設が統合となったため、施設数が1箇所減となりました。

◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

(単位：延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4, 581	4, 512	4, 341	16, 200	16, 900
確保方策	4, 581	4, 512	4, 341	16, 200	16, 900
実績値	8, 216	6, 650	5, 964	8, 981	9, 226

※令和4年度に計画の中間見直しを実施し、確保方策を見直しました。こどもプラザあおぞらが、令和2年度にオープンしたことに伴い利用者の増加を見込みましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う外出制限の影響により、実績拡大には繋がりませんでした。

◆乳児家庭全戸訪問事業

(単位：実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	387	373	358	361	344
確保方策	387	373	358	361	344
実績値	367	333	323	321	275

※量の見込みを下回る実績となり、特に令和6年度は大きく下回る実績値となりました。新型コロナウイルス感染症に伴い出生数の減少傾向が加速した影響を受けています。

◆養育支援訪問事業

(単位：実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9	9	8	8	8
確保方策	9	9	8	8	8
実績値	8	4	8	8	5

※令和3年度は量の見込みの半分以下でしたが、他の年度は概ね見込みに近い実績値となっています。

◆妊婦健康診査

(単位：延べ回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5, 402	5, 186	4, 979	4, 780	4, 589
確保方策	5, 402	5, 186	4, 979	4, 780	4, 589
実績値	4, 883	4, 404	4, 080	3, 779	3, 500

※全ての年度で量の見込みを下回る実績となりました。新型コロナウイルス感染症に伴い出生数の減少傾向が加速した影響を受けています。

【第一期子ども・子育て支援事業計画の事業実績（平成27年度～令和元年度）】

第一期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

（１）教育・保育事業

平成 27 年度	認定区分		1 号	2 号 (教育ニーズ)	2 号 (保育ニーズ)	3 号 (1・2歳児)	3 号 (0 歳児)
	必要利用定員総数		2 3 5	1 0 6	1, 3 0 1	7 3 5	2 0 3
	確 保 方 策	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		認定こども園・保育所		
			4 1 5		1, 3 2 8	7 5 2	3 3 0
		地域型保育事業 (地域型保育給付)				—	—
実績値			4 1 5		1, 3 2 8	7 5 2	3 3 0
平成 28 年度	認定区分		1 号	2 号 (教育ニーズ)	2 号 (保育ニーズ)	3 号 (1・2歳児)	3 号 (0 歳児)
	必要利用定員総数		2 2 2	1 0 1	1, 1 9 2	7 2 2	1 9 8
	確 保 方 策	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		認定こども園・保育所		
			4 1 5		1, 3 2 8	7 5 2	3 3 0
		地域型保育事業 (地域型保育給付)				—	—
実績値			3 9 7		1, 2 8 1	7 7 7	3 2 5
平成 29 年度	認定区分		1 号	2 号 (教育ニーズ)	2 号 (保育ニーズ)	3 号 (1・2歳児)	3 号 (0 歳児)
	必要利用定員総数①		2 1 5	9 8	1, 1 6 0	6 9 6	1 9 2
	確 保 方 策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		認定こども園・保育所		
			4 1 5		1, 3 2 8	7 5 2	3 3 0
		地域型保育事業 (地域型保育給付)				—	—
実績値			3 7 0		1, 2 1 2	7 2 4	2 9 7
平 成 30 年度	認定区分		1 号	2 号 (教育ニーズ)	2 号 (保育ニーズ)	3 号 (1・2歳児)	3 号 (0 歳児)
	必要利用定員総数①		2 0 9	9 6	1, 1 3 7	6 7 0	1 8 4
	確 保 方 策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		認定こども園・保育所		
			4 1 5		1, 3 2 8	7 5 2	3 3 0
		地域型保育事業 (地域型保育給付)				—	—
実績値			3 2 9		1, 2 0 5	7 2 1	2 9 7
令和 元年度	認定区分		1 号	2 号 (教育ニーズ)	2 号 (保育ニーズ)	3 号 (1・2歳児)	3 号 (0 歳児)
	必要利用定員総数①		2 0 2	9 4	1, 1 1 5	6 4 5	1 7 6
	確 保 方 策 ②	教育・保育施設 (施設型給付)	認定こども園・幼稚園		認定こども園・保育所		
			4 1 5		1, 3 2 8	7 5 2	3 3 0
		地域型保育事業 (地域型保育給付)				—	—
実績値			3 1 4		1, 1 6 2	6 9 8	2 9 3

※就学前児童の減少により実績値も減少しています。全ての年度において、量の見込み（必要
利用定員総数）を上回る実績値となっています。

（２）地域子ども・子育て支援事業

◆一時預かり事業

（単位：延べ人数）

			平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の 見込み	幼稚園 型	１号	２,３４６	２,２１７	２,１３６	２,０８２	２,００９
		２号	２７,６０２	２６,７６２	２７,０４３	２６,５５４	２６,８７６
		計	２９,９４８	２８,９７９	２９,１７９	２８,６３６	２８,８８５
確保方策			３４,４５０	３４,４５０	３４,４５０	３４,４５０	３４,４５０
			５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
実績値			２６,２６６	２９,８０６	２９,５６５	２９,９４２	２２,８４６
			５か所	５か所	５か所	５か所	５か所
量の 見込み	一般型		１,６５０	１,６０５	１,５２７	１,５０１	１,４５４
確保方策			１,７４５	１,７４５	１,７４５	１,７４５	１,７４５
			２４か所	２４か所	２４か所	２４か所	２４か所
実績値			１,５１８	１,１９５	１,２３０	７２３	６７６
			２４か所	２４か所	２４か所	２４か所	２４か所

※幼稚園型については、就学前児童及び就園率にかかわらず利用があり、平成２８年度から平成３０年度までは、量の見込みを上回る実績値となっています。一般型の利用については減少傾向にあり、平成３０年度・令和元年度では量の見込みを大きく下回る実績値となっています。

◆時間外保育事業

（単位：実人数）

		平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の見込み		５０３	４７５	４６４	４５１	４４７
確保方策		５０３	４７５	４６４	４５１	４４７
		２４か所	２４か所	２４か所	２４か所	２４か所
実績値		１１３	１０５	９８	９８	９７
		２４か所	２４か所	２４か所	２４か所	２４か所

※量の見込みを大きく下回る実績となり、１００人程度の利用で推移しています。

◆病児・病後児保育事業

(単位：延べ人数)

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の見込み	１，６７０	１，１５７	１，５４１	１，５１０	１，４８８
確保方策	１，６７０	１，１５７	１，５４１	１，５１０	１，４８８
	４か所	４か所	４か所	４か所	４か所
実績値	３２	２２	３５	２	３４
	４か所	４か所	４か所	２か所	２か所

※病気の回復期の子どもを対象とした病後児保育を本荘・矢島・岩城・鳥海地域で、実施しておりましたが、平成３０年度に本荘・岩城地域の施設が廃止されました。利用者数の減少にも影響したものと思われます。平成３１年度からは基幹的施設として本荘・矢島地域で運営を開始しています。また、ニーズはあったものの実際は、両親が仕事を休む、祖父母等にみてもらうなどの対応をした方が多くみられました。

◆ファミリー・サポート・センター事業

(単位：延べ人数)

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の見込み	３８３	３８５	３６１	３５１	２９６
確保方策	３８３	３８５	３６１	３５１	２９６
実績値	２９６	２９８	８０	９３	１００

※平成２９年度の利用者延べ人数が大きく減少しています。これは、前年度まで多く利用していたお子さんが保育所入園等により利用しなくなったことによるものです。

◆放課後児童健全育成事業

(単位：実人数)

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の見込み	７５１	７５２	７３１	７００	６６０
確保方策	７５１	７５２	７３１	７００	６６０
	２０か所	２０か所	２０か所	２０か所	２０か所
実績値	９６６	１，０５７	１，０３５	１，０２９	１，０１３
	２０か所	１９か所	１９か所	１９か所	１７か所

※平成３１年度に川内・直根・笹子学童クラブが統合し鳥海学童となったことにより、実施箇所が減少しました。１，０００人前後の利用者がありました。

◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

(単位：延べ人数)

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の見込み	４，２１２	４，１２８	３，９８４	３，８５２	３，７３２
確保方策	４，２１２	４，１２８	３，９８４	３，８５２	３，７３２
実績値	３，６２５	３，７０５	４，４６９	４，８３５	４，２３５

※平成２９年度以降、量の見込みを上回る実績がみられます。

◆乳児家庭全戸訪問事業

(単位：実人数)

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の見込み	４８１	４６６	４４８	４３２	４１６
確保方策	４８１	４６６	４４８	４３２	４１６
実績値	４６１	４４３	４００	４０２	４００

※平成２７年度当初から量の見込みを下回る実績がみられます。

◆養育支援訪問事業

(単位：実人数)

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の見込み	８	８	７	７	６
確保方策	８	８	７	７	６
実績値	４	７	１３	１０	１０

※見込みでは減少するものと思われていましたが、実績からは増加傾向がみられます。

◆妊婦健康診査

(単位：延べ回数)

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度
量の見込み	５，８４２	５，６６４	５，４５０	５，２４７	５，０６７
確保方策	５，８４２	５，６６４	５，４５０	５，２４７	５，０６７
実績値	６，５１１	５，８６９	６，０６５	５，８６１	５，６２７

※平成２７年度当初から量の見込みを上回る実績がみられます。

用語解説

あ行

- 預かり保育 【あずかりほいく】

幼稚園で通常の教育時間以外に、在園児を希望で預かる延長保育のことです。

- 育児休業制度 【いくじきゅうぎょうせいど】

育児・介護休業法に基づき、労働者が育児のために一定期間の休業取得を保障する制度です。

- NPO 【エヌピーオー】

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」といいます。

- M字カーブ 【エムジカーブ】

M字カーブとは、女性の年齢別労働力人口の割合をグラフで示した場合に、アルファベットの「M」の字に似た曲線を描くことからついた言葉を指します。

か行

- 核家族 【かくかぞく】

夫婦と未婚の子どもで構成された家族のことです。

- 家庭相談員 【かていそうだんいん】

家庭における児童の養育等の相談、児童虐待、困難な問題を抱える女性・DVに関する相談に対応します。

- 家庭的保育 【かていてきほいく】

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

- 企業主導型保育 【きぎょうしゅどうがたほいく】

企業等が国から助成を受けて従業員向けに運営する認可外の保育施設で、企業等の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

- 教育・保育施設 【きょういく・ほいくしせつ】

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のことです。

- 合計特殊出生率 【ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ】

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するものです。

- コーホート要因法 【コーホートよういんほう】

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、自然増減（出生と死亡）及び純移動（転出入）という 2 つの人口変動要因について将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

- 子育て支援センター 【こそだてしえんせんたー】

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第 59 条、児童福祉法第 6 条の 3）

- 子ども・子育て支援新制度 【こども・こそだてしえんしんせいど】

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことです。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

- 子どもの貧困率 【こどものひんこんりつ】

各世帯の所得から税や社会保険料を除き、1 人当たりの所得を順に並べ、その中央値の半分を「貧困線」として設定し、それに満たない所得の世帯で暮らしている 17 歳以下の子どもの割合を示したものです。

さ行

- 事業所内保育 【じぎょうしょないほいく】

各市町村の認可を受けて企業が主に運営する保育施設で、主に満 3 歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

- 思春期 【ししゅんき】

二次性徴が始まる時期であり、子どもから大人に向かって発達する時期です。8・9 歳から 17・18 歳までをいいます。

- 次世代育成支援対策推進法 【じせだいいくせいしえんたいさくすいしんほう】

少子化の流れを変えるため、地方公共団体や事業主に次世代育成に関する行動計画の策定を義務付けた法律（平成 15 年 7 月成立）です。

- 児童 【じどう】

学校教育法では満 6～12 歳までの学齢児童、児童福祉法では満 18 歳未満の児童のことです。

- 児童館 【じどうかん】

児童福祉法に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一であり、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。

- 児童相談所 【じどうそうだんじょ】

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されており、18 歳未満の児童についての一般家庭、学校などからのあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助する専門機関です。

- 児童の権利に関する条約 【じどうのけんりにかんするじょうやく】

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

- 出生率 【しゅっしょうりつ】

人口 1,000 人に対する年間出生数を比率で示したものです。

- 小規模保育 【しょうきぼほいく】

主に満 3 歳未満の乳幼児を対象とし、少人数（定員 6～19 人）を対象にきめ細かな保育を行います。

- 食育 【しょくいく】

生きる上での基本であり、「知育」、「徳育」、「体育」の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。

- ショートステイ事業 【ショートステイじぎょう】

原則 7 日以内で、保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

- スクールカウンセラー

学校で子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行う臨床心理士等のことです。

- スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、児童生徒の問題に対し保護者や教職員と協力しながら問題の解決を図る専門職のことです。

- 潜在保育士 【せんざいほいくし】

保育士の資格を持っているが保育士として就労していない人のことです。

た行

● 待機児童 【たいきじどう】

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

● 男女共同参画 【だんじょきょうどうさんかく】

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

● 地域型保育事業 【ちいきがたほいくじぎょう】

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの総称です。

● 地域子ども・子育て支援事業 【ちいきこども・こそだてしえんじぎょう】

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。

● ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親しい男女間における暴力のことです。

な行

● 乳児 【にゅうじ】

児童福祉法では1歳未満の者を乳児としています。

● 乳児家庭全戸訪問事業 【にゅうじかていぜんこほうもん】

生後4か月（本市では生後2か月）までの乳児の居る全ての家庭を保健師や助産師、看護師が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもがすこやかに育成できる環境整備を図ることを目的とした事業です。

● 認可外保育施設 【にんかがいほいくしせつ】

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

● 認定区分（1号認定、2号認定、3号認定） 【にんていくぶん】

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合

- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

● 認定こども園 【にんていこどもえん】

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことです。

は行

● 発達障がい 【はったつしょうがい】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

● バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障害となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

● ひとり親家庭 【ひとりおやかてい】

母子家庭と父子家庭の総称です。母子家庭は、未婚、死別又は離別の母親と未成年の子どものみからなる家族を示しており、父子家庭は、未婚、死別又は離別の父親と、未成年の子どものみからなる家族を示しています。

● 貧困の連鎖 【ひんこんのれんさ】

親の貧困が子どもの貧困につながっていくことです。家庭の所得差によって子どもの教育や健康などに格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされています。

● ファミリー・サポート・センター事業 【ファミリー・サポート・センターじぎょう】

乳幼児（3か月以上）や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等（利用会員）と当該援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、急用や保護者の通院、育児疲れなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とした事業です。

● 不育症 【ふいくしょう】

妊娠はするものの、2回以上の流産、死産を繰り返して結果的に子どもを持っていない状態のことです。

● フッ化物 【フッカぶつ】

フッ素は必須栄養素の1つであり、また自然の中に広く分布している元素で、実際には他の元素と結合して「フッ化物」として存在しています。適正量を用いれば、むし歯予防のためのフッ化物応用は有効です。

- 不妊 【ふにん】

妊娠を望んで性生活を送っている男女が1年以上妊娠しない状態のことです。

- 保育所 【ほいくしょ】

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することができない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。

- 保育の必要性の認定 【ほいくのひつようせいのにんてい】

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのことです

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【ほうかごじどうけんぜんいくせいじぎょう（ほうかごじどうクラブ）】

保護者が昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、学校の空き教室などを利用して、放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたものです。

- ボランティア

社会福祉などにおいて、無償性、善意性、自発性に基づいて技術の援助や労力の提供などを行う民間の奉仕者のことです。

ま行

- 民生委員・児童委員 【みんせいいいん・じどういいん】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

や行

- 養育支援訪問事業 【よういくしえんほうもんじぎょう】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不適等であると認められた児童およびその保護者または出産後の養育について出産前において支援が支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とした事業です。

- 幼児 【ようじ】

児童福祉法では、1歳から小学校に就学するまでを幼児としています。

- 幼稚園 【ようちえん】

幼児を保育し、適当な環境を与え、心身の発達を助長することを目的に、満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関のことです。

- 要保護児童対策地域協議会 【ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい】

虐待を受けた子どもなど要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、関係機関が連携して情報共有を行い、支援方針や役割分担の協議、支援の進捗管理を行うネットワークです。

ら行

- 療育 【りょういく】

児童福祉法に規定があり、「療」は医療を「育」は保育又は養育を意味するものであり、これらを併せて行うことをいいます。保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携が必要です。

わ行

- ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスをとりながら展開できる状態を実現することです。

【由利本荘市子ども・子育て会議委員名簿（令和５・６年度）】

氏 名	所 属	任 期
津 籠 春 菜	子どもの保護者（公募委員）	R5. 4. 1～R7. 3. 31
三 浦 遼	子どもの保護者（公募委員）	R5. 4. 1～R7. 3. 31
佐 藤 みわ子	子どもの保護者（公募委員）	R5. 4. 1～R7. 3. 31
藤 井 信 子	由利本荘市 PTA 連合会	R5. 4. 1～R6. 3. 31
熊 田 真 子	由利本荘市 PTA 連合会	R6. 4. 1～R7. 3. 31
安 倍 武 義	由利本荘市民生児童委員協議会	R5. 4. 1～R7. 3. 31
長谷川 時夫	由利本荘市手をつなぐ育成会	R5. 4. 1～R6. 3. 31
佐 藤 秀 典	由利本荘市手をつなぐ育成会	R6. 4. 1～R7. 3. 31
菅 原 清 香	子育て支援団体「ままちよこ」	R5. 4. 1～R7. 3. 31
伊 藤 ひろ美	市内子育て関連サークル「国境なき話し手」	R5. 4. 1～R7. 3. 31
猪 股 和 子	由利本荘市保育協議会	R5. 4. 1～R7. 3. 31
松 橋 郁 子	由利本荘市認定こども園連合会	R5. 4. 1～R7. 3. 31
保 科 美 和	学童クラブ事業者（石脇学童クラブ）	R5. 4. 1～R7. 3. 31
松 田 武 文	一般社団法人 由利本荘医師会	R5. 4. 1～R7. 3. 31
小 松 慶 悦	由利本荘市社会福祉協議会	R5. 4. 1～R5. 7. 30
三 浦 徳 久	由利本荘市社会福祉協議会	R5. 7. 31～R7. 3. 31
石 井 淳	由利地域振興局福祉環境部	R5. 4. 1～R6. 3. 31
最 上 健 司	由利地域振興局福祉環境部	R6. 4. 1～R7. 3. 31
伊 藤 一 隆	由利本荘市商工会	R5. 4. 1～R6. 3. 31
吉 田 光 浩	由利本荘市商工会	R6. 4. 1～R7. 3. 31

（敬称略）

※委員の任期は原則２年です。令和７年度以降は新たな委員で構成されます。

由利本荘市子ども・子育て会議事務局
健康福祉部こども未来課 T E L 0184-24-6319
Eメールアドレス kodomo@city.yurihonjo.lg.jp

子育てが 楽しいまち 由利本荘市！！

～手を取りあい みんなでつなごう 笑顔の輪～

第三期由利本荘市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 由利本荘市
秋田県由利本荘市尾崎17番地
ホームページ <https://www.city.yurihonjo.lg.jp>